

下田市
第3期子ども・子育て支援事業計画
計 画 案

令和7年1月
下田市

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 本計画の法的根拠、位置づけ.....	2
1 本計画の法的根拠.....	2
2 本計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画の対象.....	3
第2章 下田市の現状	4
第1節 子ども・子育て世帯等の現状.....	4
1 統計データにおける子ども・子育て世帯等の状況.....	4
2 教育・保育施設の状況.....	9
3 子育てに関する地域活動の状況.....	11
第2節 教育・保育施設の利用状況（計画値と実績値の比較）.....	12
1 1号認定（幼稚園、認定こども園幼稚園部）.....	12
2 2号認定（保育所、認定こども園保育園部）.....	12
3 3号認定 0歳児（保育所、認定こども園保育園部）.....	13
4 3号認定 1・2歳児（保育所、認定こども園保育園部）.....	13
5 0歳児、1・2歳児の保育利用率.....	13
第3節 地域子ども・子育て支援事業の実施状況（計画値と実績値の比較）.....	14
1 利用者支援事業.....	14
2 地域子育て支援拠点事業.....	14
3 妊婦健診事業.....	14
4 乳児家庭全戸訪問事業.....	15
5 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 小学生利用）.....	15
6 一時預かり事業.....	15
7 病児保育事業.....	16
8 放課後児童健全育成事業.....	16
9 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	16
第4節 子育て支援施策の実施状況.....	17
第5節 保護者、関係者への調査結果概要.....	23
1 未就学児及び小学生保護者のニーズ調査.....	23
2 子育て支援の関係団体・関係者に対するヒアリング調査.....	41
第3章 計画の基本方針	42
第1節 子どもの人口の推計.....	42
1 第2期計画の検証.....	42
2 第3期計画の推計値.....	43
第2節 本市の子ども・子育て支援関連施策の課題.....	45

第3節	本計画の基本理念の設定	48
第4節	計画における基本的な視点	49
第5節	計画の基本目標	50
基本目標Ⅰ	地域全体で関わる子育て支援	50
基本目標Ⅱ	妊娠期から切れ目のない親子の健康づくり支援	50
基本目標Ⅲ	子どもの未来を育てる教育環境の充実	50
基本目標Ⅳ	子育てにやさしい都市基盤・生活環境の整備	51
基本目標Ⅴ	仕事と家庭生活との両立の推進	51
基本目標Ⅵ	子どもに対する安全の確保	51
基本目標Ⅶ	支援を要する子どもや家庭を支えるきめ細かな取組の推進	51
第6節	施策体系	52
第7節	重点施策	53
重点1	教育・保育事業、ボランティア人材の確保・育成	53
重点2	子育て支援拠点の機能充実	53
重点3	防災対策の推進	53
重点4	子育て支援ネットワークの充実	53
重点5	参加型体験事業、地域の行事・イベントへの参加促進	54
重点6	きめ細かな保育・子育て支援ニーズの受け入れ体制の検討	54
重点7	困りごとの相談窓口、知りたい情報を探しやすいシステムの構築	54

第4章 今後の子育て支援施策 55

施策目標Ⅰ	地域全体で関わる子育て支援	55
1	教育・保育サービスの充実	55
2	地域における子育て支援サービスの充実	57
3	子育て支援のネットワークの充実・活用	60
4	児童・生徒の健全育成	61
5	子育てに伴う経済的負担の軽減	62
施策目標Ⅱ	妊娠期から切れ目のない親子の健康づくり支援	63
1	親子の健康の確保	63
2	食育の推進	67
3	小児医療の充実	68
施策目標Ⅲ	子どもの未来を育てる教育環境の充実	69
1	学校の教育環境等の整備	69
2	家庭や地域の教育力の向上	72
3	子どもの人権や子育てに関する意識啓発の推進	75
施策目標Ⅳ	子育てにやさしい都市基盤・生活環境の整備	77
1	安全で住みよいまちづくりの推進	77
2	良好な居住環境の確保	78
施策目標Ⅴ	仕事と家庭生活との両立の推進	79
1	多様な働き方の実現及び働き方の見直しの促進	79

2	仕事と子育ての両立の推進	80
施策目標VI	子どもに対する安全の確保	81
1	交通安全活動の推進	81
2	犯罪被害対策の推進	82
3	自然災害対策の推進	83
4	思春期保健対策の充実	84
施策目標VII	支援を要する子どもや家庭を支えるきめ細かな取組の推進	85
1	児童虐待防止対策の充実	85
2	ひとり親家庭や貧困家庭等の自立支援の推進	86
3	障害児施策の充実	87
第5章	子ども・子育て事業計画	88
第1節	教育・保育提供区域	88
1	教育・保育提供区域とは	88
2	本市における教育・保育提供区域の考え方	88
第2節	教育・保育施設における利用者数等の見込み（量の見込み）及び受け入れ体制の 想定（確保の方策）	89
1	1号認定（認定こども園幼稚園部）	89
2	2号認定（保育所及び認定こども園保育園部）	89
3	3号認定（0歳）	90
4	3号認定（1歳）	90
5	3号認定（2歳）	91
6	保育利用率	91
第3節	地域子ども・子育て支援事業の利用見込み及び受け入れ体制の想定	92
1	利用者支援事業	92
2	地域子育て支援拠点事業	92
3	妊婦健診事業	93
4	乳児家庭全戸訪問事業	93
5	養育支援訪問事業	94
6	子育て短期支援事業	94
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 小学生利用）	94
8	一時預かり事業	95
9	時間外保育事業	96
10	病児保育事業	96
11	放課後児童健全育成事業	97
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	97
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	97
14	子育て世帯訪問支援事業	98
15	児童育成支援拠点事業	98
16	親子関係形成支援事業	98

17	妊婦等包括相談支援事業	99
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	99
19	産後ケア事業	100
第4節	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて	101
1	教育・保育の一体的提供の推進	101
2	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について	101
3	教育・保育施設の質の向上	102
第6章	計画の推進に向けて	103
1	計画の周知	103
2	計画の推進体制の整備・充実	103
3	計画進捗状況の点検・公表について	103

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景

国は、長く続く出生数の減少、合計特殊出生率の低下を受けて、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども子育て世帯を社会全体で支援することを目的として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て関連3法を整備しました。

その後、深刻化する子育て世代の貧困や所得格差の拡大、児童虐待の複雑化など、表面化してきた多くの問題に対応するため、国会では、令和元年5月10日に「子ども・子育て支援法」の改正案、令和元年6月12日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正案、令和元年6月19日に児童虐待防止対策の強化を図るため「児童福祉法」等の改正案を可決・成立するなど、関連施策の強化が進められてきました。

さらに、令和4年6月に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日に「こども家庭庁」が設置され、令和5年12月22日に「こども大綱」が閣議決定され、新たなこども施策の策定が方向づけられました。

本市においては、平成26年度に「下田市 子ども・子育て支援事業計画」、令和元年度に「下田市 第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を進めてきました。

今回、「下田市 第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度までであることから、令和7年度を初年度とする「下田市 第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

なお、こども基本法に基づく「(仮称)下田市こども計画」の策定を令和7年度に予定しており、本計画は計画期間終了後、令和12年度から「(仮称)下田市こども計画」と統合することを予定しています。

第2節 本計画の法的根拠、位置づけ

1 本計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により策定が義務づけられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

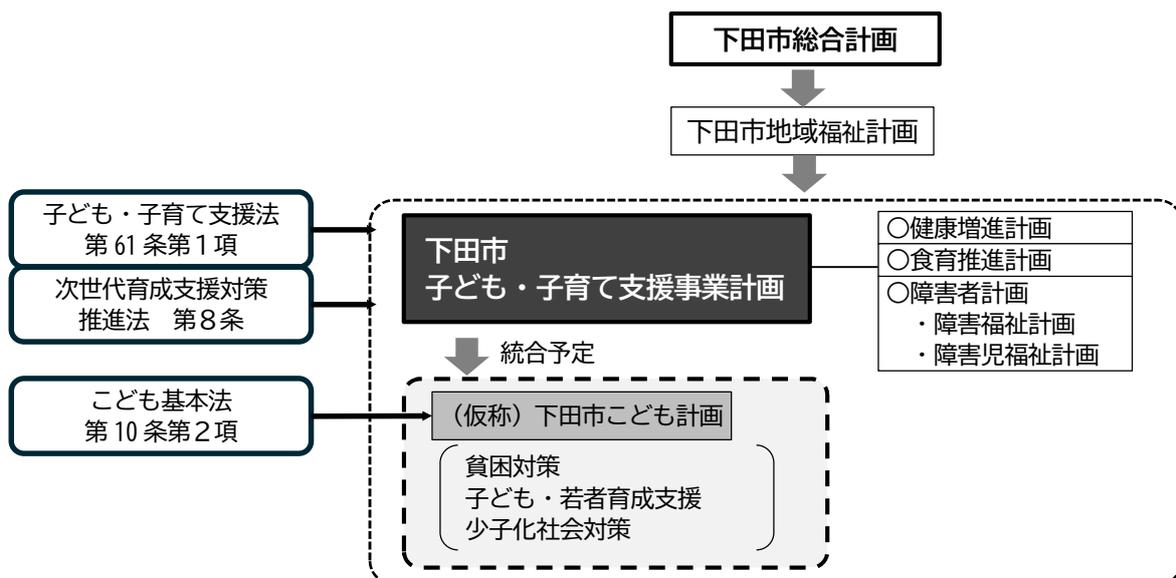
また、さらに広範囲な子育て支援のため、次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力義務として規定されている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」、平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知において策定することとされた「母子保健計画」を包含します。

なお、令和4年6月に成立したこども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」への移行を前提としています。

2 本計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第5次下田市総合計画」（令和3年度～令和12年度）で掲げるまちの将来像「時代の流れを力に つながる下田 新しい未来」の子育て・教育分野を担う個別計画の一つとして位置づけられています。また、効果的かつ施策推進の観点から、福祉分野の最上位計画である「地域福祉計画」や「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画等」（賀茂地区として策定）他の関連計画と連携し、整合性を図ります。

なお、「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、教育・保育事業及び子育て支援に関連する国が定めた事業の待機者解消を目指し、主に小学生以下の児童への支援体制強化を目指した計画です。今後は、20代（施策によっては30代）を含めて、貧困対策や若者の社会的自立、少子化対策等幅の広い施策を網羅し、令和7年度に策定を予定している「（仮称）下田市こども計画」との統合を目指しています。

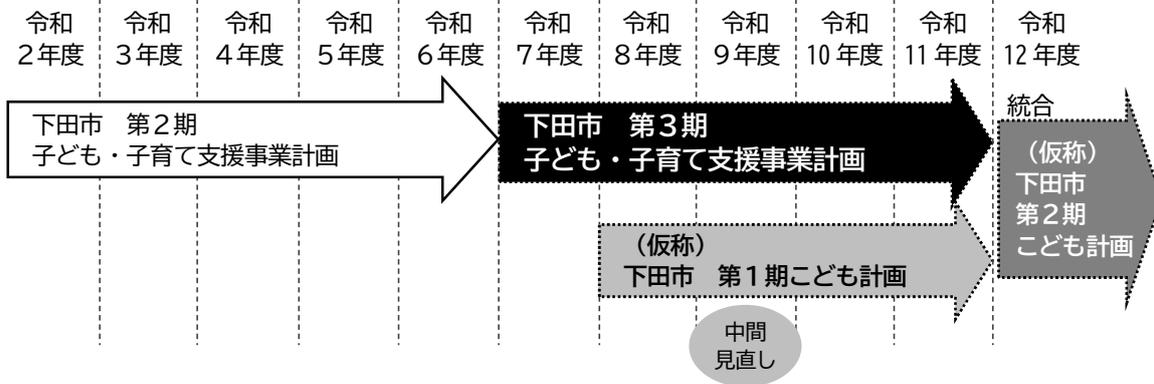


第3節 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、認定子ども園や保育所の利用者数の見込みが計画値と大きく異なる傾向が続くときは、中間年の令和9年度を目途に中間見直しを行うことがあります。

また、計画期間終了後、「(仮称)下田市子ども計画」と統合を予定しています。



第4節 計画の対象

計画の対象について、子ども・子育て支援法では、「子ども」(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)とされていますが、小学生以下を中心に、連続性のある施策については中学生、高校生及びその保護者を対象とします。

子ども・子育て支援法

(定義)

第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第2章 下田市の現状

第1節 子ども・子育て世帯等の現状

1 統計データにおける子ども・子育て世帯等の状況

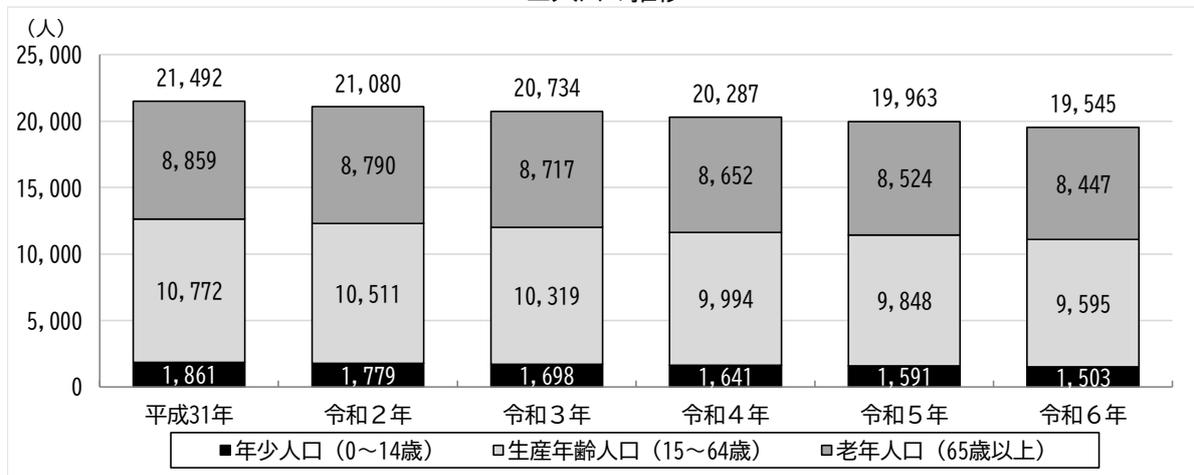
(1) 人口・世帯数

①人口の推移

市の総人口は、減少傾向が続いており、平成31年から令和6年までの5年間で1,947人(9.1%)減少しています。

また、年齢3区分別の推移をみると、すべての年齢層で減少傾向が続いており、年少人口(0～14歳)では358人(19.2%)、生産年齢人口(15～64歳)では1,177人(10.9%)、老年人口(65歳以上)では412人(4.7%)の減少となっています。

■人口の推移

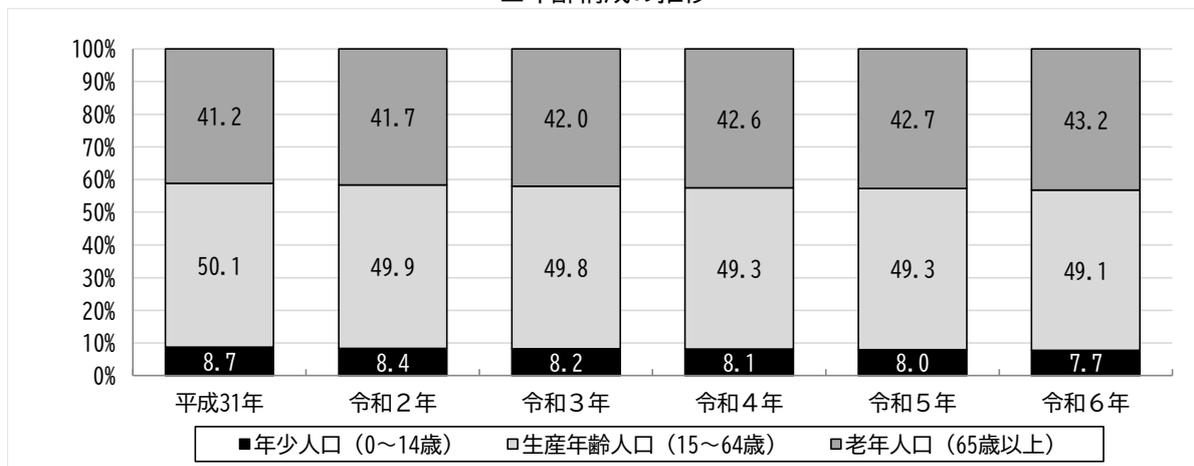


出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

②年齢構成の推移

年齢構成をみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)の割合は低下が続いており、令和6年にはそれぞれ7.7%、49.1%となっています。なお、老年人口(65歳以上)の割合は上昇が続いており、令和6年には43.2%となっています。

■年齢構成の推移

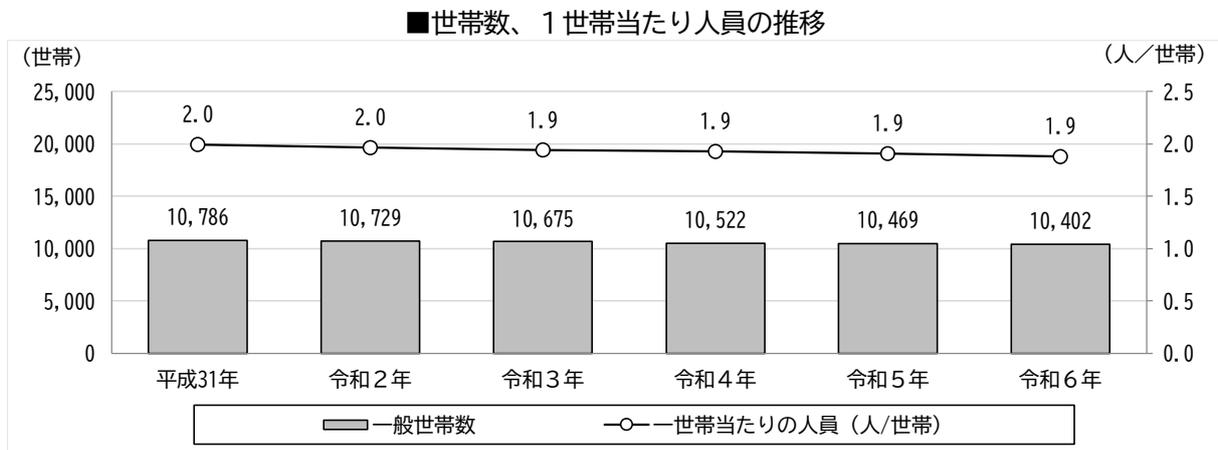


出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

③世帯数、1世帯当たり人員の推移

世帯数の推移は、平成31年以降ゆるやかな減少傾向が続いており、平成31年から令和6年までの5年間で384世帯（3.6%）減少しています。

1世帯当たり人員の推移は、平成31年から令和2年にかけて2.0人/世帯、令和3年以降は1.9人/世帯で推移しています。

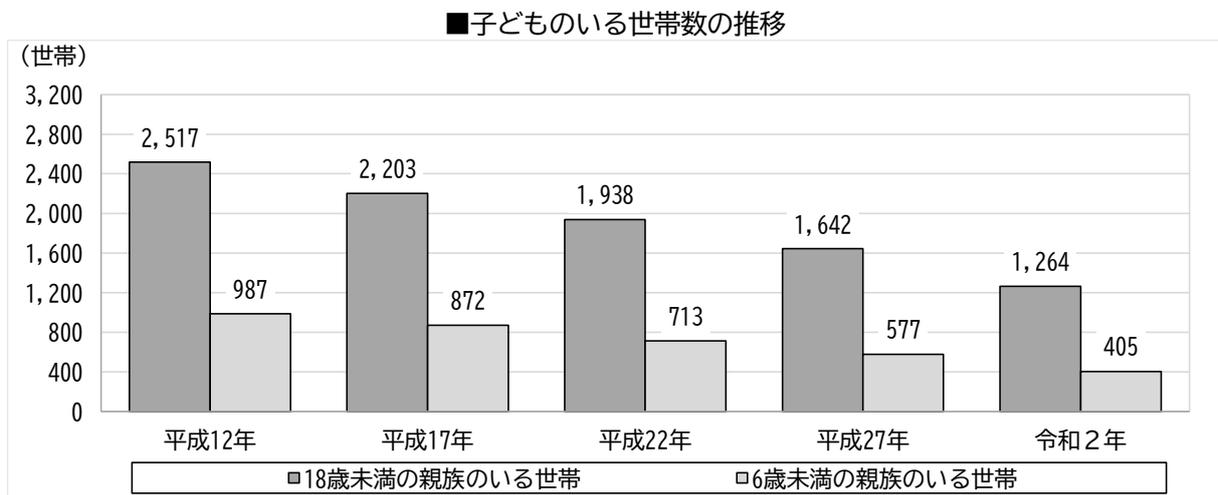


出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

④子どものいる世帯数の推移

18歳未満の親族のいる世帯数の推移は、平成12年以降減少傾向が続いており、平成12年から令和2年までの20年間で1,253世帯（49.8%）減少しています。

6歳未満の親族のいる世帯数の推移は、平成12年以降減少傾向が続いており、平成12年から令和2年までの20年間で582世帯（59.0%）減少しています。

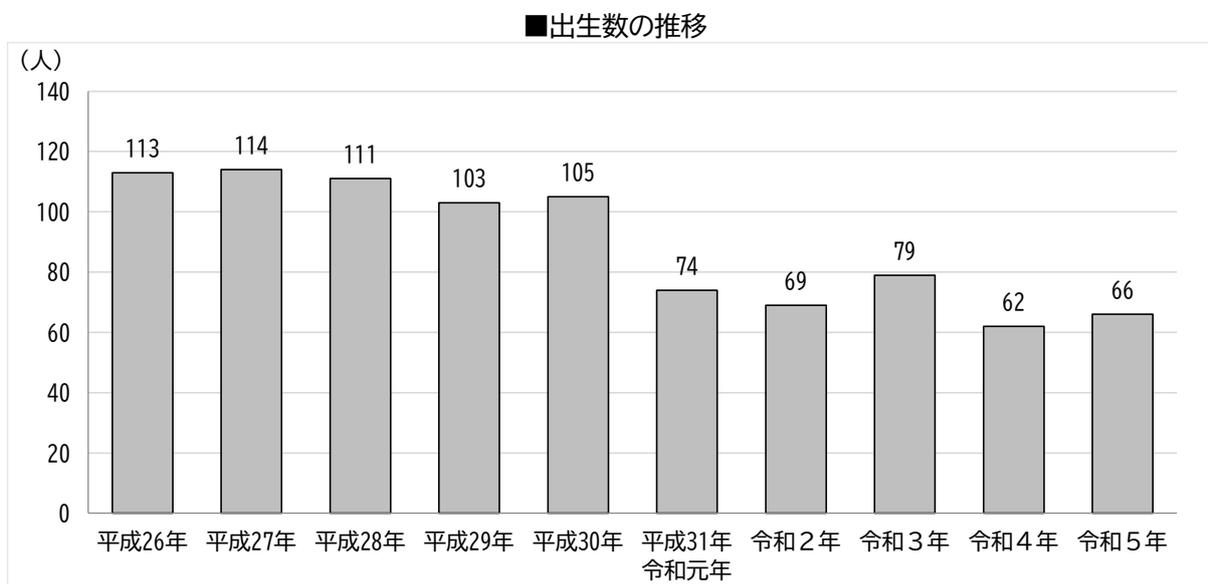


出典：国勢調査（各年10月1日時点）

(2) 人口動態

①出生数、出生率の推移

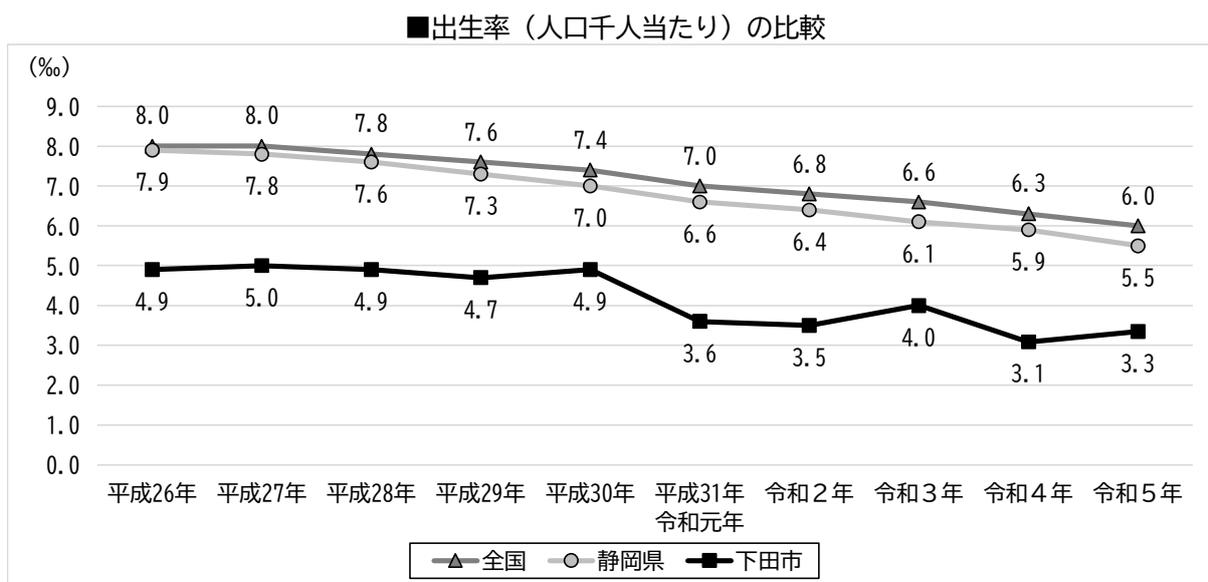
出生数は、平成26年から平成30年にかけて100～110人台で推移していますが、令和元年以降には100人を下回り、令和5年には66人となっています。



出典：人口動態統計

出生率は、平成26年以降上昇と低下を繰り返しており、令和3年には4.0へと上昇したものの、令和5年には3.3となっています。

静岡県や全国と比較すると、各年とも静岡県や全国の数値を下回っています。特に平成26年と令和元年には静岡県と3.0の差がみられましたが、令和2年以降は3.0未満の差で推移しています。



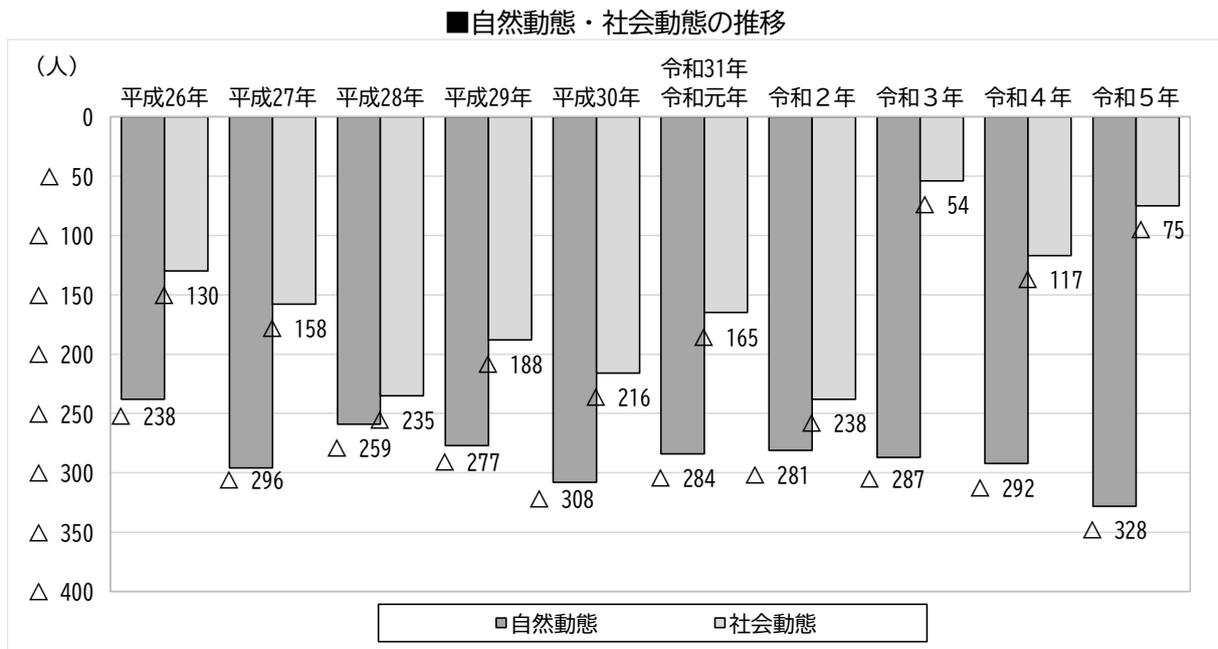
出典：人口動態統計
※令和5年は概数

②自然動態・社会動態の推移

自然動態（出生－死亡）は、平成26年以降減少が続いており、令和5年には328人の減少となっています。

社会動態（転入－転出）も同様に平成26年以降減少が続いており、令和5年には75人の減少となっています。

なお、自然動態では令和5年の328人、社会動態では令和2年の238人が最も大きな減少となっています。



出典：人口動態統計

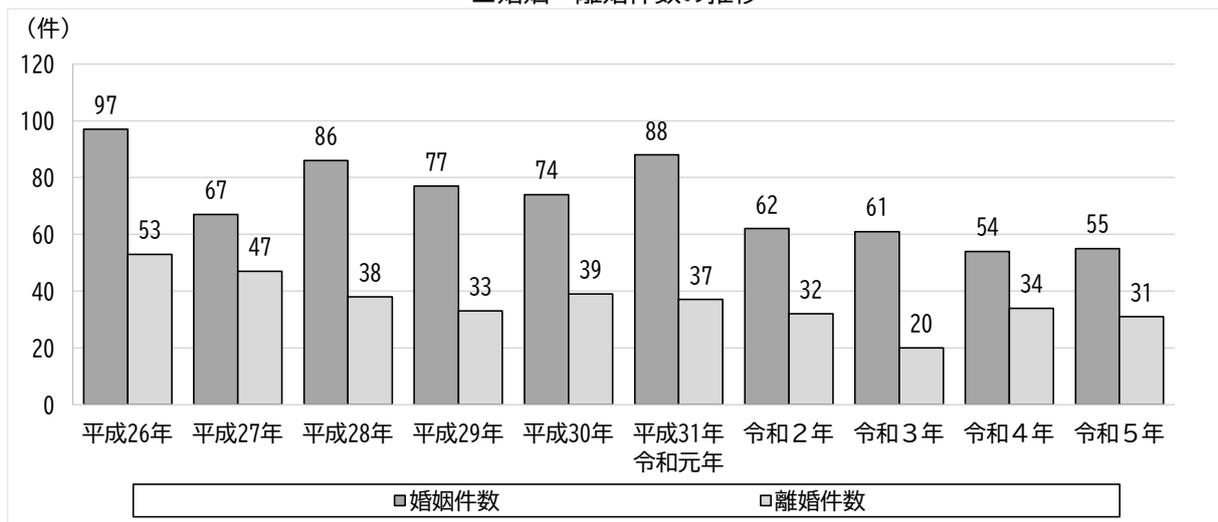
③婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年には55件となっています。

離婚件数は、平成26年から平成29年にかけて、平成30年から令和3年にかけてそれぞれ減少して推移しており、令和5年には31件となっています。

婚姻件数と離婚件数を比較すると、平成28年に最大で48件の差がみられましたが、令和5年には24件となっており、婚姻を継続している世帯の伸びは鈍化しています。

■婚姻・離婚件数の推移

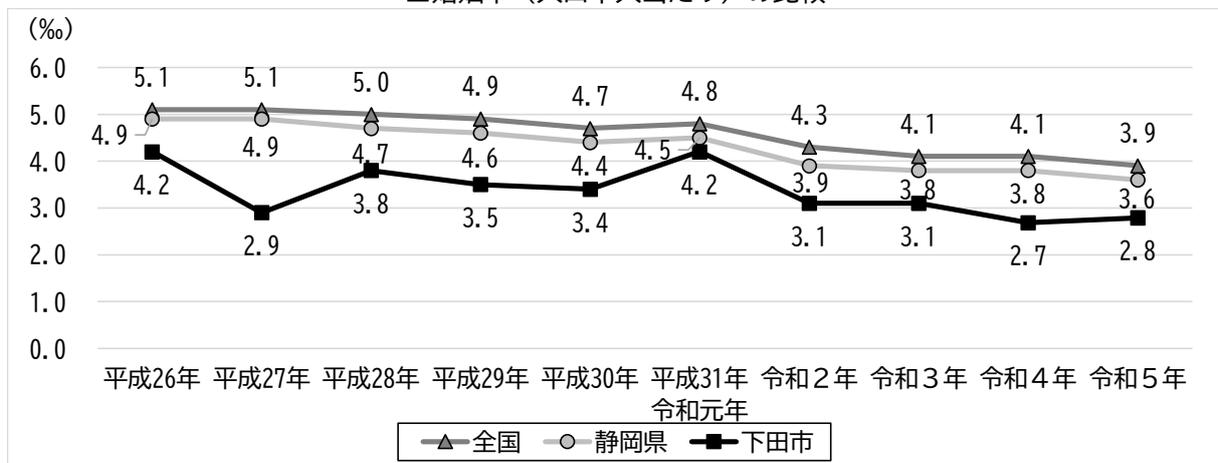


出典：人口動態統計

婚姻率は、平成26年以降は上昇と低下を繰り返しており、令和元年には4.2（人口千人当たり）と上昇しているものの、令和2年以降は低下し、令和5年には2.8となっています。

静岡県や国と比較すると、各年とも静岡県や全国の数値を下回っています。平成27年には静岡県を2.0下回りやや大きな差がみられますが、令和5年には0.8の差となっています。

■婚姻率（人口千人あたり）の比較



出典：人口動態統計

※令和5年は概数

2 教育・保育施設の状況

(1) 認可保育所、認定こども園、認可外保育施設

令和6年4月時点で、市内には認可保育所が2か所、認定こども園が2か所運営されています。いずれも、子ども・子育て支援事業の給付対象となる「特定教育・保育施設」の指定を受けています。

認定こども園2か所とも幼稚園部と保育園部があり、教育及び保育の両方を実施しています。各園とも定員以内の利用者数となっており、定員に対する充足率は平均で59.7%となっています。

なお、下田幼稚園は令和4年度末に廃止されました。

また、企業主導型保育事業としてみくら保育園（定員19人）が運営されていますが、地域型保育の運営は行われていません。

■認可保育所、認定こども園の状況

区分		令和6年度		
		定員（人）	入所者数（人）	充足率（%）
認可保育所	下田保育所	150	55	36.7%
	ひかり保育園	60	43	71.7%
	小計	210	98	46.7%
認定こども園	下田認定こども園	211	126	59.7%
	稲生沢こども園	120	99	82.5%
	小計	331	225	68.0%
合計		541	323	59.7%

出典：下田市教育委員会学校教育課（令和6年4月1日）

(2) 小学校

平成6年4月時点で、市内には小学校が7校開設されています。最も児童数が多い下田小学校で193人、次いで児童数が多い稲生沢小学校で148人となっていますが、その他の5校では100人以下となっています。

■小学校別、学年別児童数の状況

学校名	児 童 数（人）								特別支援 学級児童数	全児童数
	普通学級児童数							計		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年				
稲梓小学校	5	11	6	7	8	6	43	0	43	
稲生沢小学校	24	22	20	21	32	26	145	3	148	
白浜小学校	11	9	9	8	10	10	57	0	57	
浜崎小学校	4	16	12	10	18	14	74	0	74	
下田小学校	22	26	29	35	40	34	186	7	193	
大賀茂小学校	6	5	5	11	6	8	41	0	41	
朝日小学校	15	11	11	16	17	15	85	0	85	
合計	87	100	92	108	131	113	631	10	641	

出典：下田市教育委員会学校教育課（令和6年5月1日）

(3) 放課後児童クラブ

市内では、平成31年4月以降、各小学校区で放課後児童クラブの新規開設を進めており、令和4年度で7つの小学校区すべてにおいて放課後児童クラブを開設しています。(朝日地区放課後児童クラブは大賀茂小学校、朝日小学校が合同で利用。)

通年利用の入室児童数は、全クラブの月平均が161.5人となっています。また、夏休み等の長期休業期間の利用も多く、市全体で90人の利用がみられます。

なお、全クラブにおいて、通年利用の児童数は、定員の範囲内となっています。

■令和5年度 放課後児童クラブ入室延べ児童数

名称	定員	通年利用の児童数 (月平均)	長期休業期間 利用の児童数	備考
下田小学校放課後児童クラブ (平成14年度開設)	80人	732人 (月平均：61.0人)	33人	
稲生沢小学校放課後児童クラブ (平成20年度開設)	40人	339人 (月平均：28.3人)	15人	
朝日地区放課後児童クラブ (平成31年度開設)	35人	348人 (月平均：29.0人)	7人	大賀茂小学校 朝日小学校
浜崎小学校放課後児童クラブ (令和2年度開設)	40人	218人 (月平均：18.2人)	13人	
稲梓小学校放課後児童クラブ (令和3年度開設)	40人	191人 (月平均：15.9人)	10人	
白浜小学校放課後児童クラブ (令和4年度開設)	15人	110人 (月平均：9.2人)	12人	
合 計		1,938人 (月平均：161.5人)	90人	

出典：下田市教育委員会学校教育課

3 子育てに関する地域活動の状況

本市では、行政と市民やボランティア等が協力し、令和6年12月時点で以下の活動が行われています。

グループ名	主な活動場所	活動内容
	主な活動日	
	対象年齢	
子育て応援にこにこサークル	公共施設、子育て支援センター、民間企業など	読み聞かせ 季節の催しごとに合わせたお楽しみイベントを開催し、親子の交流の場を提供
	不定期	
	0歳から中学生まで	
「遊・VIVA!」ネットワーク	公共施設、子育て支援センター、認定こども園、保育所、教育機関など	カプラブロックを使用した福祉教育 下田空襲に関する伝承活動
	不定期	
	0歳から中学生まで	
しもだ子育て応援隊 ぽっぽ	公共施設、子育て支援センターなど	「ひよこサロン」 下田わくわくパークこれば!「ひよこルーム」での子どもの見守り
	定期	
	0歳から中学生まで	
&C (アンドシー)	公共施設、子育て支援センター、民間企業など	子ども服の譲り合い活動
	不定期	
	0歳から未就学児まで	
たまごの会	公共施設、子育て支援センターなど	読み聞かせ
	不定期	
	幼児から小学生まで	
朗読ボランティア 鮎の詩(あゆのうた)	随時対応	読み聞かせ
	不定期	
	幼児から大人まで	
おはなしボランティア 童(わらべ)	学校、子育て支援センターなど	読み聞かせ
	不定期	
	幼児から大人まで	
すずきさんちでおひるごはんの会	岩下区(元鈴木精肉店)	孤食をなくす目的で地域の方々と一緒に手作りランチを食べる、元教師有志による学習支援(共催:下田市社会福祉協議会)
	不定期(原則第3日曜日)	
	子どもから大人まで	
下田 Baby&Kids	公共施設、子育て支援センター、公園、民間企業など	Instagramを使って下田市や近隣地域の子育て情報を発信 親子で楽しめるイベントを企画
	毎日(情報発信)、イベントは不定期	
	0歳から小学生まで	

第2節 教育・保育施設の利用状況（計画値と実績値の比較）

第2期計画で設定した教育・保育施設の「量の見込み」について計画値と実績値は、以下のとおりです。以下の認定区分別の数値については、年度当初の利用者数で比較しています。

1 1号認定（幼稚園、認定こども園幼稚園部）

3～5歳児を対象に、幼稚園、認定こども園幼稚園部において幼児教育を行うものです。

利用者数の実績値は、各年度とも計画値を下回っています。なお、年々その差は大きなものとなり、令和5年度以降は20人以上の差となっています。

また、定員と利用実績を比較すると、定員の範囲内の利用実績となっています。なお、令和4年度末で下田幼稚園を廃止したため、令和5年度以降の定員が減少しましたが、それでも80人以上の余剰が発生しています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員（人）		195	204	210	105	105
利用者数	計画値（人）	64	57	52	49	46
	実績値（人）	63	47	37	24	23
実績値－計画値（人）		▲ 1	▲ 10	▲ 15	▲ 25	▲ 23
定員－実績値（人）		132	157	173	81	82

2 2号認定（保育所、認定こども園保育園部）

保護者の就労等により保育が必要な3～5歳児を対象に、保育所、認定こども園保育園部において保育を行うものです。

利用者数の実績値は、令和2年度は計画値を2人下回っていましたが、令和3年度以降は計画値を上回り、令和4年度以降は計画値を30人以上上回る状況が続いています。

また、定員と利用実績を比較すると、各年度とも200人以上の余剰が発生しています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員（人）		451	442	436	436	436
利用者数	計画値（人）	234	215	198	186	178
	実績値（人）	232	233	234	223	210
実績値－計画値（人）		▲ 2	18	36	37	32
定員－実績値（人）		219	209	202	213	226

3 3号認定 0歳児（保育所、認定こども園保育園部）

保護者の就労等により保育が必要な0歳児を対象に、保育所、認定こども園保育園部において保育を行うものです。

利用者数の実績値は、令和2年度と令和5年度は計画値どおりでしたが、令和3年度、令和4年度、令和6年度は計画値を上回っています。

また、定員と利用実績を比較すると、定員の範囲内の利用実績となっています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員（人）		23	23	23	23	23
利用者数	計画値（人）	6	5	5	5	4
	実績値（人）	6	9	13	5	8
実績値－計画値（人）		0	4	8	0	4
定員－実績値（人）		17	14	10	18	15

4 3号認定 1・2歳児（保育所、認定こども園保育園部）

保護者の就労等により保育が必要な1・2歳児を対象に、保育所、認定こども園保育園部において保育を行うものです。

利用者数の実績値は、各年度とも計画値を上回っています。令和5年度は計画値を33人上回る実績値となっていますが、その他の年度は20人台の差となっています。

また、定員と利用実績を比較すると、定員の範囲内の利用実績となっています。このうち、令和2年度と令和5年度は10人以下の差ですが、令和6年度は25人の差となっています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員（人）		110	110	110	110	110
利用者数	計画値（人）	79	76	73	69	65
	実績値（人）	108	96	95	102	85
実績値－計画値（人）		29	20	22	33	20
定員－実績値（人）		2	14	15	8	25

5 0歳児、1・2歳児の保育利用率

0歳児の保育利用率は、各年度とも計画値を上回っています。特に令和4年度は計画値を8人上回る13人の利用がみられたことで計画値を11.8ポイント上回っています。

1・2歳児の保育利用率も同様に、各年度とも計画値を上回っています。また、各年度とも計画値を20人以上上回る利用がみられたことで60%を超える利用率となっており、計画値を10ポイント以上上回る状態が続いています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	計画値（%）	7.0	6.2	6.5	6.9	5.9
	実績値（%）	8.1	12.9	18.3	7.7	12.1
	実績値－計画値（ポイント）	1.1	6.7	11.8	0.8	6.2
1、2歳児	計画値（%）	46.7	46.6	47.1	47.3	47.4
	実績値（%）	61.0	61.5	66.0	65.4	62.0
	実績値－計画値（ポイント）	14.3	14.9	18.9	18.1	14.6

第3節 地域子ども・子育て支援事業の実施状況（計画値と実績値の比較）

第2期計画で設定した地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について計画値と実績値は、以下のとおりです。以下の数値は、実施箇所数（単位：か所）、年間の利用者数（単位：人）、年間の延べ利用者数（単位：人日）、年間の延べ回数（単位：人回）で比較しています。

1 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

計画どおり1か所での実施となっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（か所）	1	1	1	1	1
実績値（か所）	1	1	1	1	1
実績値－計画値（か所）	0	0	0	0	0

2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

各年度とも計画値を下回る実績値となっています。令和2年度、令和3年度は、コロナ禍の影響により計画値の半分以下の利用となっていますが、令和4年度以降は利用が増え、令和5年度は3,571人日の利用がみられます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（人日）	4,994	5,126	5,204	5,200	5,182
実績値（人日）	2,223	2,376	3,055	3,571	3,571
実績値－計画値（人日）	▲ 2,771	▲ 2,750	▲ 2,149	▲ 1,629	▲ 1,611

3 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人当たり16回の受診が可能です。

各年度とも計画値を下回る実績値となっています。出生数の推移により対象者数が変化しますが、妊婦健診の対象者数の計画値と実績値が1人の差であった令和5年度の差は36人回となっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（人回）	1,004	946	899	841	794
実績値（人回）	864	792	799	805	805
実績値－計画値（人回）	▲ 140	▲ 154	▲ 100	▲ 36	▲ 19

4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

訪問事業の対象者数が計画値を大きく下回った令和2年度と令和4年度は、計画値を下回る実績値となっていますが、対象者数が計画値を上回った令和3年度と令和5年度は、計画値を上回っています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(人)	71	67	64	60	56
実績値(人)	61	70	62	61	
実績値-計画値(人)	▲ 10	3	▲ 2	1	

5 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 小学生利用）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

コロナ禍の影響がみられた令和2年度、令和3年度は事業を実施できませんでした。令和4年度は計画値を上回る66人日の利用がありましたが、令和5年度は計画値を6人下回る実績値となっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(人日)	37	35	34	31	28
実績値(人日)	0	0	66	25	
実績値-計画値(人日)	▲ 37	▲ 35	32	▲ 6	

6 一時預かり事業

主として昼間において、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

(1) 在園児対象型（幼稚園型）

各年度とも計画値を下回る実績値となっています。令和2年度は61人の利用がみられましたが、令和3年度に26人、令和4年度に18人と少数となっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(人日)	137	125	114	107	102
実績値(人日)	61	26	18	35	
実績値-計画値(人日)	▲ 76	▲ 99	▲ 96	▲ 72	

(2) 幼稚園型以外（下田市緊急・リフレッシュ保育事業）

令和4年度までは計画値を下回る実績値となっていました。令和5年度に利用が大幅に増え、157人日となっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(人日)	44	41	38	36	34
実績値(人日)	22	22	29	157	
実績値-計画値(人日)	▲ 22	▲ 19	▲ 9	121	

7 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

コロナ禍の影響がみられた令和2年度、令和3年度は計画値を下回る実績値となりましたが、令和4年度以降は計画値を上回る実績値となっており、令和5年度は計画値を140人日上回っています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(人日)	158	146	136	128	121
実績値(人日)	80	144	170	268	
実績値-計画値(人日)	▲ 78	▲ 2	34	140	

8 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

学年ごとの差はあるものの、全体では令和3年度までは計画値を下回る実績値となりましたが、令和5年度以降は計画値を上回る実績値となっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1年生	計画値(人)	39	40	42	37	34
	実績値(人)	48	36	44	40	
	実績値-計画値(人)	9	▲ 4	2	3	
2年生	計画値(人)	41	41	44	39	35
	実績値(人)	34	45	39	43	
	実績値-計画値(人)	▲ 7	4	▲ 5	4	
3年生	計画値(人)	21	21	22	20	18
	実績値(人)	24	28	39	32	
	実績値-計画値(人)	3	7	17	12	
4年生	計画値(人)	17	18	19	19	17
	実績値(人)	14	10	16	30	
	実績値-計画値(人)	▲ 3	▲ 8	▲ 3	11	
5年生	計画値(人)	12	13	14	13	12
	実績値(人)	4	4	4	9	
	実績値-計画値(人)	▲ 8	▲ 9	▲ 10	▲ 4	
6年生	計画値(人)	7	8	8	8	8
	実績値(人)	1	0	2	4	
	実績値-計画値(人)	▲ 6	▲ 8	▲ 6	▲ 4	
計	計画値(人)	137	141	149	136	124
	実績値(人)	125	123	144	158	
	実績値-計画値(人)	▲ 12	▲ 18	▲ 5	22	

9 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は、特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部・一部を、所得に応じて助成する事業です。

計画では対象者数を想定していませんでしたが、令和2年度から令和4年度まで給付が行われており、令和2年度と令和3年度は各2人、令和4年度は1人となっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	2	2	1	0	

第4節 子育て支援施策の実施状況

次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に該当する、子ども・子育て支援施策の実施状況について、以下のとおり自己評価を行いました。

第2期計画第4章において掲げている、施策目標Ⅰから施策目標Ⅶまでの各施策の実施状況に応じて、「A 計画どおり実施している」、「B 計画どおりではないが、実施している」、「C 実施していない」の3段階で評価しました。

表には、各施策の3段階評価に該当する施策数、主な取組を記述しています。なお、コロナ禍により制約がある状況での事業実施となっています。

施策・事業	該当事業数		
	評価		
施策目標Ⅰ 地域における子育ての支援	A	B	C
1 教育・保育サービスの充実	4	6	1
2 地域における子育て支援サービスの充実	3	5	3
3 子育て支援のネットワークの充実・活用	0	4	2
4 児童の健全育成	1	1	0
5 子育てに伴う経済的負担の軽減	2	0	0
<p><1 教育・保育サービスの充実：主な取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「幼児教育・保育の充実」について、幼稚園の統廃合を進め、令和6年度現在、公立園2か所（1保育所、1認定こども園）と私立園2か所（1保育所、1認定こども園）において就学前の幼児教育及び保育を実施しています。 ・「延長・休日保育の検討」について、計画には掲げていますが、現時点ではニーズ調査に留まっています。 ・「病児保育事業の推進」について、病児保育事業は平成29年4月に開始された事業であり、現在は下田メディカルセンターの「かるがも病児保育室」で運営されています。市では利用者負担軽減のため、運営費の一部を補助しています。 ・「教育・保育事業の人材の確保・育成」について、職員の処遇改善を検討するとともに、正規職員と会計年度任用職員のバランスが取れるよう、適正な人員配置に努めています。 ・「防災対策の推進」について、日頃の防災教育をはじめ、幼児向け「防災ダック」の実施等、子どもの防災意識の向上に努めています。また、アプリを活用し、保護者と密に緊急時の対応の情報共有を行っています。 <p><2 地域における子育て支援サービスの充実：主な取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「放課後児童クラブの充実」について、令和4年度以降、すべての小学校区に設置が完了し、6クラブでの保育を行っています。 ・「地域子育て支援センターの機能充実」について、下田市子育て支援センター内にファミリー・サポート・センター事務局を設置し、保護者の相談に応じたサポート体制を強化しています。また、保健師や保育士による育児相談、育児講話を行い、子育てに関する情報提供を行っています。 ・「情報提供の充実」について、スマートフォン用アプリサービス「しもだ こどもDiary」の登録者数の減少に伴い、令和6年3月をもってサービスを終了しましたが、子育てに関する情報にアクセスしやすいように、市ホームページのトップページに子育ての 카테고리を追加し、情報提供を行っています。 ・「子育て支援者の育成」について、令和3年度と令和4年度の2年間で計8回の子育てサポーター養成講座を実施し、新規登録者を増やしました。 ・「地域巡回型「居場所づくり」の開催」について、下田子育て支援ネットワークが主催する「下田わくわくパークこれば！」を毎年定期的で開催し、公共施設を活用しながら子育て中の親子を中心に居場所の創出を行いました。 			

- ・「多世代交流施設の整備」、「常設型居場所づくりの検討」について、既存の公共施設の統廃合や庁舎移転に合わせて検討を重ねましたが、場所等の決定に至っていません。

<3 子育て支援のネットワークの充実・活用：主な取組状況>

- ・「下田子育て支援ネットワークの充実」について、ネットワーク会議を定期的開催し、子育てに関する情報共有や問題点についての協議を行うとともに、イベントの開催、事業の調整等、官民協働で実施しています。
- ・「子育て支援者の活動支援」について、官民で構成する「下田子育て支援ネットワーク」の活動を通じて参加団体間で組織の連携を図っています。なお、本市では家庭教育支援員を4名選出しているものの、現状での活用実績はありません。
- ・「保護者同士の交流組織の設立」について、「母親クラブ」の設置は検討中です。

<4 児童の健全育成：主な取組状況>

- ・「相談・指導の充実」について、学校は課題のある児童・生徒を毎月報告し、市教育委員会と情報共有しています。また、不登校の児童・生徒については、原因や起因に応じて関係機関と連携しながら、適切な支援を行っています。
- ・「地域・団体活動の推進」について、下田市青少年健全育成連絡協議会において、各6地区の育成会と連携し、地域での活動機会の創出を図っています。

<5 子育てに伴う経済的負担の軽減：主な取組状況>

- ・「児童手当制度等の普及・啓発」について、制度の広報に努めるとともに、制度改正については、変更事項を分かりやすく説明しています。
- ・「医療費助成制度の普及・啓発」について、制度の広報に努め、子育て世帯への経済的負担の軽減を図っています。

施策・事業	該当事業数		
	評価		
施策目標Ⅱ 親子の健康の確保及び増進	A	B	C
1 親子の健康の確保	14	2	1
2 食育の推進	3	1	0
3 小児医療の充実	0	0	1
<h3><1 親子の健康の確保：主な取組状況></h3> <ul style="list-style-type: none"> ・「妊婦健康診査の拡充」について、医療機関に妊婦健診を委託し、16回分の受診の機会を確保しています。また、受診結果や受診状況で気になる状況がみられたときは、医療機関と連携し、支援につなげています。 ・「産後ケア事業の充実」について、県内4か所の事業所に委託し、5か月未満の乳児と母親を対象に、宿泊又は日帰りで、母子ケアや授乳指導、育児相談を行う事業を実施しています。また、母子手帳交付時や新生児訪問時などにおいて事業を周知しています。 ・「インターネット、アプリを活用した情報発信の検討、充実」について、スマートフォン用アプリサービス「しもだ こどもDiary」の登録者数の減少に伴い、令和6年3月をもってサービスを終了し、市のホームページ、SNS、メール配信サービスへ移行しています。 ・「乳幼児とのふれあい機会の確保」について、下田中学校（令和5年度には下田高校定時制）の生徒を対象とした「赤ちゃんふれあい体験事業」を実施し、妊婦さんの話を聞き、乳児とふれあうことで、命の尊さを感じる機会を創出しています。 ・「感染症予防・抑制体制の充実」について、新型コロナウイルス感染症の流行に際し、学校等各種関係機関との連携の中で感染情報を把握し、計画的なワクチン接種による感染予防に努めました。 			

- ・「歯の健康への意識の向上」について、乳幼児健康診査時、健康相談や健康教室時の歯科相談において歯科保健指導を実施しています。また、「歯と口の健康週間」等を通じて歯科保健知識の普及・啓発を図っています。

<2 食育の推進：主な取組状況>

- ・「食に関する学習機会や情報提供の推進」について、離乳食教室や幼児健診において小集団又は個別で、きめ細やかな対応に努め、栄養指導・相談を行っています。
- ・「小・中学校における食育学習の推進」について、毎年度、各学校で食に関する指導計画を作成し、推進しています。また、学校栄養職員が月に1回各学校を訪問し、給食指導を行っています。

<3 小児医療の充実：主な取組状況>

- ・「小児医療体制の充実」について、保護者の関心が高い夜間・休日の医療体制は、小児医療の体制確保に至らず、これまでと同様の状態が続いています。

施策・事業	該当事業数		
	評価		
施策目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する環境整備の推進	A	B	C
1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	3	7	0
2 家庭や地域の教育力の向上	5	4	1
3 子どもの人権や子育てに関する意識啓発の推進	0	2	0
<h3><1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備：主な取組状況></h3> <ul style="list-style-type: none"> ・「確かな学力の充実」について、「主体的で深い学び」の実現に向けて、児童・生徒を学び手とした授業づくりを進めています。また、地域社会と連携し、生きる力を育むよう取組を進めています。 ・「国際化、情報化時代への対応の推進」について、全小・中学校へのALTの配置、英検検定料補助等を実施し、英語力向上に向けた取組を行っています。また、大学との連携協定に基づく協力を得て、本市特有の国際性を生かした教育プログラムを実施しています。児童・生徒に配布している一人一台端末とネットワークを接続し、他校との連携授業等ICT機器を活用した授業を展開しています。 ・「心の教育の充実」について、心理面ではスクールカウンセラー、福祉面ではスクールソーシャルワーカー、不登校対策として適応指導教室を活用し、互いに連携しながら、諸問題を抱える児童・生徒に対し、きめ細やかな対応を行っています。 ・「交流活動の推進」について、令和4年度に中学校を1校へ統合しました。今後は、児童数が減少している小学校の教育の質の維持に向けた取組を進めていきます。また、コミュニティ・スクールの活動や玉川大学との英語教育連携事業等を通して、高齢者や外国人等、様々な人との交流の場を設けています。 ・「学校評議会の充実」について、保護者・地域住民の学校教育への意向を幅広く聴取し、その要望を学校教育活動に反映しています。また、コミュニティ・スクール活動を活用し、学校、家庭、地域の連携を深め、地域に開かれた学校教育を推進しています。 ・「巡回指導の充実」について、賀茂地域のすべての保育所、認定こども園等及び小学校に対し、年1回程度、幼児教育アドバイザーによる巡回訪問を実施し、園への指導及び支援を通して、就学前教育の充実に役立てています。 			
<h3><2 家庭や地域の教育力の向上：主な取組状況></h3> <ul style="list-style-type: none"> ・「ファーストブック事業」について、5か月児の親子を対象に、図書館バックや絵本のプレゼント、読み聞かせ体験を通じて、読み聞かせの意義を伝え、低年齢時期からの読書活動を親子で楽しめるよう取り組んでいます。 			

- ・「多世代交流施設の活用促進」について、公民館の多世代施設への転用を見直し、再検討することとしています。
- ・「身近な遊び場の整備」について、令和5年3月にまどが浜海遊公園に複合遊具を設置しました。駐車場もあり利用しやすいことから、さらなる遊具の増設や他の公園への駐車場整備を望む声がありました。
- ・「参加型体験事業の推進」について、地域の協力のもと、地域の特性を生かした体験授業を各学校で実施し、地域を知り、地域への愛着を感じる機会を設けています。
- ・「地域の行事・イベントへの参加促進」について、スポーツ推進委員及び社会福祉協議会と連携し、様々な世代が参加できるイベントとして、ポッチャ教室や大会を開催しました。また、コロナ禍で制限されていた子どもたちの活動の場を広げるために、まどが浜文化イベントを開催しました。

<3 子どもの人権や子育てに関する意識啓発の推進：主な取組状況>

- ・「子育てを支援する意識づくりの推進」について、官民で構成する下田子育て支援ネットワーク主催の「下田わくわくパークこれば！」の定期開催や、SNSによる情報発信など、関係機関と協力し子育て関連情報を発信しています。
- ・「子どもの権利に関する広報・啓発活動の推進」について、児童福祉週間（毎年5月5日から5月11日まで）に合わせて、庁舎入口における、のぼり旗の設置、広報誌による周知、窓口での啓発品配布を実施しています。

施策・事業	該当事業数		
	評価		
施策目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備	A	B	C
1 安全で住みよいバリアフリーのまちづくりの推進	1	0	1
2 良好な居住環境の確保	0	1	0
<h3><1 安全で住みよいバリアフリーのまちづくりの推進：主な取組状況></h3> <ul style="list-style-type: none"> ・「子育てに配慮した住宅の確保」について、計画期間内に取組を行っていません。 ・「子育てにやさしい公共施設の整備」について、市道改修時に歩行者に配慮した舗装を行っています。また、子育て世代が利用しやすいよう、市役所河内庁舎1階に授乳室、おむつ交換台を設置しました。 <h3><2 良好な居住環境の確保：主な取組状況></h3> <ul style="list-style-type: none"> ・「身近な憩いの場の整備」について、まどが浜海遊公園に遊具を設置し、親子が遊べる場の拡大につなげ、市内のみならず多くの親子に利用されています。 			

施策・事業	該当事業数		
	評価		
施策目標Ⅴ 就業と家庭生活との両立の推進	A	B	C
1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	1	2	0
2 仕事と子育ての両立の推進	0	2	0
<h3><1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等：主な取組状況></h3> <ul style="list-style-type: none"> ・「ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発」について、令和3年度まではコロナ禍により活動できていませんでしたが、令和4年度にWEBを活用した「下田市子育て世代テレワーカー育成講座」を開催しました。 ・「職場環境の改善促進」について、静岡労働局、下田公共職業安定所等と連携し、従業員の労働時間や有休取得等について周知するとともに、関連する対策の推進について要請しました。 			

- ・「職業相談の充実」について、静岡労働局、下田公共職業安定所等と連携し、周知活動をはじめとする総合的な雇用対策を実施しました。

<2 仕事と子育ての両立の推進：主な取組状況>

- ・「育児休業制度等の普及促進」について、静岡労働局、下田公共職業安定所等と連携し、改正育児・介護休業法の周知など職場生活と家庭生活の両立支援に向けて啓発・普及に努めました。
- ・「父親の育児参加の促進」について、令和4年度に家庭で楽しく家事をしていくための考え方やスキルを学ぶ「家事シェア講座」、令和2年度から令和4年度まで「お父さんと一緒の子育て環境づくり講座」を開催しました。また、プレパパママセミナーを定期的開催しています。

施策・事業	該当事業数		
	評価		
施策目標VI 子どもに対する安全の確保	A	B	C
1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	1	4	0
2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	1	3	0
3 子どもを自然災害から守るための活動の推進	2	1	0
4 思春期保健対策の充実	0	2	0
<h4><1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進：主な取組状況></h4> <ul style="list-style-type: none"> ・「交通安全教育の推進」について、交通安全協会の協力により全校において交通安全教室を開催し、児童・生徒、教職員に対し交通安全教育を実施しています。 ・「チャイルドシートの正しい使用の徹底」について、交通安全協会下田分会女性部による交通安全母の会において、着用徹底などの啓発を行っています。 ・「自転車乗車時の安全で適正な利用の促進等」について、毎年、自転車マナー向上キャンペーンを行い、周知を図っています。また、令和5年度から自転車用ヘルメット購入費補助を開始し、自転車乗車時のヘルメットの着用を促進しています。 <h4><2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進：主な取組状況></h4> <ul style="list-style-type: none"> ・「防犯活動の推進」について、防犯協会が主となって防犯活動を実施し、市は活動費の補助を行っています。また、令和6年度に「下田市健全・安全・安心まちづくり推進協議会」を発足し、地域や関係団体の協力、連携を進め、具体的内容を検討し、防犯活動を図っています。 ・「防犯情報の提供」について、学校周辺で事故や事件などが起きた場合は、関係課と連絡を取り、学校への周知を図っています。また、令和6年度に発足した「下田市健全・安全・安心まちづくり推進協議会」において、情報共有していきます。 ・「有害情報対策の啓発」について、長期休暇等節目において児童・生徒及び家庭に対し、ネットリテラシーに関する注意・喚起・啓発を各校で行っています。また、生徒指導の中で発見された個別の問題については個人情報の取扱いの重要性・危険性について指導を行っています。 <h4><3 子どもを自然災害から守るための活動の推進：主な取組状況></h4> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育・保育施設の防災対策の推進」について、全校で耐震化を完了しており、特殊建築物定期調査業務において防火設備の点検・更新を行っています。 ・「児童・生徒への防災教育・訓練の実施」について、全校が地域特性に合わせて地震、火災、土砂災害等各種災害に対応した避難訓練を毎年実施しています。また、県の協力を得て、DIGやHUG等大規模災害を想定した防災教育も行っています。 ・「保護者への防災研修会の実施」について、全校が地域特性に合わせて地震、火災等様々な場面や年齢に応じた避難訓練や引き渡し訓練を毎年実施しています。 			

<4 思春期保健対策の充実：主な取組状況>

- ・「知識の普及・啓発」について、下田子育て支援ネットワークと中学校が連携し、中学生に対して、命の大切さを知り、乳児とふれあう機会を創出しています。
- ・「相談活動の充実」について、要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議（児童虐待DV分科会・育児支援分科会）、個別ケース会議を実施し、関係機関との情報共有を行っています。また、必要に応じて面談や家庭訪問を実施しています。

施策・事業	該当事業数		
	評価		
施策目標Ⅶ 要支援児童への対応等きめ細かな取組の推進	A	B	C
1 児童虐待防止対策の充実	0	2	0
2 ひとり親家庭や貧困家庭等の自立支援の推進	1	5	0
3 障害児施策の充実	2	1	1
<p><1 児童虐待防止対策の充実：主な取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「要保護児童対策地域協議会の充実」について、代表者会議、実務者会議（児童虐待DV分科会・育児支援分科会）、個別ケース会議を実施し、関係機関との情報共有を行っています。 ・「児童虐待防止に対する情報の周知徹底」について、関係機関との情報を図りながら密に対応しています。また、11月の児童虐待防止月間に合わせて、広報・啓発品等を学校へ配布し、周知に努めています。 <p><2 ひとり親家庭や貧困家庭等の自立支援の推進：主な取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自立に向けた支援」について、生活困窮者自立支援事業を社会福祉協議会に委託し、住居確保給付金、家計改善事業、生活福祉資金による貸付等の支援を実施しています。 ・「ひとり親家庭支援の検討」について、ひとり親家庭の現状を把握し、適切な支援につなげるよう努めています。 ・「生活困窮世帯の子どもの生活、学習支援」について、社会福祉協議会に委託し、ひとり親世帯で環境的・経済的な理由により塾に通うことが難しい小・中学生を対象に、学習支援・生活支援を実施しています。 <p><3 障害児施策の充実：主な取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子育て相談会の充実」について、関係機関が実施する相談会の周知に努めました。また、乳幼児健康診査以外にも子育て支援センターや各種教室、子育てイベント等において、子育て相談の機会を設けています。 ・「療育相談・指導の充実」について、乳幼児健康診査や健康相談、子育て相談の場などで支援が必要な児童を把握し、健診事後相談や県の発達相談、療育指導につなげています。 ・「発達障害者支援センターの周知と連携の充実」について、市の窓口でパンフレットを配架していますが、その他の取組は検討中となっています。 			

第5節 保護者、関係者への調査結果概要

本計画の策定に当たり、未就学児及び小学生の保護者を対象としたニーズ調査（アンケート調査）、子育て支援に関わる関係団体・関係者を対象としたヒアリング調査（シート調査）を行いました。調査結果の概要は、以下のとおりです。

1 未就学児及び小学生保護者のニーズ調査

(1) 調査の概要

①調査対象

種別	調査対象
未就学児調査	市内に居住する未就学児童のいる世帯（1世帯1票）
小学生調査	市内に居住する小学生のいる世帯（1世帯1票）

②調査期間

種別		調査期間
未就学児調査	未就園	令和6年5月8日～令和6年6月3日
	保育所、認定こども園	令和6年5月10日～令和6年6月3日
小学生調査		令和6年5月10日～令和6年6月3日

③調査方法

種別		調査方法
未就学児調査	未就園	郵送による配布・回収
	保育所、認定こども園	利用している保育所、認定こども園における直接配布・回収
小学生調査		学校における直接配布・回収

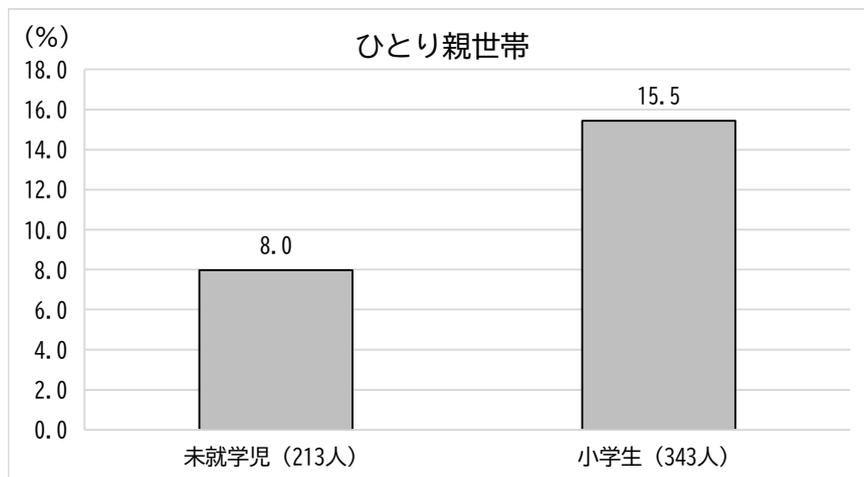
④配布・回収状況

種別	配布数	回収数（有効回答）	回収率
未就学児調査	377票	213票	56.5%
小学生調査	487票	343票	70.4%

(2) 調査結果の概要

①ひとり親世帯の状況（未就学児調査、小学生調査共通 単数回答）

ひとり親（配偶者がいない）世帯の割合は、未就学児調査では8.0%、小学生調査では15.5%となっています。



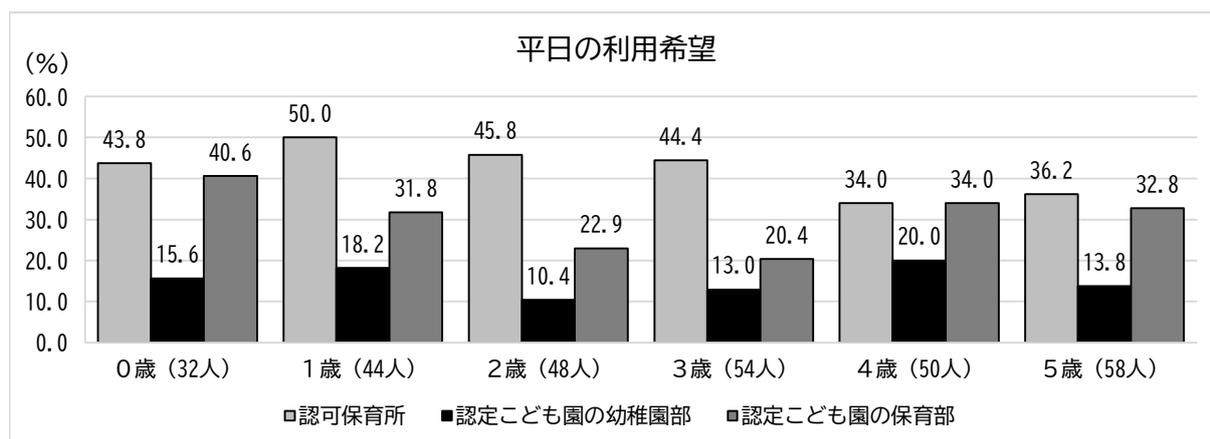
②教育・保育の利用希望（未就学児調査、複数回答）

■平日

「認可保育所」では、3歳以下で40~50%の利用希望がみられますが、4歳以上では30%台となっています。

「認定こども園の幼稚園部」では、4歳で20.0%となっていますが、その他の年齢では10%台となっています。

「認定こども園の保育部」では、0歳で40.6%となっていますが、1歳と4歳、5歳では30%台、2歳と3歳では20%台となっています。

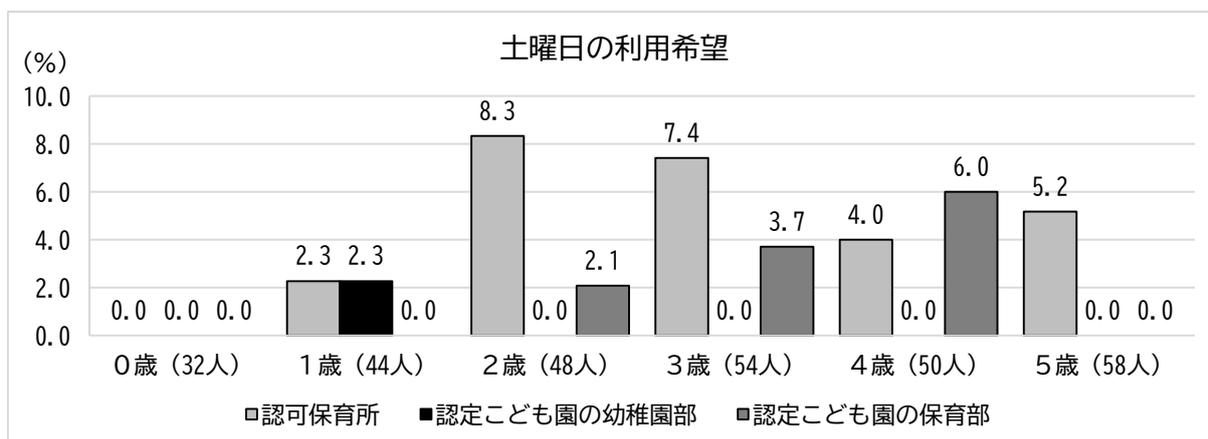


■土曜日

「認可保育所」では、2歳の8.3%（4人）、3歳の7.4%（4人）が高い割合となっています。

「認定こども園の幼稚園部」では、1歳で2.3%（1人）の利用希望がみられますが、その他の年齢層で利用希望はみられません。

「認定こども園の保育部」では、2歳から4歳までの利用希望がみられ、最も割合が高い4歳で6.0%（3人）となっています。

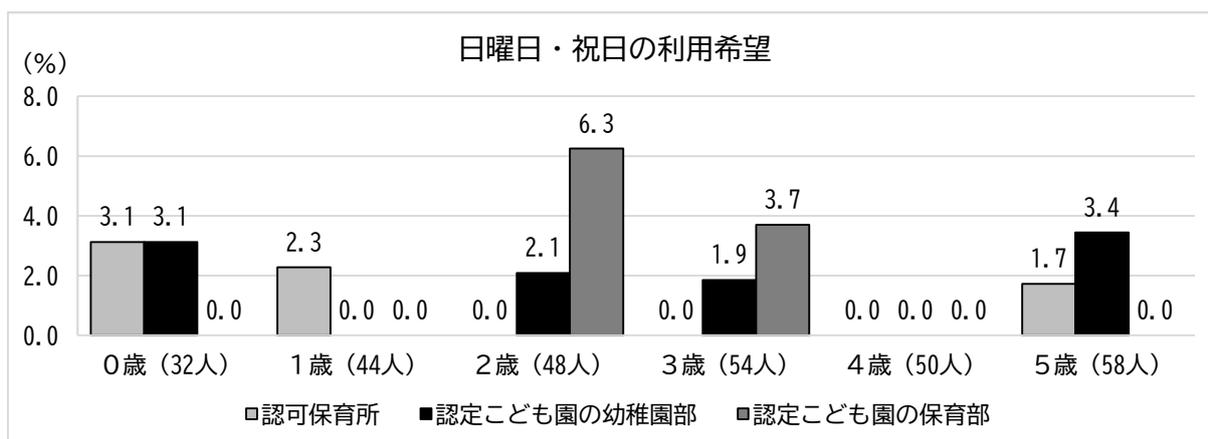


■日曜日・祝日

「認可保育所」では、0歳で3.1%、1歳で2.3%、5歳で1.7%の利用希望がみられます。

「認定こども園の幼稚園部」では、0歳で3.1%（1人）、2歳で2.1%（1人）、3歳で1.9%（1人）、5歳で3.4%（2人）の利用希望がみられます。

「認定こども園の保育部」では、2歳で6.3%（3人）、3歳で3.7%（2人）の利用希望がみられます。



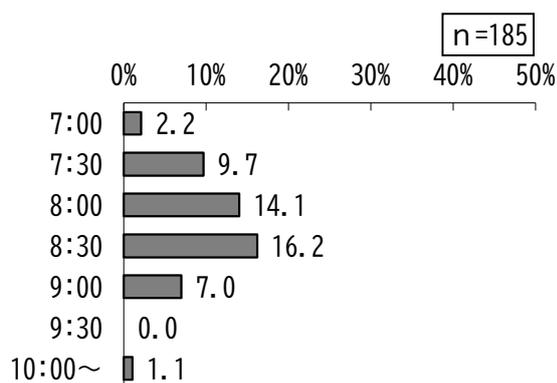
③定期的な教育・保育サービスで希望する開始時間、終了時間（未就学児調査のみ、数字回答）

■認可保育所

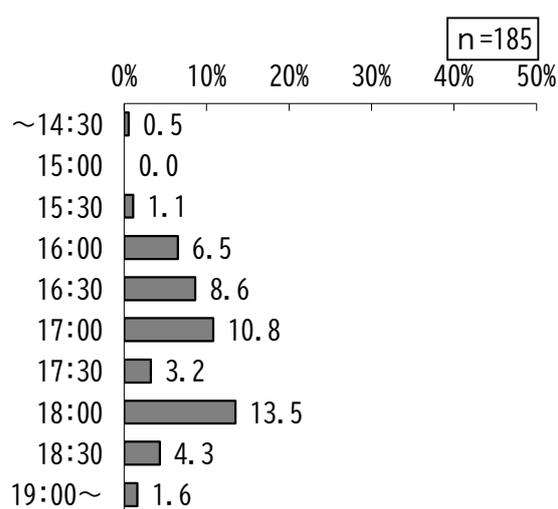
認可保育所において希望する開始時間について、「8：30」が16.2%と最も割合が高く、次いで「8：00」が14.1%、「7：30」が9.7%となっています。

認可保育所において希望する終了時間について、「18：00」が13.5%と最も割合が高く、次いで「17：00」が10.8%、「16：30」が8.6%となっています。

<開始時間>



<終了時間>



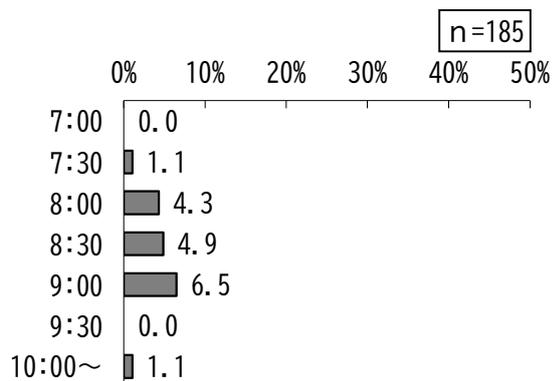
※回答を得られたもののみ表示

■認定こども園の幼稚園部

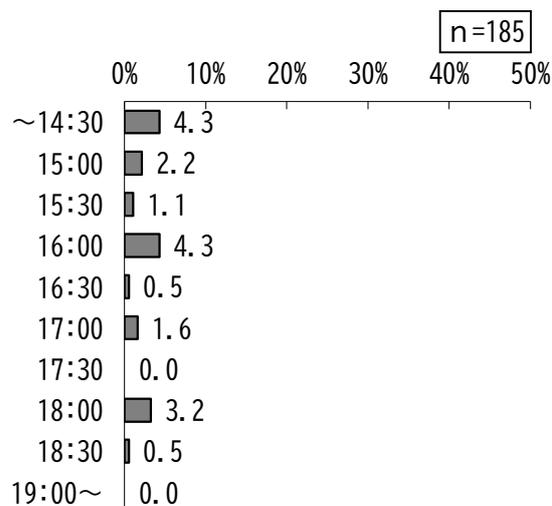
認定こども園の幼稚園部において希望する開始時間について、「9：00」が6.5%と最も割合が高く、次いで「8：30」が4.9%、「8：00」が4.3%となっています。

認定こども園の幼稚園部において希望する終了時間について、「~14：30」と「16：00」がともに4.3%と最も割合が高く、次いで「18：00」が3.2%となっています。

<開始時間>



<終了時間>



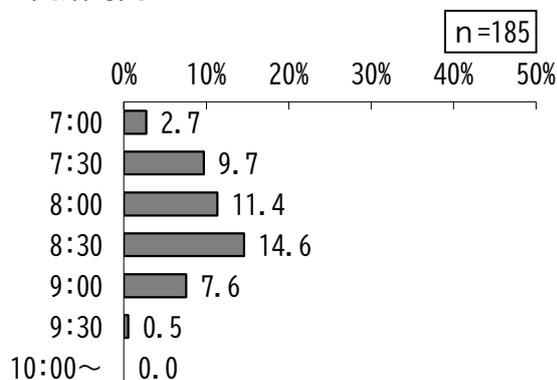
※回答を得られたもののみ表示

■認定こども園の保育部

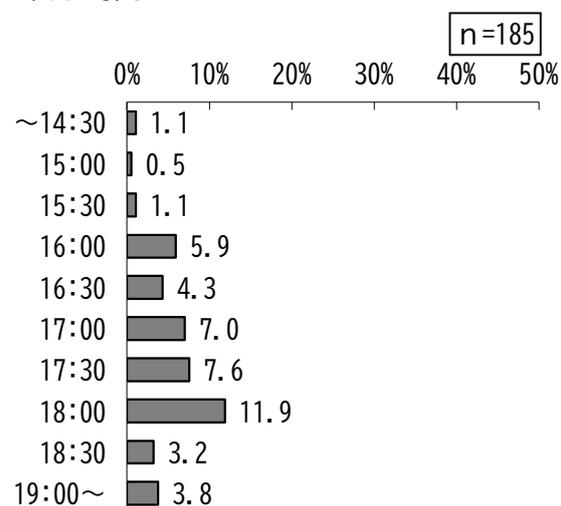
認定こども園の保育部において希望する開始時間について、「8:30」が14.6%と最も割合が高く、次いで「8:00」が11.4%、「7:30」が9.7%となっています。

認定こども園の保育部において希望する終了時間について、「18:00」が11.9%と最も割合が高く、次いで「17:30」が7.6%、「17:00」が7.0%となっています。

<開始時間>



<終了時間>



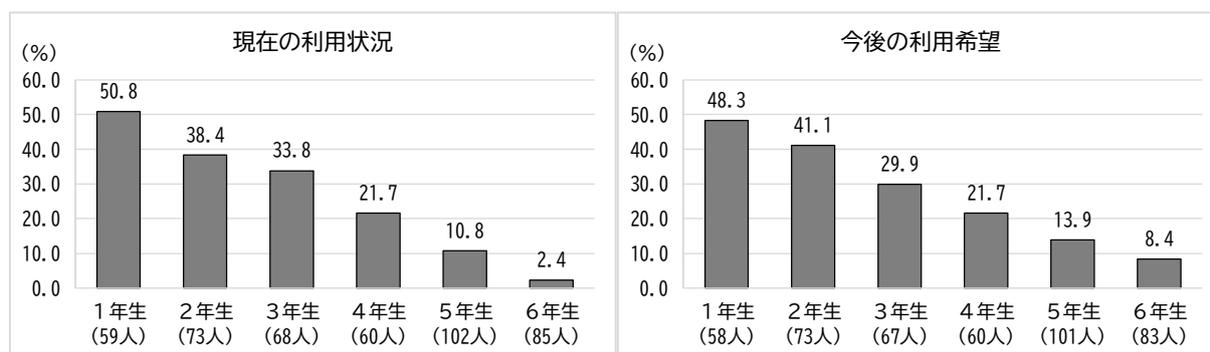
※回答を得られたもののみ表示

④放課後児童クラブの利用状況、利用意向（小学生調査のみ、複数回答）

※1世帯で複数の回答があり、回答を得たもののみ集計しているため、母数は他の設問と整合しません。

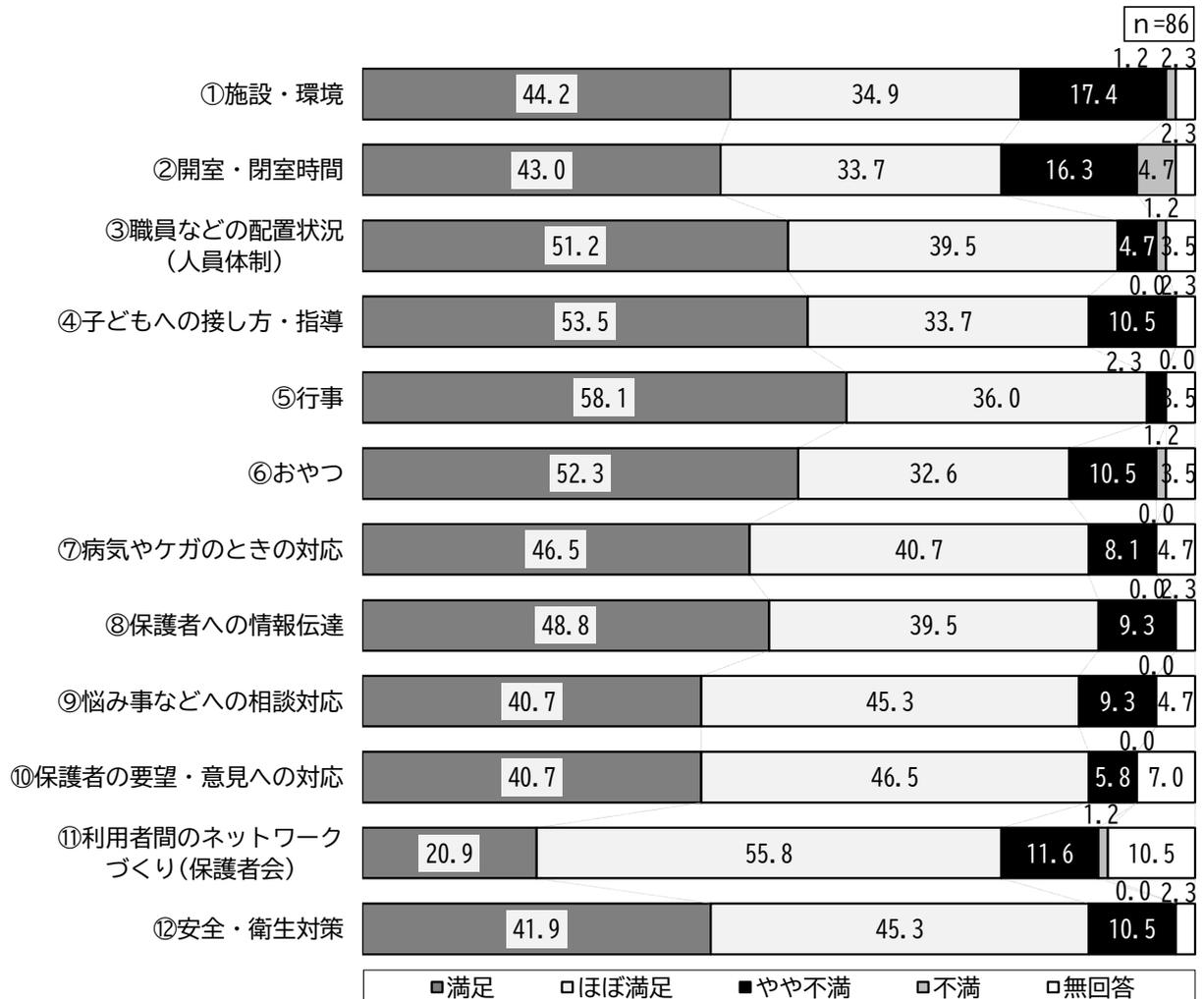
放課後児童クラブの現在の利用状況は、1年生で50.8%と半数を超えていますが、2年生以上では割合が低下しています。

放課後児童クラブの今後の利用希望は、2年生、5年生、6年生で現在の利用者の割合より高くなっていますが、5年生以下では大きな差はみられません。6年生では利用希望者の割合が6.0ポイント高くなっています。



現在の放課後児童クラブ利用者（86人）による評価（12項目）について、「満足」と「ほぼ満足」の割合が高い項目は、「⑤行事」で94.1%となっています。

「やや不満」と「不満」の割合が高い項目は、「②開室・閉室時間」で21.0%となっています。



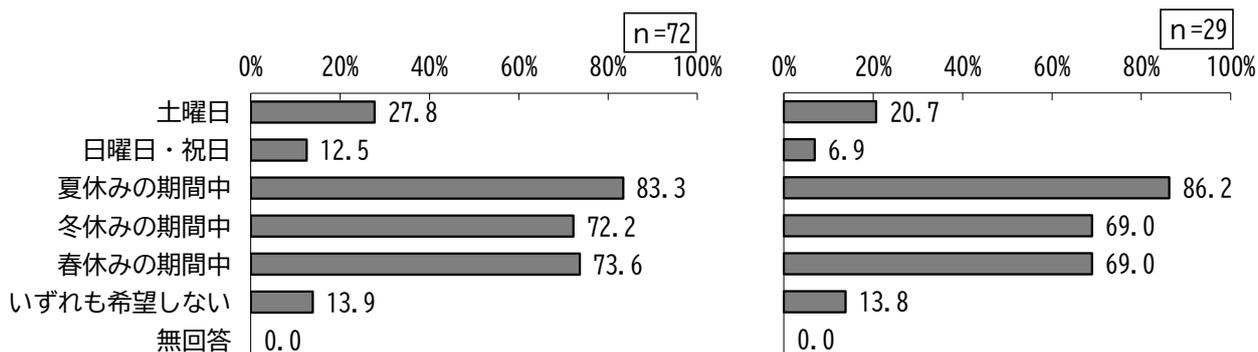
⑤土曜日、日曜日・祝日、長期休暇期間の放課後児童クラブの利用希望（小学生調査のみ）

低学年の放課後児童クラブの利用希望について、「夏休みの期間中」が83.3%（60人）と最も割合が高く、次いで「春休みの期間中」が73.6%（53人）、「冬休みの期間中」が72.2%（52人）となっています。

高学年の放課後児童クラブの利用希望について、「夏休みの期間中」が86.2%（25人）と最も割合が高く、次いで「冬休みの期間中」と「春休みの期間中」がともに69.0%（各20人）となっています。

<低学年（1～3年生）>

<高学年（4～6年生）>



⑥長期休暇期間の放課後児童クラブで希望する開始時間、終了時間（小学生調査のみ）

■夏休み期間中の利用希望

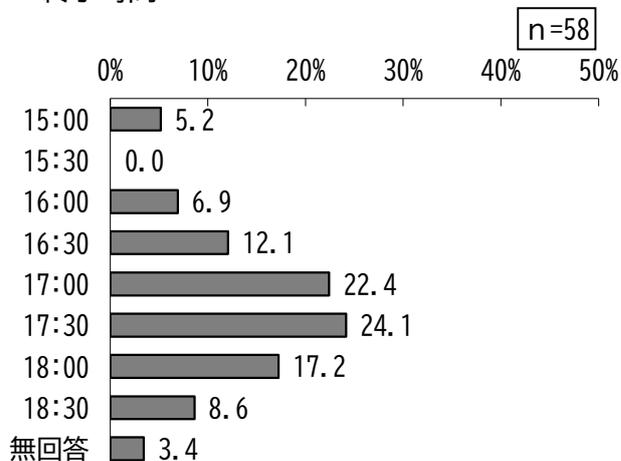
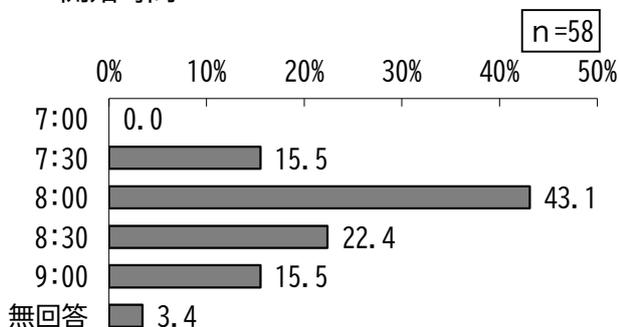
低学年（1～3年生）

夏休み期間において希望する開始時間について、低学年では「8：00」が43.1%（25人）と最も割合が高く、次いで「8：30」が22.4%（13人）、「7：30」と「9：00」がともに15.5%（各9人）となっています。

夏休み期間において希望する終了時間について、「17：30」が24.1%（14人）と最も割合が高く、次いで「17：00」が22.4%（13人）、「18：00」が17.2%（10人）となっています。

<開始時間>

<終了時間>

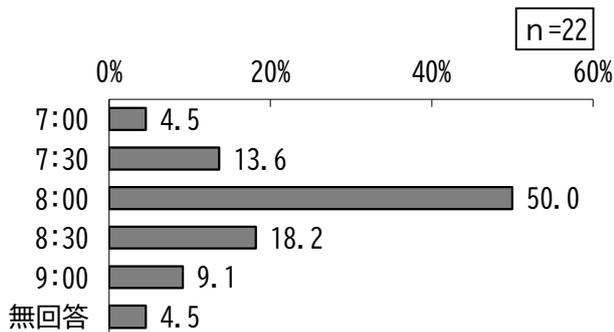


高学年（4～6年生）

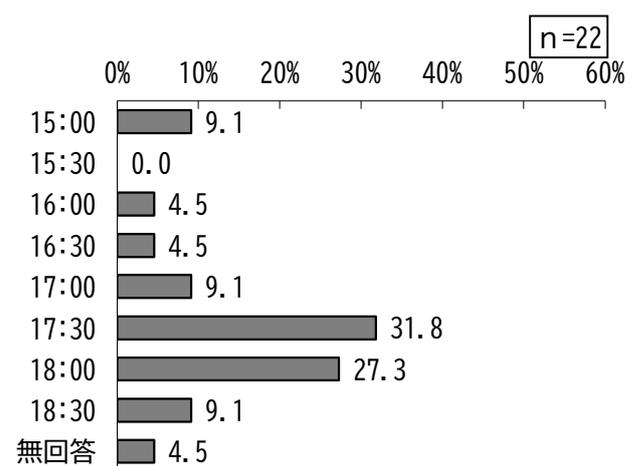
夏休み期間において希望する開始時間について、高学年では「8：00」が50.0%（11人）と最も割合が高く、次いで「8：30」が18.2%（4人）、「7：30」が13.6%（3人）となっています。

夏休み期間において希望する終了時間について、「17：30」が31.8%（7人）と最も割合が高く、次いで「18：00」が27.3%（6人）、「15：00」、「17：00」、「18：30」がともに9.1%（各2人）となっています。

<開始時間>



<終了時間>



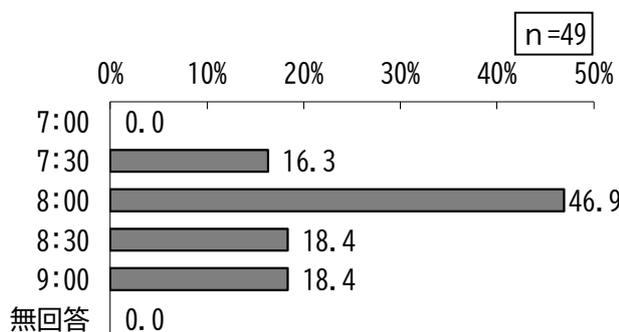
■冬休み期間中の利用希望

低学年（1～3年生）

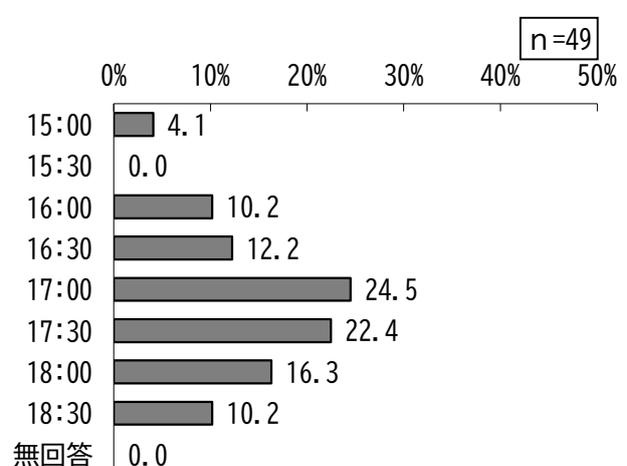
冬休み期間において希望する開始時間について、「8：00」が46.9%（23人）と最も割合が高く、次いで「8：30」と「9：00」がともに18.4%（各9人）となっています。

冬休み期間において希望する終了時間について、「17：00」が24.5%（12人）と最も割合が高く、次いで「17：30」が22.4%（11人）、「18：00」が16.3%（8人）となっています。

<開始時間>



<終了時間>

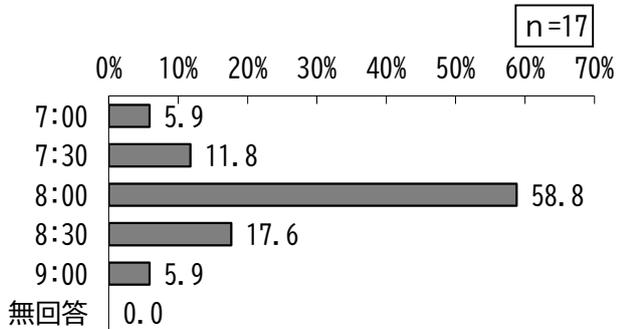


高学年（4～6年生）

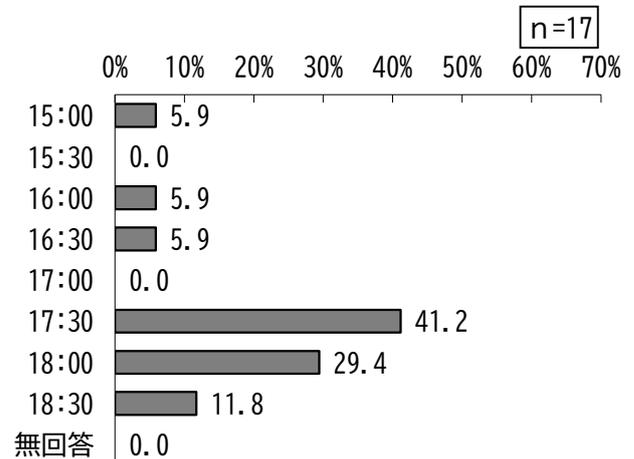
冬休み期間において希望する利用時間について、「8：00」が58.8%（10人）と最も割合が高く、次いで「8：30」が17.6%（3人）、「7：30」が11.8%（2人）となっています。

冬休み期間において希望する終了時間について、「17：30」が41.2%（7人）と最も割合が高く、次いで「18：00」が29.4%（5人）、「18：30」が11.8%（2人）となっています。

<開始時間>



<終了時間>



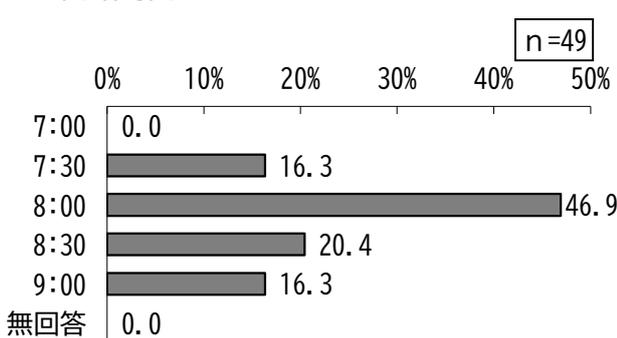
■春休み期間中の利用希望

低学年（1～3年生）

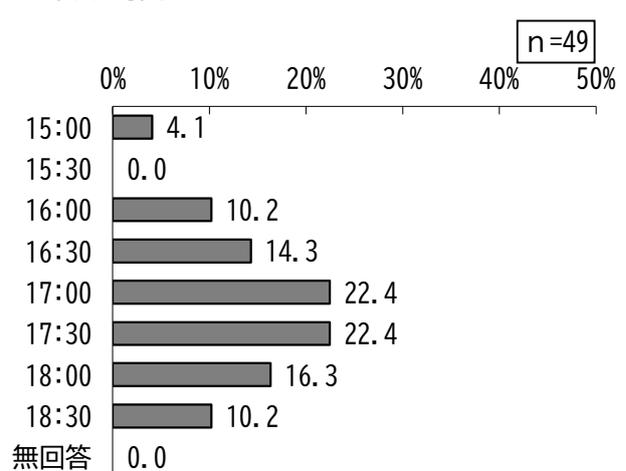
春休み期間において希望する開始時間について、「8：00」が46.9%（23人）と最も割合が高く、次いで「8：30」が20.4%（10人）、「7：30」と「9：00」がともに16.3%（各8人）となっています。

春休み期間において希望する終了時間について、「17：00」と「17：30」がともに22.4%（各11人）と最も割合が高く、次いで「18：00」が16.3%（8人）となっています。

<開始時間>



<終了時間>

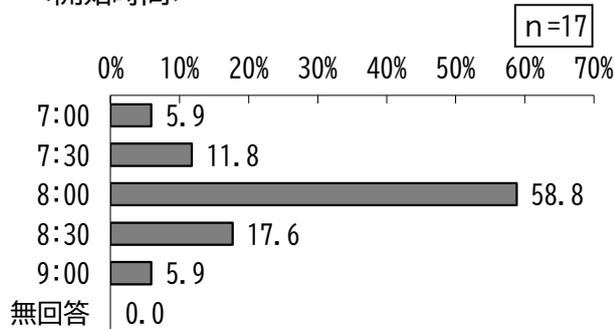


高学年（4～6年生）

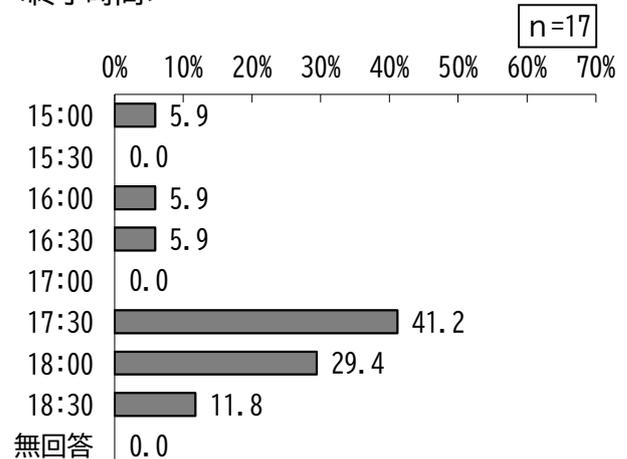
春休み期間において希望する開始時間について、「8：00」が58.8%（10人）と最も割合が高く、次いで「8：30」が17.6%（3人）、「7：30」が11.8%（2人）となっています。

春休み期間において希望する終了時間について、「17：30」が41.2%（7人）と最も割合が高く、次いで「18：00」が29.4%（5人）、「18：30」が11.8%（2人）となっています。

<開始時間>

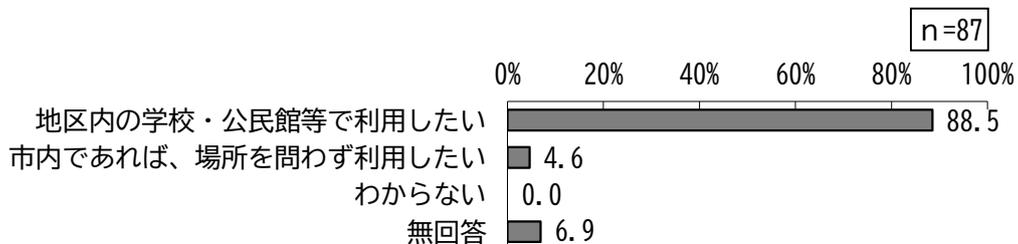


<終了時間>

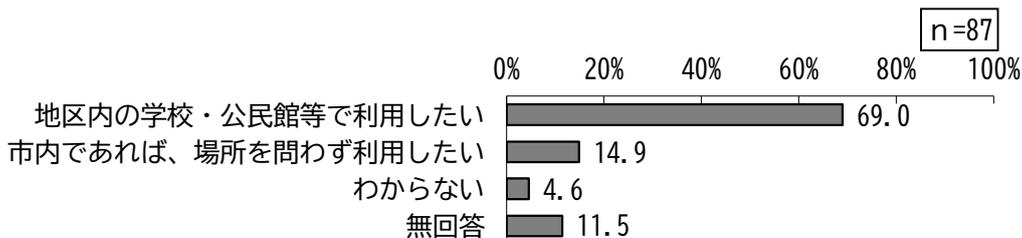


⑦放課後児童クラブの実施場所（小学生調査のみ）

平日の放課後児童クラブの実施場所について、「地区内の学校・公民館等で利用したい」が88.5%と最も割合が高く、次いで「市内であれば、場所を問わず利用したい」が4.6%となっています。



長期休暇の放課後児童クラブの実施場所について、「地区内の学校・公民館等で利用したい」が69.0%と最も割合が高く、次いで「市内であれば、場所を問わず利用したい」が14.9%、「わからない」が4.6%となっています。



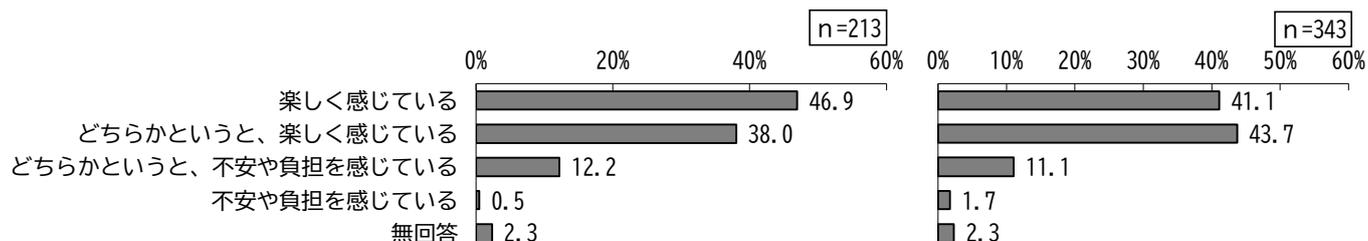
⑧子育ての感じ方（未就学児調査、小学生調査共通）

子育ての感じ方について、未就学児調査では「楽しく感じている」が46.9%と最も割合が高く、次いで「どちらかという、楽しく感じている」が38.0%、「どちらかという、不安や負担を感じている」が12.2%となっています。

小学生調査では「どちらかという、楽しく感じている」が43.7%と最も割合が高く、次いで「楽しく感じている」が41.1%、「どちらかという、不安や負担を感じている」が11.1%となっています。

<未就学児調査>

<小学生調査>



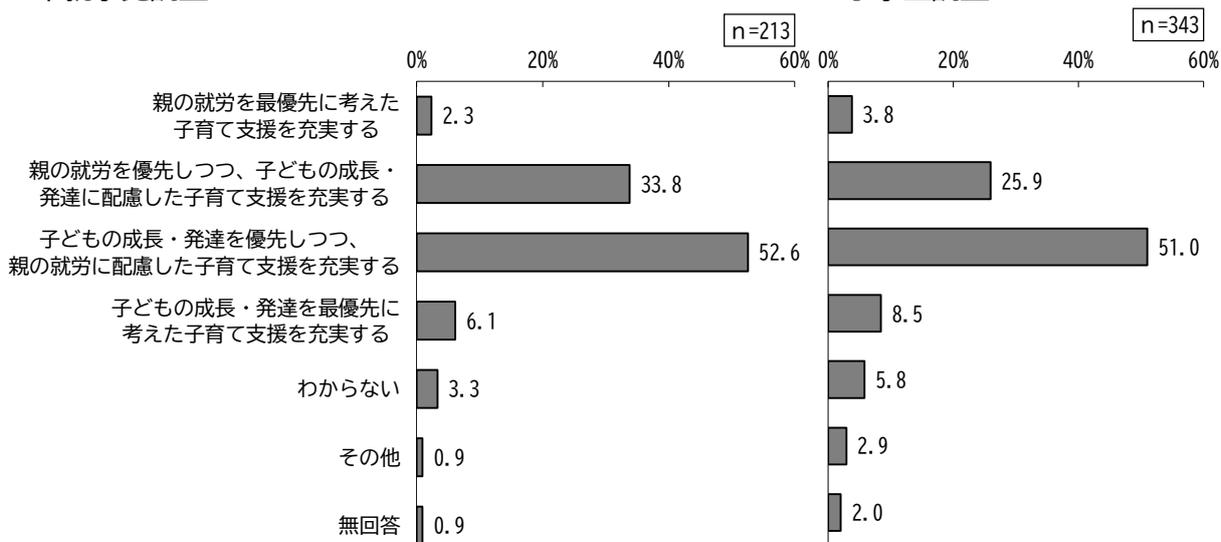
⑨仕事と子育ての両立支援の充実に向けた市に期待する支援（未就学児調査、小学生調査共通）

仕事と子育ての両立支援の充実に向けた市に期待する支援について、未就学児調査では「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実する」が52.6%と最も割合が高く、次いで「親の就労を優先しつつ、子どもの成長・発達に配慮した子育て支援を充実する」が33.8%、「子どもの成長・発達を最優先に考えた子育て支援を充実する」が6.1%となっています。

小学生調査では「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実する」が51.0%と最も割合が高く、次いで「親の就労を優先しつつ、子どもの成長・発達に配慮した子育て支援を充実する」が25.9%、「子どもの成長・発達を最優先に考えた子育て支援を充実する」が8.5%となっています。

<未就学児調査>

<小学生調査>

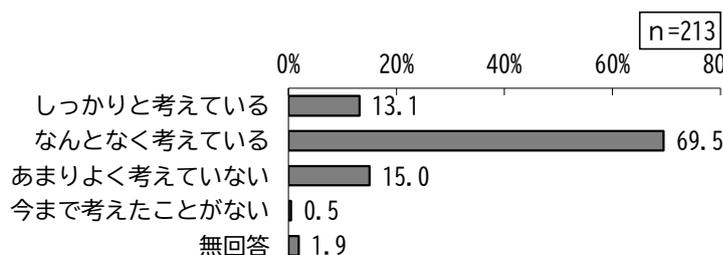


⑩子ども連れで避難する方法の検討状況（未就学児調査、小学生調査共通）

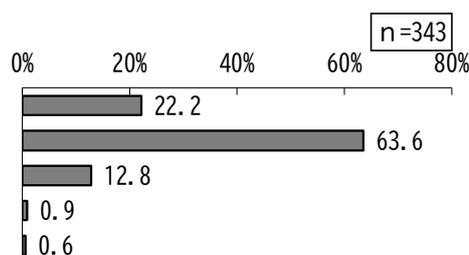
子ども連れで避難する方法について、未就学児調査では「なんとなく考えている」が69.5%と最も割合が高く、次いで「あまりよく考えていない」が15.0%、「しっかりと考えている」が13.1%となっています。

小学生調査では、「なんとなく考えている」が63.6%と最も割合が高く、次いで「しっかりと考えている」が22.2%、「あまりよく考えていない」が12.8%となっています。

<未就学児調査>



<小学生調査>

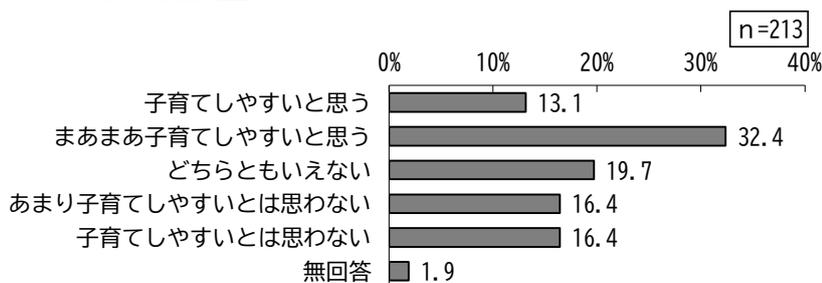


⑪居住地域の子育てのしやすさ（未就学児調査、小学生調査共通）

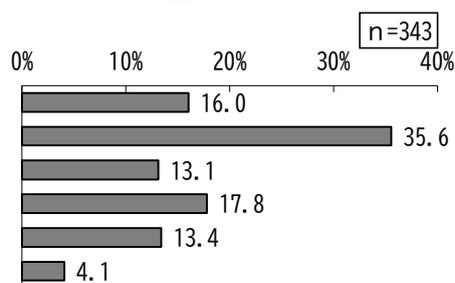
居住地域の子育てのしやすさについて、未就学児調査では「まあまあ子育てしやすいと思う」が32.4%と最も割合が高く、次いで「どちらともいえない」が19.7%、「あまり子育てしやすいとは思わない」と「子育てしやすいとは思わない」がともに16.4%となっています。

小学生調査では「まあまあ子育てしやすいと思う」が35.6%と最も割合が高く、次いで「あまり子育てしやすいとは思わない」が17.8%、「子育てしやすいと思う」が16.0%となっています。

<未就学児調査>



<小学生調査>

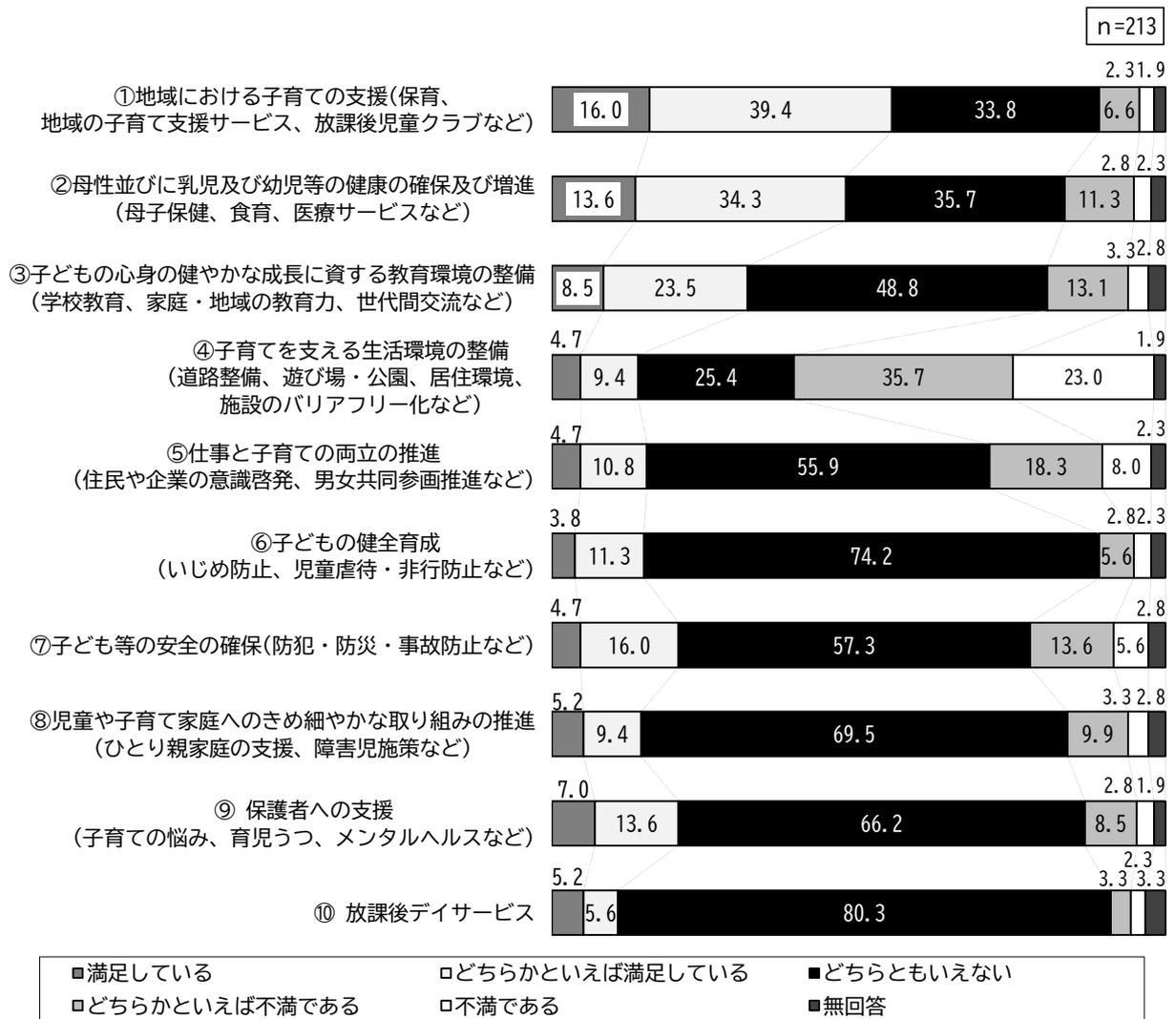


⑫市の子育て支援の取組の評価（未就学児調査、小学生調査共通）

市の子育て支援の評価について、未就学児調査では「満足している」と「どちらかといえば満足している」の割合が高い項目は、「①地域における子育ての支援」で55.4%となっています。

「どちらかといえば不満である」と「不満である」の割合が高い項目は、「④子育てを支える生活環境の整備」で58.7%となっています。

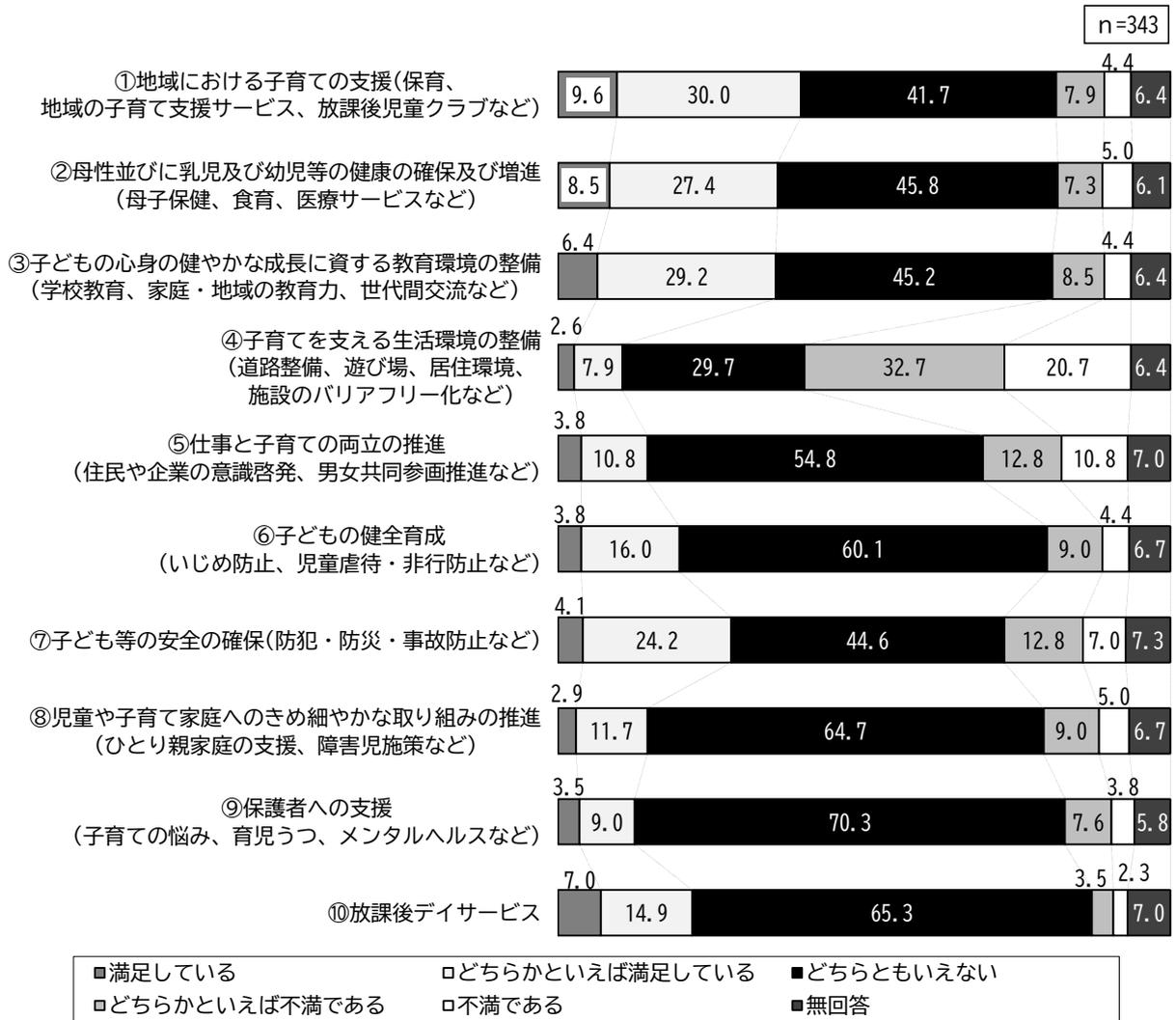
<未就学児調査>



市の子育て支援の評価について、小学生調査では「満足している」と「どちらかといえば満足している」の割合が高い項目は、「①地域における子育ての支援」が39.6%となっています。

「どちらかといえば不満である」と「不満である」の割合が高い項目は、「④子育てを支える生活環境の整備」が53.4%となっています。

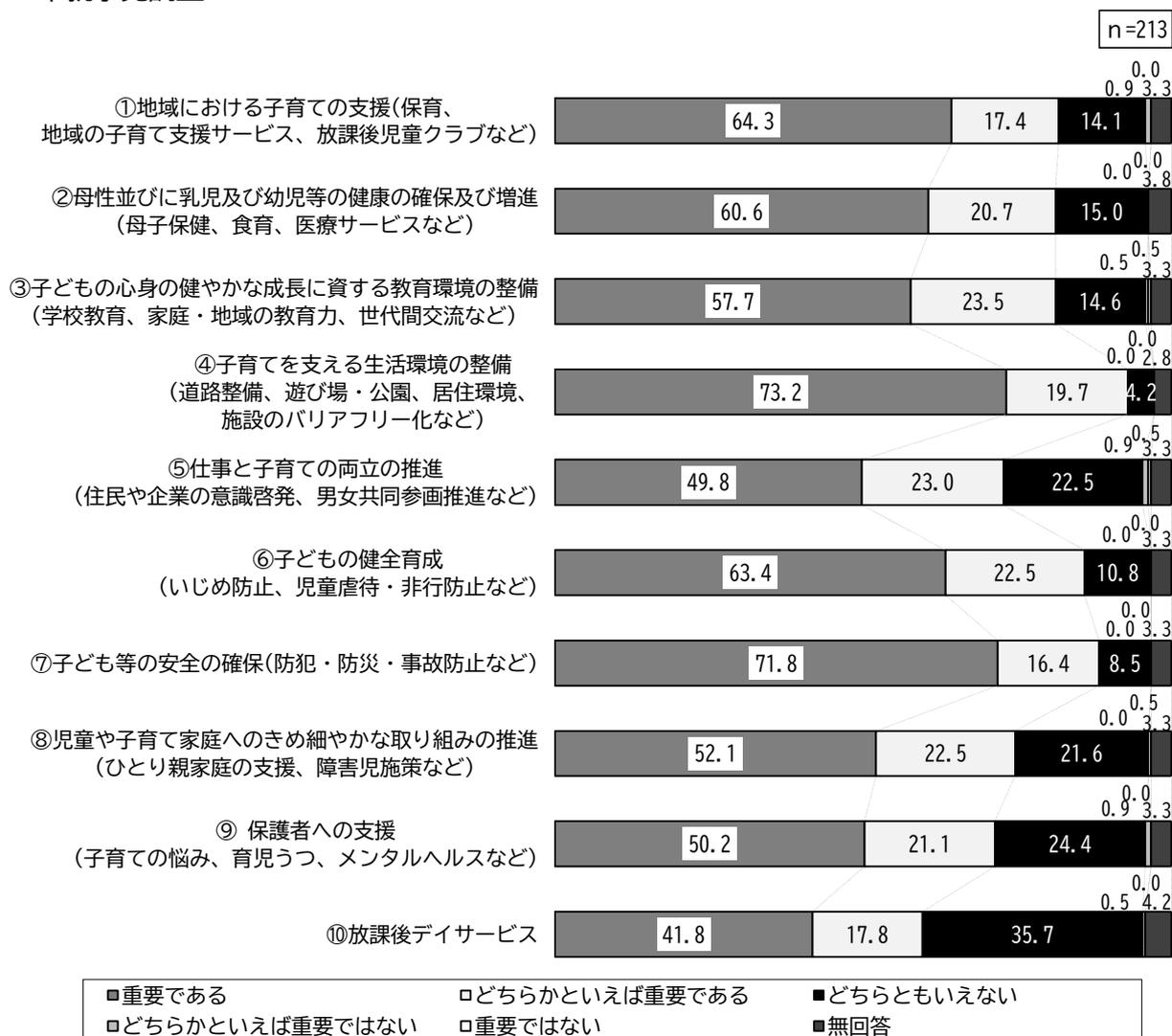
<小学生調査>



⑬市の子育て支援の取組の重要度（未就学児調査、小学生調査共通）

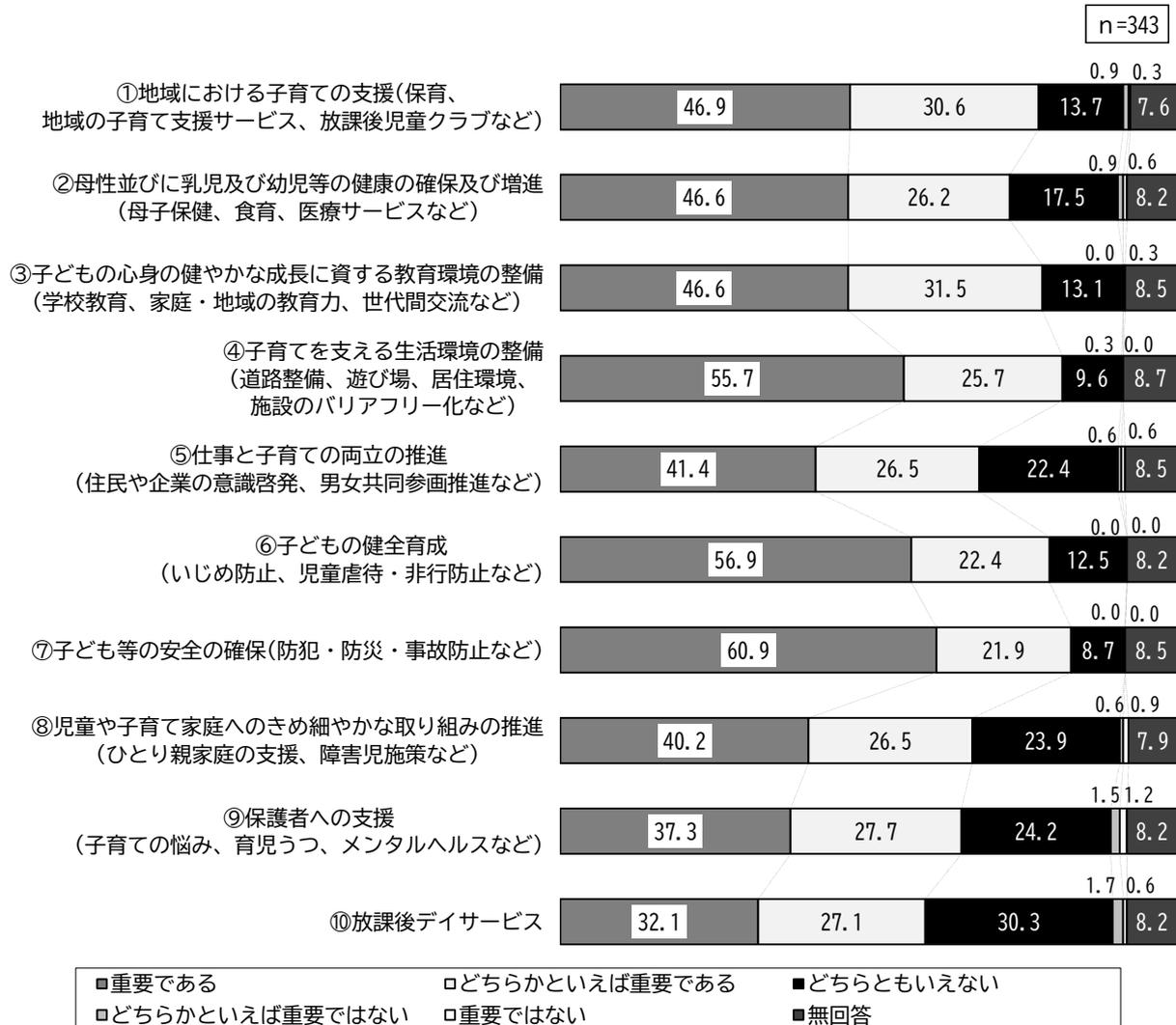
市の子育て支援の重要性について、未就学児調査では「重要である」と「どちらかといえば重要である」の割合が高い項目は、「④子育てを支える生活環境の整備」が92.9%となっています。

<未就学児調査>



市の子育て支援の重要性について、小学生調査では、「重要である」と「どちらかといえば重要である」の割合が高い項目は、「⑦子ども等の安全の確保」が82.8%となっています。

<小学生調査>



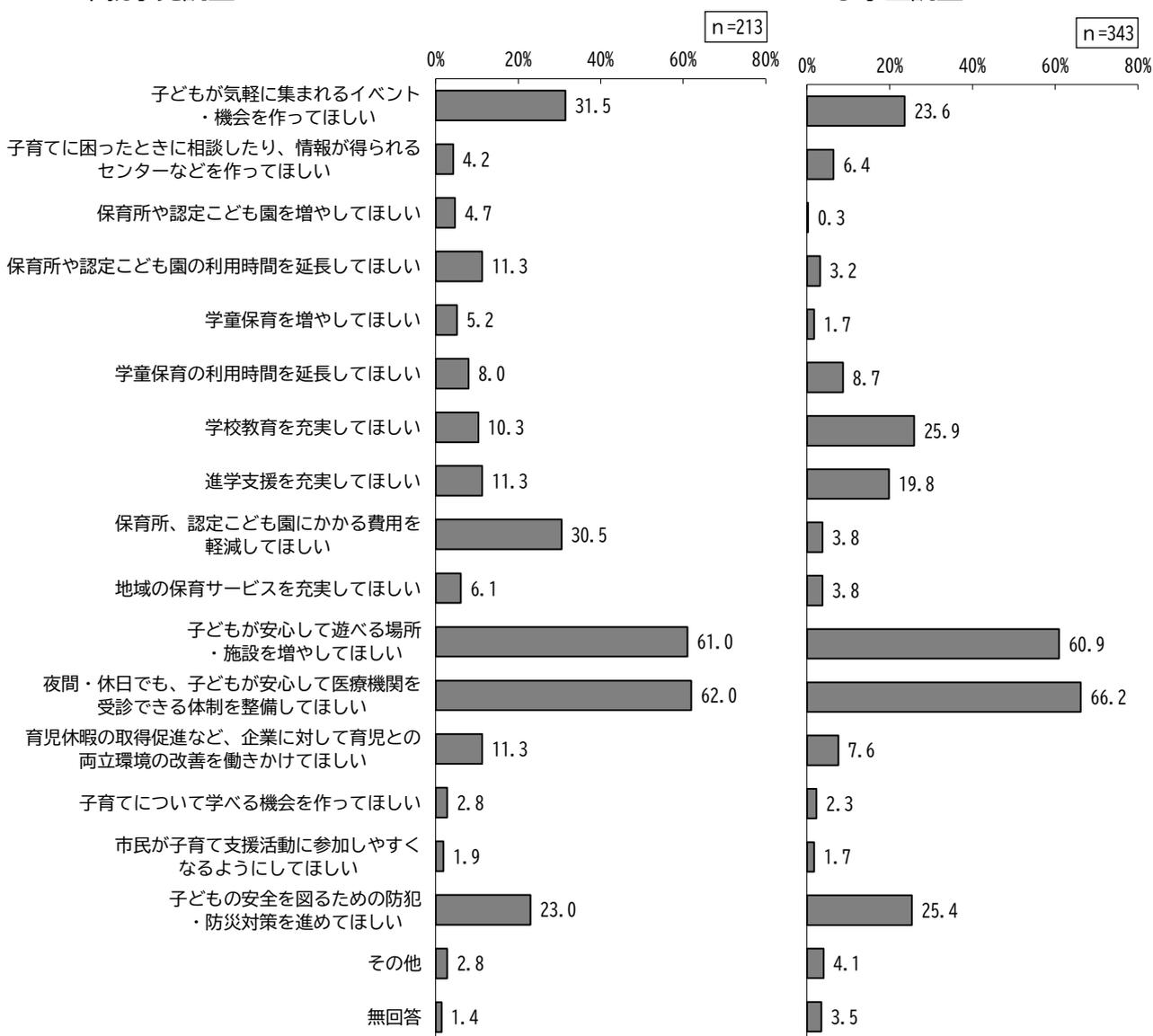
⑭市の子育て支援について特に期待すること（未就学児調査、小学生調査共通）

市の子育て支援施策として期待することについて、未就学児調査では「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が62.0%と最も割合が高く、次いで「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」が61.0%、「子どもが気軽に集まれるイベント・機会を作ってほしい」が31.5%となっています。

小学生調査では、「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が66.2%と最も割合が高く、次いで「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」が60.9%、「学校教育を充実してほしい」が25.9%となっています。

<未就学児調査>

<小学生調査>



⑮その他意見等

その他意見として、回答者から様々な意見をいただいています。主な意見について以下に記載します。

- ・病児保育の受け入れ人数を増やしてほしい。
- ・土日、祝日に子どもを預けられる場所がない。保育園をやってほしい。
- ・ひよこサロンや支援センターのような場所を土日もやってほしい。
- ・支援センターの規模をもう少し大きくしてほしい。
- ・親子で参加できる事業を増やしてほしい。
- ・急に子どもを預けられる場所が欲しい。
- ・産前産後の保育園利用の4か月は短い。産後2か月からが大変な時期。
- ・子育てに関する情報が少ない。
- ・男親でも気軽に相談できる窓口が欲しい。
- ・夜間、休日に受診できる小児科を設置してほしい。
- ・耳鼻科、整形外科、眼科、産婦人科、皮膚科の充実
- ・医療機関が不十分で不安
- ・公園を増やしてほしい。
- ・雨の日に遊べる室内スペースが欲しい。
- ・まどが浜に遊具ができて、駐車場もあり、自転車で遊ぶ場所も磯遊びもできとても便利
- ・公園の遊具の劣化を直してほしい。
- ・公園の近くに駐車場が欲しい。
- ・公園のトイレを子どもも使いやすいきれいで明るいトイレにしてほしい。

2 子育て支援の関係団体・関係者に対するヒアリング調査

(1) 調査の概要

①調査対象

子育て支援活動団体、民生委員・児童委員

②調査期間

令和6年6月5日～令和6年6月19日

③調査方法

郵送による配布・回収（一部 E-mail での回収）

④配布・回収状況

種別	配布数	回収数（有効回答）	回収率
子育て支援活動団体	5票	5票	100.0%
民生委員・児童委員	6票	6票	100.0%

(2) 調査結果の概要

- 団体運営の課題として、「スタッフが集まらない」の回答が最も多くみられます。また、「スタッフの退会が多い」、「運営資金が不足しがち」、「会員の高齢化」の回答もみられます。
- 子どもや保護者の意識や考え方の変化について、コロナ禍により子ども同士や保護者同士、子ども・家庭・学校とのつながりが薄まりつつあります。また、「保護者が子どものしつけに無関心」や「祖父母が子育てをしている」という意見がある一方、「親子関係のイベントでお父さんの参加が増加している」という意見も挙げられています。
- 近年の子どもと地域の関わり方について、地域の行事が減ったことや保育所や中学校等の教育・保育施設の集約化により、地域との関わりが少なくなっている傾向がみられます。なお、「少子高齢化により以前のような行事の開催ができない」などの意見が挙げられています。
- 近年の子育て世帯が抱える問題について、ひとり親家庭の増加が虐待や貧困の発生につながっている、「近所付き合いなどの減少により表面からは見えない部分で家庭の問題が発生しており、把握や支援が難しい」などの課題が挙げられています。
- 今後の市の計画・施策に対する期待について、「子どもや保護者同士の交流の場や居場所の開設」、「ヤングケアラーやひとり親家庭への支援の推進」などが意見として挙げられています。
- 子どもや子育て当事者の意見を市政に反映するために効果的な方法として、「子どもが参加する会議」の回答が最も多くみられ、次いで「保護者が参加する会議」、「保護者が自由に提案できる仕組み（目安箱など）」の回答がみられます。

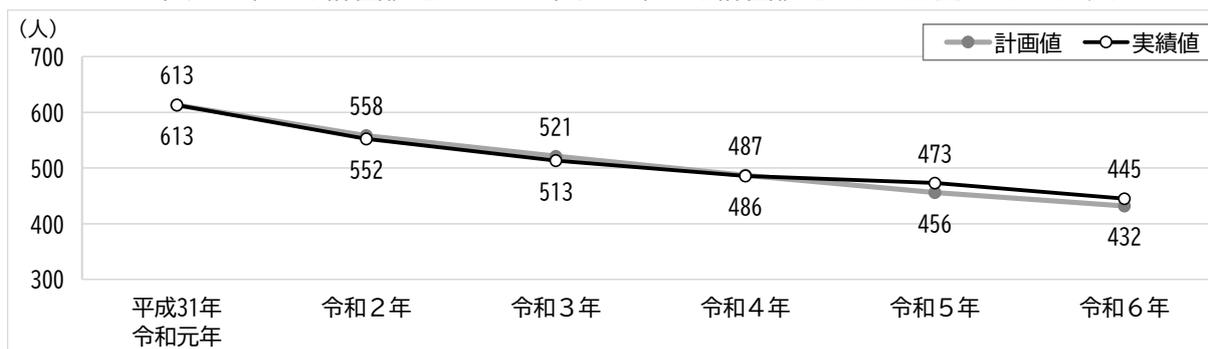
第3章 計画の基本方針

第1節 子どもの人口の推計

1 第2期計画の検証

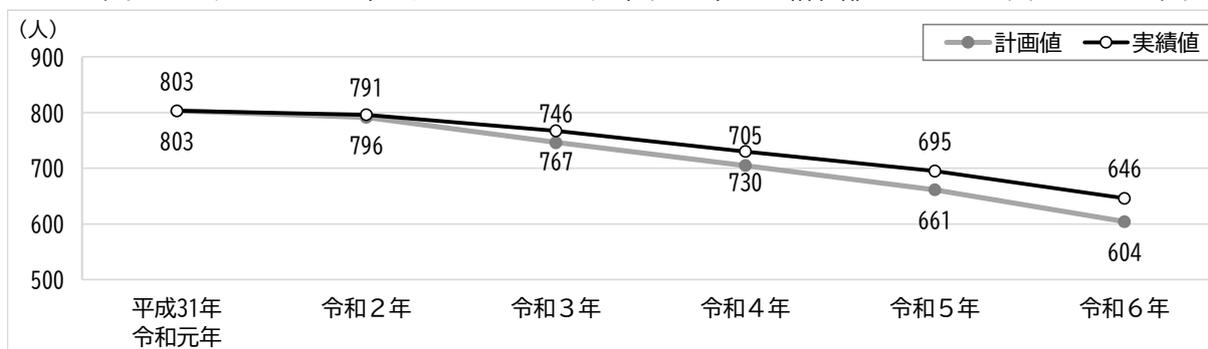
(1) 0～5歳人口（各年4月1日時点）

0～5歳人口を計画値と実績値で比較すると、令和4年までは計画値を下回っていましたが、令和5年には計画値を17人、令和6年には計画値を13人上回っています。



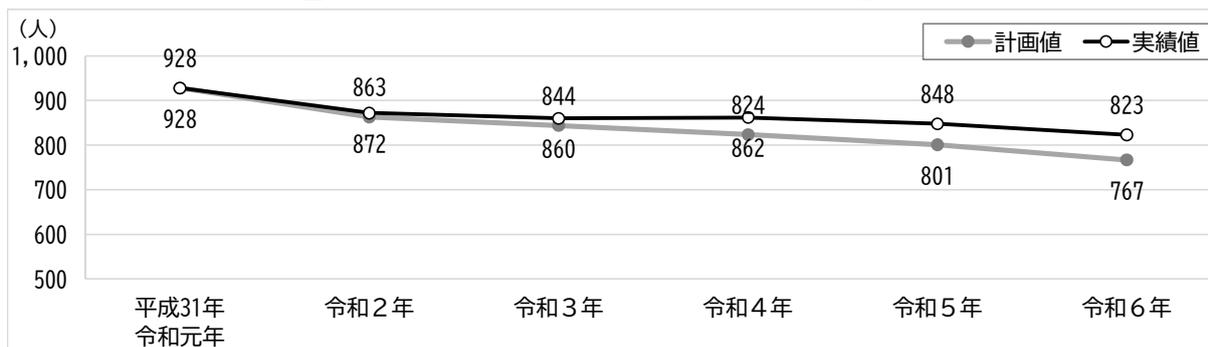
(2) 6～11歳人口（各年4月1日時点）

6～11歳人口を計画値と実績値で比較すると、各年度で計画値を上回る実績となっています。なお、その差は年々広がっており、令和6年には計画値を42人上回っています。



(3) 12～17歳人口（各年4月1日時点）

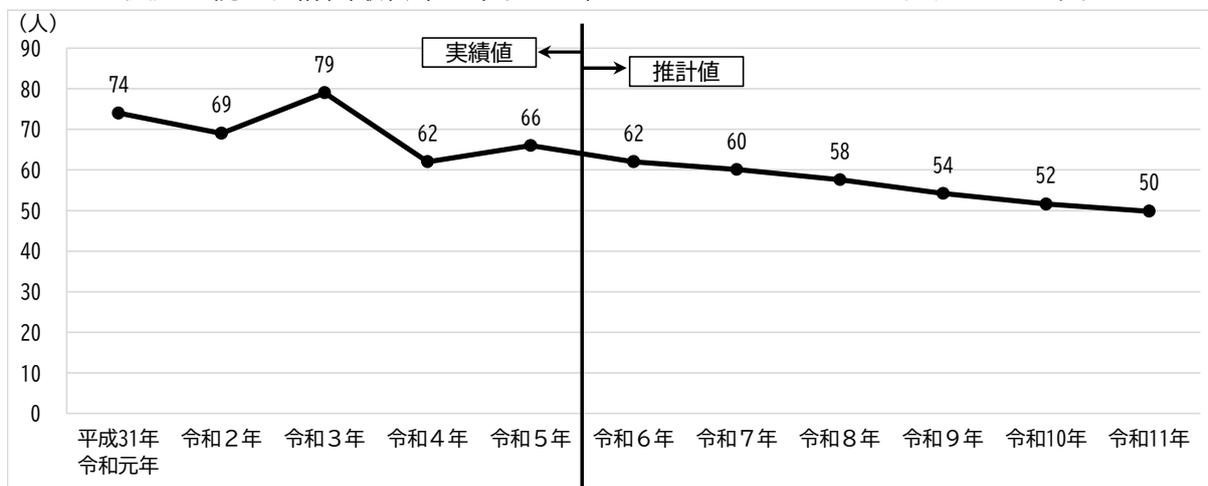
12～17歳人口を計画値と実績値で比較すると、各年度で計画値を上回る実績となっています。なお、その差は年々広がっており、令和6年には計画値を56人上回っています。



2 第3期計画の推計値

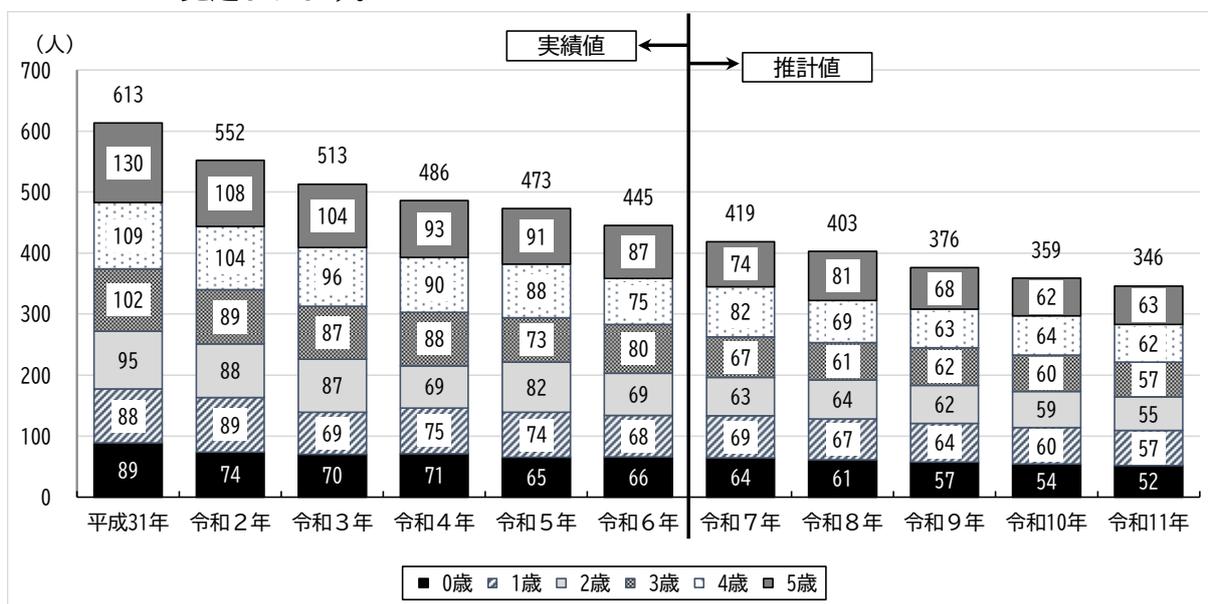
(1) 出生数の推計（年間の出生数）

今後の出生数は、近年出生数の減少傾向がゆるやかになっていることから、毎年2～4人の減少が続き、計画最終年の令和11年には50人になることが見込まれます。



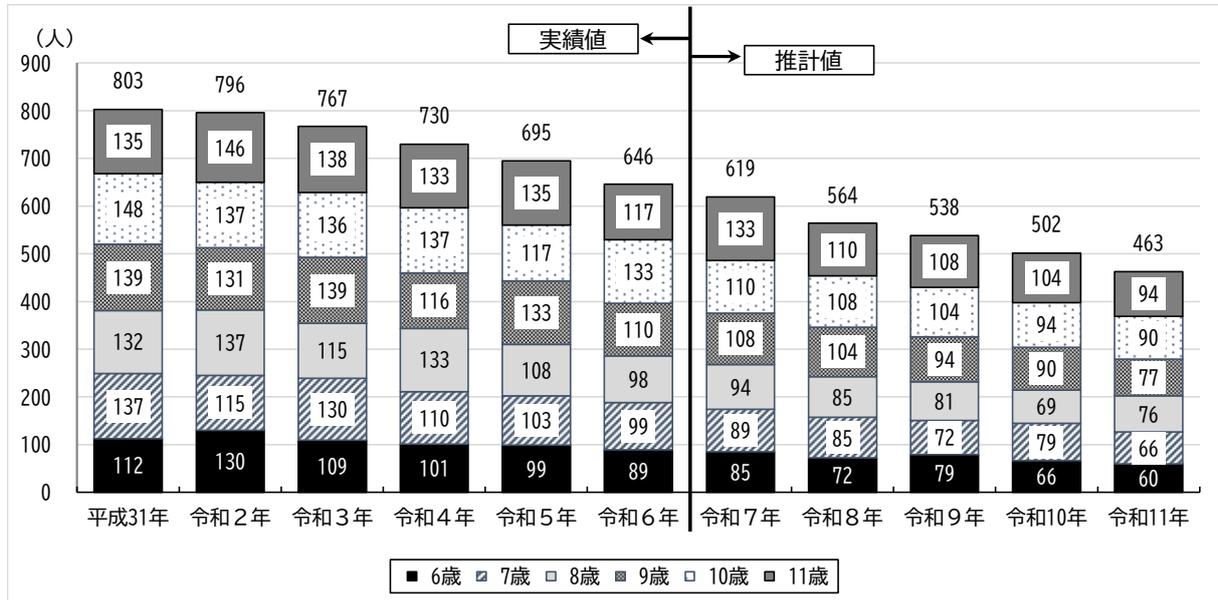
(2) 0～5歳人口の推計（各年4月1日時点）

今後の0～5歳人口は、近年の各年齢人口の推移から今後も減少傾向が続き、計画最終年の令和11年には346人となり、令和6年の445人から5年間で99人(22.2%)減少することが見込まれます。



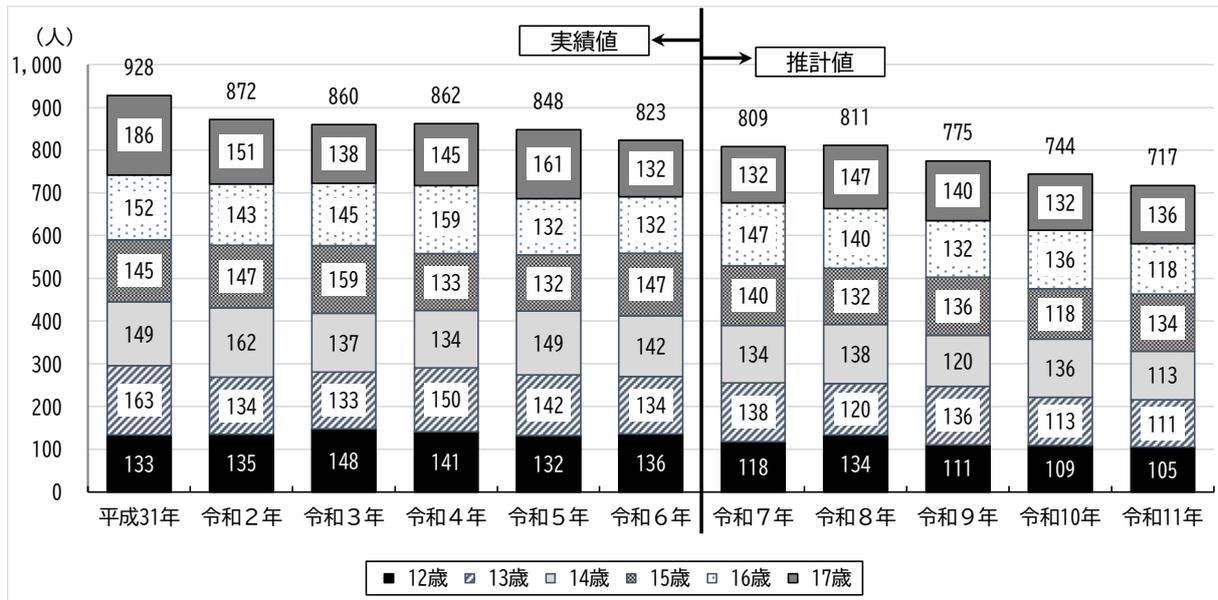
(3) 6～11歳人口の推計（各年4月1日時点）

今後の6～11歳人口は、近年の各年齢人口の推移から今後も減少傾向が続き、計画最終年の令和11年には463人となり、令和6年の646人から5年間で183人（28.3%）減少することが見込まれます。



(4) 12～17歳人口の推計（各年4月1日時点）

今後の12～17歳人口は、近年の各年齢人口の推移から今後も減少傾向が続き、計画最終年の令和11年には717人となり、令和6年の823人から5年間で106人（12.9%）減少することが見込まれます。



第2節 本市の子ども・子育て支援関連施策の課題

<統計データ・人口推計からみえる課題>

第2章第1節「1 統計データにおける子ども・子育て世帯等の状況」及び本章第1節「2 第3期計画の推計値」からみえる今後の課題は以下のとおりです。

- 年少人口（0～14歳）の減少傾向が続いており、総人口に占める割合も低下しています。また、出生数は減少傾向が続いており、今後も年間2人から4人の減少が見込まれます。
→ 少子化、出生数減少の傾向は今後も続くと思われます。
- 生産年齢人口（15～64歳）が減少し、総人口に占める割合も低下しており、今後結婚し親になる年齢層、子育てや介護を担う年齢層が減少していきます。
→ 子育て世帯のネットワークや地域の福祉の担い手不足が進む可能性があります。
- 子どものいる世帯の減少が続き、18歳未満の子どもがいる世帯、6歳未満の子どもがいる世帯は20年間で半減しています。
→ 身近に遊ぶ相手がいない子どもの増加、子どもや子育て世帯と接する機会が減ることで、子育てへの理解が進まない市民の増加が懸念されます。

<子ども・子育て支援事業等からみえる課題>

第2章「第2節 教育・保育施設の利用状況（計画値と実績値の比較）」及び「第3節 地域子ども・子育て支援事業の実施状況（計画値と実績値の比較）」からみえる今後の課題は以下のとおりです。

- 未就学児の教育・保育事業の利用状況は、認定こども園で充足率が68.0%となっていますが、認可保育所である下田保育所の充足率が36.7%と定員の半数以下の利用となっています。
→ 出生数の減少により、教育・保育事業の利用者数も減少することが想定されます。
- コロナ禍の影響により計画値を大きく下回る実績の事業がみられます。なお、コロナ禍以降利用が大幅に増えた事業があります。
→ 利用の増加が見込まれる事業について、実施体制の確保・充実が必要です。
- 社会や働き方の変化により、各事業に対するニーズが変化すると考えられます。
→ 定期的に利用状況を把握・整理し、必要に応じて見込みの変更を行うことが必要です。
- 本市は斜面が多く海に面しており、水害や地震、津波による被害が想定されています。
→ 津波浸水想定区域内に立地する下田保育所については、下田認定こども園との早期統合の検討が必要です。

<子育て支援施策の実施状況からみえる課題>

第2章「第4節 子育て支援施策の実施状況」からみえる今後の課題は以下のとおりです。

- 「施策目標Ⅰ 地域における子育ての支援」のうち、教育・保育事業の実施体制について、下田幼稚園を廃止して4園体制で実施しています。また、放課後児童クラブはすべての小学校区でサービスを開始しています。なお、毎年度、人材確保の取組を進めていますが、担い手となる指導員の確保が難しい状況が続いています。

→ 放課後児童クラブについて、児童の安全を守るための指導員の確保が必要です。
さらに、多世代交流施設の整備について、既存の公共施設の活用や新庁舎における居場所や交流の場の設置など、検討が必要です。

- 「施策目標Ⅱ 親子の健康の確保及び増進」のうち、中学生や高校生とのふれあいの機会の確保について、コロナ禍の影響はあったものの、ふれあいの機会を創出し、次世代の親づくりの意識醸成を図りました。また、市内の小児医療体制の整備について、従前からの状態が続いています。

→ 中学生や高校生の学びの機会は、継続的な体験や啓発の機会の設定が必要です。
また、長期的な懸案となっている小児医療体制整備について、関係機関との協議を継続して続けていく必要があります。

- 「施策目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する環境整備の推進」のうち、心の教育の充実について、子どもの心理面における問題への対応が、不登校・いじめ対策や将来の進路に影響を与えると想定されます。

→ 個々の状況に応じた対策の充実が必要です。

- 「施策目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備」のうち、子育てに配慮した住宅の確保について、子育て世帯向け住宅を確保するための方針について、取組を行っていません。

→ 子育て世帯向けの実施方針等の検討が必要です。

- 「施策目標Ⅶ 要支援児童への対応等きめ細かな取組の推進」のうち、障害児の支援について、子どもの発達に関する課題が多様化しています。

→ 多様な支援ニーズに対応できるよう、関係機関と連携した取組が必要です。

<ニーズ調査結果からみえる課題>

第2章第5節「1 未就学児及び小学生保護者のニーズ調査」からみえる今後の課題は以下のとおりです。

- 未就学児の教育・保育サービスの利用意向について、教育（認定こども園の幼稚園部）のニーズより保育のニーズが、高い状況となっています。

→ 質の高い幼児教育に努めるとともに、保育を中心とした体制の充実及び人材確保を進めていく必要があります。

- 土曜日の保育、日曜日・祝日の保育のニーズが各年齢で一定のニーズがみられます。

→ 本市が観光地であるという特徴を踏まえて、休日保育の導入の可否や導入の時期、場所、規模、人員の確保等について検討が必要です。

- 保育の開始時間の希望について、最も早い回答は7時となっています。また、終了時間の希望について、最も遅い回答は19時30分（認定こども園保育部）となっています。

→ 閉園時間以降の利用希望に対応できるよう、実施体制検討が必要です。

- 長期休暇期間（夏休み、冬休み、春休み）の放課後児童クラブの利用意向は、夏休みを中心に利用意向が高くなっています。なお、運営時間の希望で最も早い回答は7時、終了時間の希望で最も遅い回答は18時30分となっており、概ね現在の運営時間で対応可能です。

→ 長期的な視点から、保護者のニーズを把握し運営時間の延長等、検討が必要です。

○子育ての感じ方として、楽しく感じられている割合が高い一方で、負担を感じている割合も未就学児、小学生ともに1割以上みられます。

→ 悩みごとを相談できる窓口の充実や積極的な情報発信、職員の資質向上等を図る必要があります。

○災害発生時の避難方法について、「あまりよく考えていない」や「今まで考えたことがない」という回答がみられます。

→ 緊急時の対応や避難について家族で考える機会を設け、啓発や情報発信が必要です。

○本市の子育て支援に対する評価について、「子育てを支える生活環境の整備」や「子ども等の安全の確保」において、重要度が高く満足度が低いという回答がみられます。

→ 保護者の不満解消に向けて、関係機関と連携し、計画的な取組について検討が必要です。

○今後、特に期待する支援として「夜間・休日でも利用できる医療体制」や「子どもが安心して遊べる場所・施設」について、継続的な要望がみられます。

→ 継続的、長期的な課題について引き続き関係機関との検討が必要です。

<ヒアリング調査からみえる課題>

第2章第5節「2 子育て支援の関係団体・関係者に対するヒアリング調査」からみえる今後の課題は以下のとおりです。

○子育て支援活動に当たっての課題として、「スタッフの人員・人材不足」の回答が多くなっています。

→ 地域における担い手の確保について、継続的な取組が必要です。

○保護者の意識の変化について、子育てへの関心が低下している保護者がいる一方で、子育てに参加する父親が増えているなど、多様な変化がみられます。

→ 子育てへの参加意識や親子の距離感に悩む保護者への情報発信や相談体制について、あらゆるケースに対応し、支援につなげる仕組みづくりが必要です。

○ひとり親世帯や貧困家庭が抱える問題、ヤングケアラーの実態は外からでは見えにくい状況があります。

→ 把握の方法や必要な支援につなげるための仕組みづくり、体制の充実が必要です。

○子どもや子育て当事者の意見を市政に反映するための効果的な方法として、「子どもが参加する会議」や「保護者が参加する会議」、「保護者が自由に提案できる仕組み（目安箱など）」の回答がみられます。

→ 早期に実施可能な方法、高い効果が期待できる方法について検討が必要です。

つなげよう未来へ 子育て支援のまち しもだ

～ 地域全体で子どもの成長を見守り、子どもと地域の未来につなげる子育て支援 ～

今後、本市では、これから産まれてくる子ども、これから子どもを産み育てる年齢層、地域を担う年齢層、子どもの成長を支える年齢層など、あらゆる年齢層が縮小し、コンパクトな社会に向かいます。

しかし、コンパクトな社会には、メリットもあります。下田の持つ豊かな自然の中で、きめ細やかな支援を受けて、地域における人と人との豊かなつながりを知ることにより、「下田での子育て」を選択されるまちを目指します。

地域全体で子どもの成長を支え、地域の未来を託す子どもを安心して育てることができる地域づくりを目指し、上記理念を提案します。

イラストを追加予定

第4節 計画における基本的な視点

本計画では、次の3つを基本的な視点に据えて、施策の総合的・計画的な推進を図ることとします。

1 『こどもまんなか社会』の実現

～すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸福な社会を育てる視点～

すべての子どもが、個人として、権利の主体として、尊重され、今とこれからの未来に向けて最善の利益を目指し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることを最優先とします。

そのため、子どもが適切な養育のもとに生活が保障され、等しく適切な教育を受けることができるとともに、年齢や発達に応じて意見を表明する機会を持ち、その意見が社会的な秩序を保ちながら適切に反映され、子どもの育成・成長にとって最善となる社会の構築を目指します。

2 子育ては家庭から

～それぞれの家庭状況に合わせた、多様な子育て支援を展開する視点～

子育ての舞台の中心は、家庭です。家庭において、妊娠から出産、子育てに至るまで、家族がそろって楽しく豊かに成長していけるよう、子どもの成長とともに保護者の成長を支える体制づくりを目指します。

また、子育ては家族を中心に行うものであると同時に、家族形態や家族が抱える課題が多様化していることから、家庭の状況等により特に支援が必要な子どもに対して最適な支援を行うことにより、だれ一人取り残すことなく、切れ目のない包括的な支援体制の整備を目指します。

子どもを産み育てることを希望する若者や子育て中の保護者が、子育ての楽しさや意義を日々の体験の中で実感し、さらには、培った貴重な経験を社会活動等に生かすことで、より豊かな人生を築けるように支援していきます。

3 地域との連携

～地域みんなで子どもを育て、家庭を温かく見守り応援する地域をつくる視点～

地域社会が今後も継続していくためには、地域を継承する次世代の育成が不可欠です。

時代の変化に伴い、家族のあり方の多様化、子育て経験のある家庭の減少、家庭内で発生する様々な問題とその潜在化、地域コミュニティの希薄化等により、地域で孤立し、身近に支援を求め、相談する相手がいない保護者、相談をためらう保護者もみられます。

子育ての中心は家庭ですが、子どもを地域の未来を担う人材として、早い時期から地域みんなで育て、住み慣れた地域の中でともに活動することで、相互に理解を深め、豊かな信頼関係を形成することにつながります。

地域みんなに育てられた子どもや家庭が地域の良さを知り、地域愛を感じることで将来的に住み続けたい、子どもを産み育てたいと思える地域が形成され、地域を継承する次世代の育成につながります。また、地域の子どもを育てる人々が生き生きとした活動を展開し、活気ある生活環境となっていくように支援していきます。

第5節 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、包括的な子育て支援を推進するため、「次世代育成支援基本法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく7項目を基本目標とし、施策を展開します。

なお、「子ども・子育て支援法」において、設定が定められている利用者数等の見込み（量の見込み）及び受け入れ体制の想定（確保の方策）については、「第5章 子ども・子育て事業計画」において設定するものとします。

基本目標Ⅰ 地域全体で関わる子育て支援

出生数や子どもの減少が続く中で、地域での子育てにゆとりを生み出し、安心して子育てができるよう、ライフスタイルや社会情勢の変化に応じた教育・保育サービスを提供し、子どもの心身の成長、保護者の就労や経済的な状況など、複合的な観点から子育て支援のあり方を随時点検し、実施体制の改善、拡大などさらなる充実に努めます。

また、子育てについて地域社会での理解を深め、地域全体で子どもの健全育成や子育て世帯が安心して暮らせる生活環境の向上を目指します。

併せて、気軽に相談できる体制づくりや、保護者同士の仲間づくり、地域での子育て支援団体の育成等により、人と人とのつながり、人と地域のつながりを育て、子育てや地域での生活を楽しむことができる体制を整備します。

基本目標Ⅱ 妊娠期から切れ目のない親子の健康づくり支援

子どもの健康づくりは、生涯の健康づくりの基礎となるものです。妊娠期から胎児や母体の状態を把握し、出産後、新生児期から乳幼児期を通じた健康づくりを切れ目なく支援する母子保健のさらなる充実を推進します。

また、子どもの成長と併せて、保護者の心身の健康を把握し、健康的な生活を送ることができるよう、悩みごとや課題の把握、関係機関と連携した支援体制の充実を推進します。

さらに、成長に必要な食に関する取組の推進を図るとともに、子どもの命と健康を守る小児医療体制の確保、充実を目指します。

基本目標Ⅲ 子どもの未来を育てる教育環境の充実

子どもの健全な成長に向けて、家庭生活や地域での人と人との交流、地域活動やイベント等に主体的に参加するなど、地域みんなで地域の子どもの育て合う意識の向上を目指します。

また、学校教育において、子どもの学力向上や、心身の育成、地域と連携した学校づくりなど、地域の中で子どもの未来を育てる教育の充実を推進します。さらに、子どもの人権や安全を守るための教育や情報発信に努めます。

基本目標Ⅳ 子育てにやさしい都市基盤・生活環境の整備

道路や公園、公共施設等の都市基盤の整備・改修時において子どもや家族が利用しやすく、安全に過ごせるよう配慮した整備・改修を推進します。

また、子育て世帯にとって生活しやすい居住環境の整備に努めます。

基本目標Ⅴ 仕事と家庭生活との両立の推進

ライフスタイルやコロナ禍以降の働き方の多様化、社会全体における働き方改革の浸透など、社会の変化に対応する必要があります。また、子育ては家庭を中心に行うものとして、保護者の子育てに対する意識を高めていく必要があると同時に、事業所に対して子育ての不安や疲労の軽減に向けた取組を促す必要があります。

就業環境の改善や育児休業の取得、家族ぐるみで子育てを行う意識の向上など、事業所、就業者ともに意識向上、職場や地域の環境づくりを促進します。

基本目標Ⅵ 子どもに対する安全の確保

子どもが事故や犯罪に巻き込まれるケースは毎年みられ、近年ではスマートフォン等のデジタル通信機器を通じた犯罪も発生し、被害者の低年齢化が心配されます。また、近年、自然災害が激甚化、頻発化しており、本市の河川や海岸、急傾斜地等では、風水害や地震、津波災害による被害が想定されています。

このため、地域の実情に即し、子どもの視点に立った交通安全対策や犯罪被害防止活動、防災教育等を推進するとともに、犯罪に対する危機対策や避難行動等に配慮したまちづくりを進めます。

基本目標Ⅶ 支援を要する子どもや家庭を支えるきめ細かな取組の推進

虐待を受けているおそれのある子どもやひとり親家庭・貧困家庭の子ども、障害児等、支援を要する子ども（要保護・要支援児童）に対して、個々の特徴・状況にあった支援が必要となります。また、状況によっては緊急的な対応が必要になることもあります。

このため、子どもの健康や安全等の確保を最優先に、要保護児童やその家庭の状況を的確に把握し、子ども本人だけではなく、保護者、家族を含めて個々の状況に応じて関係機関と連携し、必要な支援につなげられるよう取り組むとともに、関係機関や地域社会との情報共有や助け合いの仕組みづくりを推進します。

第6節 施策体系

基本目標の7つの柱に沿って、以下のとおり施策体系を設定します。

基本
理念

基本的
な視点

基本目標・施策

つなげよう未来へ 子育て支援のまち しもだ

『こどもまんなか社会』の実現

子育ては家庭から

地域との連携

基本目標Ⅰ 地域全体でかかわる子育て支援

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 教育・保育サービスの充実 | 4 児童・生徒の健全育成 |
| 2 地域における子育て支援サービスの充実 | 5 子育てに伴う経済的負担の軽減 |
| 3 子育て支援のネットワークの充実・活用 | |

重点
施策

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ⑥延長・休日保育の検討 | ⑦相談支援の充実 |
| ⑥病児保育事業の推進 | ①子育て支援者の育成 |
| ①教育・保育事業の人材の確保・育成 | ⑥地域巡回型居場所 |
| ③防災対策の推進 | ⑥常設型居場所 |
| ②地域子育て支援センターの機能充実 | ④下田子育て支援ネットワークの充実 |
| ⑦認定こども園、保育所における相談の充実 | ⑤地域人材との連携 |
| ⑦情報提供の充実 | ⑤地域・団体活動の推進 |

基本目標Ⅱ 妊娠期から切れ目のない親子の健康づくり支援

- | | | |
|------------|---------|-----------|
| 1 親子の健康の確保 | 2 食育の推進 | 3 小児医療の充実 |
|------------|---------|-----------|

重点
施策

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ⑦相談体制の充実 | ⑦子育て世代包括支援センターの充実 |
| ⑦インターネットを活用した情報発信の検討、充実 | |

基本目標Ⅲ 子どもの未来を育てる教育環境の充実

- | |
|-------------------------|
| 1 学校の教育環境等の整備 |
| 2 家庭や地域の教育力の向上 |
| 3 子どもの人権や子育てに関する意識啓発の推進 |

重点
施策

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ⑤地域と協働した教育の充実 | ⑤参加型体験事業の推進 |
| ⑤交流活動の推進 | ⑤多世代間交流の推進 |
| ⑤グローバルCITYプロジェクト事業 | ⑤地域の行事・イベントへの参加促進 |

基本目標Ⅳ 子育てにやさしい都市基盤・生活環境の整備

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1 安全で住みよいまちづくりの推進 | 2 良好な居住環境の確保 |
|-------------------|--------------|

基本目標Ⅴ 仕事と家庭生活との両立の推進

- | |
|-------------------------|
| 1 多様な働き方の実現及び働き方の見直しの促進 |
| 2 仕事と子育ての両立の推進 |

基本目標Ⅵ 子どもに対する安全の確保

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 交通安全活動の推進 | 3 自然災害対策の推進 |
| 2 犯罪被害対策の推進 | 4 思春期保健対策の充実 |

重点
施策

- | | |
|---------------------------------------|----------------|
| ③災害の危険区域に設置されている
保育・教育施設の移転・統廃合の検討 | ③保護者への防災研修会の実施 |
| ③児童・生徒への防災教育・訓練の実施 | ⑦知識の普及・啓発 |
| | ⑦相談活動の充実 |

基本目標Ⅶ 支援を要する子どもや家庭を支えるきめ細かな取組の推進

- | | |
|------------------------|------------|
| 1 児童虐待防止対策の充実 | 3 障害児施策の充実 |
| 2 ひとり親家庭や貧困家庭等の自立支援の推進 | |

※「重点施策」の丸数字は、P53～54に該当する分野の番号

第7節 重点施策

本計画においては、多くの施策事業を展開します。その中で、特に重点的に取り組む重点施策は次に掲げるとおりです。

重点1 教育・保育事業、ボランティア人材の確保・育成

教育・保育事業の現場から、「スタッフの人員不足、人材不足」の意見が挙げられています。子どもの成長を支援する教育・保育スタッフは慢性的に不足しているため、必要な人材の確保・育成を目指します。

また、地域で活動しているボランティア団体等についても、活動内容や活動地域の広報・PRを行い、人材の確保・育成を支援します。

重点2 子育て支援拠点の機能充実

本市の子育て支援は下田市地域子育て支援センターが拠点となり、家族の交流の場の提供、各種イベントや講座の開催、子育て相談などの事業により子育てをサポートしています。また、地域子育て支援センターではファミリー・サポート・センター事業の事務局も設置していますが、地域とのさらなる連携強化のため、子育てサークルの育成、ボランティア等の人材確保を図り、支援拠点の拡充を検討し、地域ぐるみの子育て支援の充実を目指します。

今後は、妊娠・出産・子育て等の相談・支援機能を持つ「子育て世代包括支援センター」が「こども家庭センター」に転換が予定されており、これらの子育て支援の拠点機能が連携し、より質の高い子育て支援につなげます。

重点3 防災対策の推進

本市は、東海地震を含む、「南海トラフ巨大地震」で地震や津波の影響を大きく受けることが想定される地域です。また、近年は大型台風や豪雨による災害が全国的に発生しており、地形条件が類似している能登半島で発生した大規模災害を勘案すると、子どもや保護者の命の安全を守るための早急な対策が必要と考えられます。

そのため、関係課や関係機関と連携し、児童・生徒や保護者に対して防災意識の向上を図るとともに、災害の危険性が高い地域の教育・保育施設のあり方の検討や子どもの安全を守るために必要な施策を推進します。

重点4 子育て支援ネットワークの充実

子育て支援の関係者による「子育て支援ネットワーク」について、定期的に会議を開催し、関連情報の共有や課題提供を行っています。

今後も活動を継続するとともに、参加団体の拡大や地域で活動する各種団体との連携を強化し、ネットワーク体制の充実を目指します。

重点5 参加型体験事業、地域の行事・イベントへの参加促進

各地域で受け継がれてきた歴史や伝統を次の世代へ継承するため、地域住民の協力を得ながら教室や行事を開催し、海、山など豊富な自然資源をフィールドにした活動や、歴史、文化活動に積極的に取り組みます。

また、子どもが住んでいる各地域において、祭りやイベントを通じて地域の文化を知り、地域住民との交流が進むよう、意識向上や参加促進に取り組みます。

重点6 きめ細かな保育・子育て支援ニーズの受け入れ体制の検討

本市では、基本的な平日の教育・保育事業の体制は整備されているものの、延長保育や日曜日、祝日の休日保育について一定のニーズがみられます。

また、病児保育や一時預かりの拡充、子育て中の家族が過ごせる場所や事業への期待がみられることから、実施場所や頻度、時間帯、スタッフの確保等を含めて、既存事業の拡充や新規事業の実施について検討を行います。

重点7 困りごとの相談窓口、知りたい情報を探しやすいシステムの構築

子育てに当たって、困りごと・悩みごとが絶えない保護者が多いと考えられます。基幹的な相談窓口として、本市では市役所や地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点で相談を受け付けているほか、保育所や認定こども園でも相談機能を持っているため、これらの情報を保護者に周知し、困りごと・悩みごとを抱え込むことなく相談するよう促進します。また、市や各センターの窓口では、相談者の負担軽減や課題解消に向けた対応を行えるよう資質の向上に努めます。

さらに、現代の情報通信社会に合わせた情報検索に対応できるよう、市のホームページの他、SNSでの情報発信により子育て情報を分かりやすく簡単に得られるよう、発信の強化その周知を図ります。

第4章 今後の子育て支援施策

施策目標Ⅰ 地域全体で関わる子育て支援

1 教育・保育サービスの充実

【現状と課題】

本市では、多様化する保育ニーズに応えるため、認可保育所及び公立幼稚園の再編を行い、平成26年度に公立認定こども園「下田認定こども園」を開設し、令和2年度には従来の保育所から転換した「稲生沢こども園」が運営されています。なお、下田幼稚園は令和4年度で統合され、認可保育所が2園、認定こども園が2園の計4園の体制で運営されています。近年、災害の激甚化・頻発化が進んでいる中、特に津波浸水想定区域内に立地する下田保育所については、安全・安心な保育の提供を第一に考え、下田認定こども園への早期統合に向けた検討が必要です。

乳幼児数の減少は続いています。低年齢児保育の希望者は減少していないこと、幼児教育・保育の質と量のバランスに配慮した取組が必要であること、また、幼児教育の利用者数は減っているものの一定のニーズがみられることから、今後もすべての保育所、認定こども園において高い水準の教育・保育を提供することが重要になります。きめ細やかな就学指導、就学前教育・保育の充実を図るため、保育所、認定こども園の交流や連携、保育所、認定こども園、小・中学校同士の指導や特別支援教育での連携等に、公立・民間の垣根を越えて取り組む必要があります。

また、社会全体で生活意識や就労、性差の役割の意識の変化がみられるとともに、観光地である本市の就労や家庭環境の特性に対応できる教育・保育体制の検討・連携に努めます。

【基本的な方向】

下田保育所と下田認定こども園の統合に向けた検討に合わせ、家族形態やライフスタイル、働き方の多様化に伴う教育・保育ニーズに応えるサービスについて、民間園と相談し検討します。

また、子どもの個性や発達状況等に応じた教育・保育の質的向上に努めます。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
幼児教育・保育の充実	保育所や認定こども園において、乳幼児の成長に沿った育成のため、幼児教育・保育の機能の充実を図ります。 なお、幼児教育・保育の実施に当たっては、乳幼児の健全育成を最優先とするとともに、保護者ニーズの多様化に応えられるよう努めます。 ※量の見込み及び確保の方策は、「第5章 子ども・子育て事業計画」に掲載。
保育所、認定こども園の再編の検討	災害時の安全確保、乳幼児の減少や教育・保育ニーズの多様化に対応できるよう、下田保育所のあり方、下田認定こども園との再編を検討します。

施策・事業名	主な内容
低年齢児保育の充実	<p>公立園と民間園との連携により受け入れ数を確保し、低年齢児保育の入所枠の拡大・充実を図るとともに、産休明け・育児休業明けによる年度途中入所の円滑化を図ります。</p> <p>※量の見込み及び確保の方策は、「第5章 子ども・子育て事業計画」に掲載。</p>
延長・休日保育の検討 重点6	<p>現在実施されていない延長保育・休日保育について、観光地としての特徴を考慮し、その必要性や実施場所、保育時間、実施体制等について、慎重に検討します。</p> <p>※量の見込み及び確保の方策は、「第5章 子ども・子育て事業計画」に掲載。</p>
病児保育事業の推進 重点6	<p>下田メディカルセンターで実施する病児保育事業について、運営費補助を継続し、病児保育を必要とする保護者の適切な利用を促進します。</p> <p>また、今後の事業のあり方について検討し、必要に応じて事業者との協議を行います。</p> <p>※量の見込み及び確保の方策は、「第5章 子ども・子育て事業計画」に掲載。</p>
発達上の配慮が必要な児童への保育の推進	<p>発達上の配慮を必要とする児童が増加傾向にあることから、巡回相談や専門家及び関係機関との訪問を実施し、関係機関との連携を図るとともに、児童の発達状況に配慮したきめ細やかな保育を推進します。</p>
認定こども園（幼稚園部）における預かり保育の充実	<p>認定こども園（幼稚園部）における預かり保育（幼稚園型）について、保護者のニーズに沿った提供体制、幼児の成長に沿った育成に適した支援内容の充実を図ります。</p> <p>※量の見込み及び確保の方策は、「第5章 子ども・子育て事業計画」に掲載。</p>
教育・保育事業の人材の確保・育成 重点1	<p>関係機関と協力し、保育所、認定こども園に従事する人材の確保・育成に努めます。</p>
保育サービスに関する情報提供の推進	<p>利用者による選択や質の向上に資するため、保育サービスに関する情報提供を推進します。</p>
防災対策の推進 重点3	<p>激甚化・頻発化する災害を想定し、風水害や地震、津波等の発災時に子どもの安全を確保するため、防災計画や防災訓練、避難訓練、緊急物資の確保、保護者への連絡・引き渡し等、平時からの備えについて、家庭等関係者間で共有し、事前対策を推進します。</p>
保育の質の向上	<p>保育従事者の研修への参加を促進し、乳幼児の発達や個性、複雑化する家庭環境に応じた保育の質的向上を図ります。また、第三者委員への相談窓口を設置する等、利用者の声を保育に反映するよう努めます。</p>

2 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 放課後児童対策の充実

【現状と課題】

昼間保護者が家庭にいない就学児童の健全育成を図ることを目的として、放課後及び長期休暇期間の昼間に放課後児童クラブを実施しています。

令和4年度から白浜小学校において放課後児童クラブが開始し、市内7つの小学校区すべてにおいて放課後児童クラブを開設しています。

今後は、唯一小学校以外に設置されている、朝日地区放課後児童クラブについて環境改善を図るため、早期移転に向けた検討を行います。

各放課後児童クラブにおいては、児童の安全と健全育成を目指し、遊びを通じて児童の自主性・創造性・社会性を高め、さらに、家庭的な雰囲気と温かい環境の中で情緒の安定を図るとともに、環境改善に努め、地域ボランティア等とも連携した事業の充実を図る必要があります。

【基本的な方向】

保護者のニーズに応じて放課後児童対策を充実させ、児童の健全育成を図ります。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブの設備の充実、指導員の確保・育成を進め、事業内容及び環境の充実を図ります。 また、日曜日、祝日の実施及び運営時間の延長について、検討します。 ※量の見込み及び確保の方策は、「第5章 子ども・子育て事業計画」に掲載。
放課後児童クラブの今後のあり方の検討	放課後児童クラブの質の向上に向けて、人材の確保育成やニーズに見合った場所の確保、地域や関係者との連携等について、検討します。

(2) 子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

家族のあり方や保護者の働き方、地域との関わり方が変化し、地域における子育て世帯や、子育て経験者の減少が続いていることから、地域との関わりが少なく、孤立する家族・子どもの増加が懸念されます。

本市では、地域子育て支援センターを核として関係機関と連携し、地域における子育て支援サービスの充実を図っています。また、制度改正や地域のニーズに合わせた取組内容の見直しを行っています。

今後も、地域子育て支援センターを拠点とし、保育所、認定こども園、子育てボランティア等と連携しながら、市民の協力と地域での支え合いを強化するとともに地域全体で子どもを育てる仕組みづくりが必要です。

【基本的な方向】

安心して子育てができるよう、地域子育て支援センターを子育て支援の総合的な拠点として、情報の提供や相談・交流事業等を充実します。

また、一時保育や地域での子育て支援者を確保し、子育て中の保護者の孤立化を防止し、在宅での子育て支援の強化を図ります。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
地域子育て支援センターの機能充実 重点2	子育て支援拠点としての機能を発揮できるよう、保育士や保健師、ボランティア協力員等の人材の確保を図るとともに、子育て中の保護者が交流する場の提供や子育て相談の実施、子育てサークルの育成、仲間づくりの場として家族の居場所の機能充実、講座やイベントの実施、子育て情報の提供に努めます。 また、定期的な出張型事業を継続して実施します。 さらに、悩みを抱えている保護者が気軽に相談できるよう、書面やメール等による悩みの受け付けや、相談しやすい雰囲気づくり、職員の資質の向上を図ります。
認定こども園、保育所における相談の充実 重点7	身近なところで子育て相談ができるよう、地域子育て支援センターとのネットワークの形成を図る中で保育所、認定こども園における相談機能の充実に努めます。 また、各園において相談を受け付けていることが保護者に分かるよう、各園での周知に努めます。
情報提供の充実 重点7	子育てに関する様々な情報を収集することができるように「しもだ子育てガイドブック」の充実、市ホームページ・SNS、市広報誌を活用した情報の提供に努めます。特に、SNSでの発信を強化し、最新情報の提供に努めます。

施策・事業名	主な内容
相談支援の充実 重点7	<p>こども家庭総合支援拠点、子育て支援包括センター等において、地域の子どもや子育て世帯の相談に対し、切れ目のない支援に努めます。</p> <p>関係機関の相互連携を強化して、地域で子育てを見守り、応援できる体制づくりを図り、専門性をもった機関として子育て支援ができるよう努めます。</p>
一時預かりの充実	<p>緊急・リフレッシュ保育事業については、保護者の緊急の用事による一時的な保育所利用に対応できるよう、利用定員の増も含め、より利用しやすい体制の整備等、事業の充実を図ります。</p> <p>※量の見込み及び確保の方策は、「第5章 子ども・子育て事業計画」に掲載。</p>
ファミリー・サポート・センターの充実	<p>子育て中の保護者をはじめ、広く市民に制度の仕組みを周知し、「おねがい会員（依頼会員）」、「まかせて会員（提供会員）」の会員数の増加に努め、地域住民同士の助け合いの意識強化と利便性の向上を図ります。</p> <p>※小学生を対象にした「子育て援助活動支援事業」の量の見込み及び確保の方策は、「第5章 子ども・子育て事業計画」に掲載。</p>
子育て支援者の育成 重点1	<p>在宅の子育て支援を強化するため、子育て当事者間の交流の機会の創出、子育てボランティア及び子育てサークルへの支援・育成について、社会福祉協議会と協力し、進めます。</p>
多世代交流施設の整備	<p>子どもが安心して自由に遊ぶ場、多世代で交流する場として、既存の公共施設を活用した多世代交流施設の整備を図ります。</p>
地域巡回型居場所 重点6	<p>市内各地の公共施設を活用し、多様な世代が集まることができる居場所として、下田わくわくパーク「これば！」を開催しています。</p> <p>多様なイベントを検討し、家族の居場所、子育てボランティアの活動の場として交流を図ります。</p>
常設型居場所 重点6	<p>子どもや子育て中の保護者が安心して集い、過ごせる場所として、常設型の居場所を検討します。</p> <p>なお、居場所の検討、実現に当たっては、公共施設全体の活用状況や配置を見据えながら、子どもの心身の健康的な成長に資するよう、文化的な要素や多世代交流等の性質を持つ場所や事業と併せて実施するよう努めます。</p>

3 子育て支援のネットワークの充実・活用

【現状と課題】

本市では、平成 21 年に子育て支援に携わる関係者による「下田子育て支援ネットワーク」を設立し、子育て支援に関する事業の提案や企画、実践を行っています。このネットワークにより、下田わくわくパーク「これば!」、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等の各種事業が運営されています。

しかし、地域の子育てを支える、ボランティア活動に携わる方々の高齢化が課題となっており、新たな会員の確保が必要です。

今後は、このネットワークを基に子育てサークルや子育てボランティア間で連携し、ネットワークの強化を図るとともに、子どもの健全な育成や地域における子育てを支える活動に携わるサークルやボランティアを育成する必要があります。

【基本的な方向】

下田子育て支援ネットワークを活用し、関係団体等の連携を強めることにより、地域で一体となった子育て支援サービスの充実に努めます。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
下田子育て支援ネットワークの充実 重点4	定期的に「下田子育て支援ネットワーク会議」を開催し、子育てに関する情報共有や課題検討を行い、支援対策の充実を進めています。さらに、参加団体の拡大、地域社会との連携充実等による、より大きなネットワークの構築や活動の展開を検討します。
子育て支援者の活動支援	地域での子育て支援に当たり、子育て中の家庭に必要な支援内容を随時把握し、支援体制の構築や地域社会との連携・充実による、より大きなネットワークの構築や活動の展開を検討します。 また、新たなボランティア団体、サークルの新規立ち上げ・活動支援を検討するとともに、団体間のつながりや活動機会の創出について社会福祉協議会と協力し進めます。
地域人材との連携 重点5	保育士等の有資格者や地域の子育て経験者との連携を図るとともに、中・高校生ボランティアや青年のグループによる育成活動への参加を促進します。 また、各地域において、それぞれの歴史・文化・伝統を継承するための技能者の発掘や育成を行い、次の世代に継承できるよう教室や行事の開催を検討します。
民生委員・児童委員との連携強化	児童福祉に関することについて、専門的に対応する地域の主任児童委員の位置づけ・役割を明確にし、制度の周知を図り、活動しやすい環境の整備に努めます。
保護者同士の交流組織の設立	保護者同士が連携し自主的に地域の様々な活動に取り組む「母親クラブ」等の保護者同士の交流組織の設立に努めます。

施策・事業名	主な内容
子育て意識、子育て世帯への支援意識の啓発	地域全体、自治会（区）・町内会、民生委員・児童委員を対象に、子育て世帯への理解や声掛け、支援の実施に向けた意識向上のための情報発信を行います。 また、困難を抱える家庭や支援の方法等の情報を共有し地域全体での支援の充実に努めます。

4 児童・生徒の健全育成

【現状と課題】

本市では、青少年健全育成活動等地域ぐるみで行う地域活動を支援しています。

今後も、青少年の健全育成は地域社会全体の責務であり、地域の児童・生徒を地域全体で育てることを強く認識し、家庭・学校・地域が一体となって、関係機関・団体との連携を密にしながら、総合的かつ効果的な青少年の健全育成のための環境の充実に取り組む必要があります。

【基本的な方向】

不登校・引きこもり等の児童・生徒や、困難を抱える家庭を支援するとともに、地域ぐるみで青少年の健全育成に努めます。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
相談・指導の充実	児童・生徒が抱える様々な問題に対応するため、相談体制を充実するとともに定期的に情報共有を行い、不登校や引きこもり等の悩みを抱えた児童・生徒の自立支援に向けた指導に努めます。また、困難を抱える家庭への支援を行います。 なお、児童・生徒の状況に応じて、関係機関や専門職等と連携し対応していきます。
地域・団体活動の推進 重点5	下田市青少年健全育成連絡協議会において、市内各地区の6つの育成会と連携し、地域の児童・生徒の新たな活動を支援していきます。

5 子育てに伴う経済的負担の軽減

【現状と課題】

本市では、国の各種手当（児童手当、児童扶養手当等）、助成制度をそれぞれの家庭の実情に応じて、適切な給付に努めています。また、市独自の支援として、高校3年生相当までの子どもの医療費助成を実施しています。

今後も、妊婦健康診査の助成や出産育児一時金、出産応援金、子育て応援金の支給、ひとり親や障害児への各種給付金の支給等、出産前から育児、就園、就学に至るまで幅広く連続した支援を継続していく必要があります。

【基本的な方向】

各種手当、給付金、助成制度等の周知、適切な支給に努めるとともに、医療費の負担軽減に努めます。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
児童手当制度等の普及・啓発	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の制度改正があった場合は、新制度の内容の普及・啓発に努め、対象となる家庭をとりこぼすことなく、支援が行きわたるよう努めます。 令和6年10月に児童手当制度の改正があり、所得制限を撤廃し、支給対象児童を従前の「中学生まで」から「高校生年代まで」に延長するなど、対象範囲が拡大されました。
医療費助成制度の普及・啓発	本市の医療費助成制度の対象は、高校3年生相当までの子ども（18歳到達後最初の3月31日まで）となっています。 今後も、子どもの医療費助成を継続するとともに、制度の普及・啓発に努めます。
出産・子育て支援給付金	出産に際し新たに子どもを迎えるに当たり、子育て費用の助成として、妊娠8か月の面談時と新生児訪問時の計2回、各5万円を給付します。
中学校就学準備給付金	中学校就学準備給付金として、中学校入学予定者の保護者に対し3万円を給付し、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。
給食費の助成	保育所、認定こども園の給食費について、市費による一部助成、所得や子どもの人数に応じた減免措置を継続し、利用者負担の軽減に努めます。

施策目標Ⅱ 妊娠期から切れ目のない親子の健康づくり支援

1 親子の健康の確保

(1) 健康診査の充実

【現状と課題】

家族の多様化や地域でのつながりの希薄化、小児科の減少、雇用形態の多様化や経済の低迷等の要因により、出産や育児に対する不安が高まり、安心して出産し子育てをしていくことが困難な社会環境となっています。そのため、心身の変化が著しい時期である妊娠中から産後までを含め、安心して出産し、子育てしやすい環境づくりが大切になります。

本市では、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進のため、妊婦健康診査及び乳幼児健康診査を実施し、疾病の早期発見、早期対応と育児支援を図っています。なお、令和5年度の1歳6か月健診の受診率は100.0%、3歳児健診の受診率は96.2%となっており、高い受診率となっています。

今後も、健診の認知度と受診率の向上を図り、受診率100%の定着を目指すとともに、安心して出産し、子育てしやすい環境づくりに引き続き取り組む必要があります。

【基本的な方向】

子どもを安心して産み健やかに育てられるよう、妊婦健康診査及び乳幼児健康診査の機会や事業の拡充を図るとともに、医療機関との連携を強め、事後指導を充実します。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
妊婦健康診査の拡充	妊婦に対し、医療機関及び歯科医療機関を通じて妊娠中の健康診査の機会を確保するとともに、医療機関との連携を強化し、健診後のフォローを図ります。
乳幼児健康診査の充実	身体発育や知的発育等の健康状態を把握し、病気や発達の遅れ等を早期に発見し、適切な対応につなげられるように、乳幼児の発達段階に応じた健康診査を実施します。 また、育児不安の解消や児童虐待、うつ等の発生予防を図るため、保護者への相談・指導等を実施し、支援を行います。 受診率100%の定着を図るため、受診を奨励し、健診の意義・効果等を認識していただけるよう、広報活動を充実します。さらに、国から新たに実施を勧められている5歳児健診についても、効果的な実施に向けて検討します。
産後ケア事業の充実	退院後に、入院や通院による支援を必要とする新生児・乳児と母親を対象に、宿泊又は日帰りで、母子ケアや授乳指導、育児相談等を行います。 今後も事業の普及を図り、子育てに不安を抱える母親の支援充実、支援を必要とする母親への利用促進を図ります。

(2) 健康相談・母子保健指導の充実

【現状と課題】

本市では、妊娠中の母子状態から乳児の誕生、その後の乳幼児健診、予防接種を記録する母子健康手帳を妊娠の届けの際に交付しています。

妊産婦に対しては、妊娠届出時の面接、妊娠中・産後の個別相談を実施しています。また、家族の健康状態の把握や育児相談に応じるため、すべての乳児を対象とした乳児家庭全戸訪問、要支援児への家庭訪問を実施しています。

今後も、医療機関や関係機関と連携しながら、専門的な対応ができる体制の強化に努め、相談事業の充実に取り組む必要があります。

また、情報提供のための手段として、SNS等時代の流れに沿った新たな手段による、タイムリーな情報発信に努めます。

【基本的な方向】

関係機関との連携を強化し、相談事業の充実を図るとともに、よりきめ細かい訪問指導体制のもと、事業を拡充します。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
母子健康手帳の交付	母子健康手帳の活用を促し、交付時の相談や情報提供の充実に努めます。
相談体制の充実 重点7	母子のこころとからだの健康について、様々な相談に対応できる職員体制の充実を図るとともに、専門スタッフを確保し、個別相談の充実に努めます。 また、専用のアプリを使用した医師による乳幼児健康相談を開始し、乳幼児をもつ世帯の健康上の不安解消に努めます。
乳児家庭全戸訪問事業の拡充	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に専門スタッフが訪問し、乳児や家庭の状況に応じた指導や支援を行い、育児の不安解消を図ります。
養育支援訪問事業の実施	支援を要する乳幼児を抱える家庭を訪問し、関係機関と連携しながら、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。
インターネットを活用した情報発信の検討、充実 重点7	子育て世代への情報提供のため、インターネット（ホームページ、SNS等）を活用した広報手段を検討し、タイムリーな情報発信を行います。
子育て世代包括支援センターの充実 重点7	子育て世代包括支援センターを中心に、不妊治療費助成や産前・産後サポート等、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を実施します。 また、支援内容の継続的な記録、関係機関との連携等により、個々の状況に応じた相談への対応ができるよう、体制整備、職員の資質向上を図ります。 さらに、「こども家庭センター」への転換に向けて調整を行います。

(3) 健康教育・疾病予防の推進

【現状と課題】

本市では、妊産婦を対象に各種教室を開催し、指導や仲間づくりを行っています。また、感染症や食中毒を予防するための啓発活動、伝染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防するため、予防接種を行っています。

今後も、男性、女性を問わず子育てを担えるよう意識啓発を図るとともに、保育所、認定こども園、学校及び医療機関と連携しながら、正しい知識の普及と接種率の向上に取り組む必要があります。

【基本的な方向】

生涯にわたる心身の健康の基盤が培われるよう、子どもの体力・健康づくりを積極的に推進するとともに、乳幼児の疾病予防対策、感染症予防・抑制体制の充実を図ります。

また、子どもとともに保護者の心身の健康を維持できるよう、意識啓発に努めます。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
プレママパパセミナー等の充実	安心して子どもを産み、不安なく子育てができるよう、また、父親が育児をイメージし、男女差のない子育てを促進するよう、プレママパパセミナーや育児教室の充実を図ります。
乳幼児とのふれあい 機会の確保	中・高校生が乳幼児や妊婦とふれあうことのできる機会を提供することにより、次世代の親の育成につなげます。
生活習慣病予防の 充実	生活習慣病予防について、保健関係機関、教育・保育施設、学校、家庭の連携のもとに、乳幼児から継続し、かつ、一貫した健康教育を推進します。
予防接種の充実	乳幼児期の感染症は重症化しやすいことから、予防接種の接種率向上による感染予防を推進するため、予防接種の正しい知識の普及、様々な機会を利用した接種勧奨や個別通知を進めていきます。
感染症予防・抑制 体制の充実	社会的な感染症の流行時において、児童・生徒への流行を最小限に抑制するため、保育所、認定こども園、学校、関係機関等と連携し、状況に応じた対策が取れるよう、連携や情報共有の体制の強化に努めます。

(4) 母子歯科保健の充実

【現状と課題】

子どものむし歯予防のため、1歳6か月健診や3歳児健康診査等の際に歯科健診やフッ素塗布を実施しているほか、保育所や認定こども園就園児を対象にしたフッ素洗口を実施し、保育所、認定こども園、学校等を対象に啓発事業を実施しています。

今後も、家庭と連携しながら、歯科保健の充実を図っていく必要があります。

【基本的な方向】

むし歯の早期発見、早期治療に加え、衛生教育・健康管理（生活習慣改善指導）、個人予防（歯みがき、甘味適正摂取）、公衆衛生的予防（フッ化物の応用）を効果的に実施し、一次予防の強化に努めます。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
歯の健康への意識の向上	むし歯予防の意識の向上とむし歯り患の防止のため、健康診査、健康相談、健康教室等における歯科保健指導の充実を図るとともに、賀茂歯科医師会、市内歯科医院、歯科衛生士と連携しながら広報紙等を利用し、歯科保健知識の普及促進を図ります。
むし歯多発児への対応促進	健康診査、健康相談等において、歯科衛生士による個別指導の強化を図ります。
フッ素洗口の充実	フッ化物に対する正しい知識の普及を図るとともに、フッ素洗口を実施するなど、科学的根拠に基づく効果的な取組を推進します。

2 食育の推進

【現状と課題】

子どもが健康的に成長するためには、「食」の質の向上が欠かせません。ライフスタイルの多様化により、食生活も多様化していると考えられますが、成長に必要な基本的な食習慣や栄養バランス、カロリーなど、必要な知識を身に付けていただくとともに、生命の尊さ、食文化、食の大切さを学ぶ食育がこれまで以上に大切になっています。

今後も、保育所、認定こども園、学校等において、関係機関と連携しながら食育を推進し、食を通じた子どもの豊かな人間性の形成と家族との関係づくりを支援する活動を充実する必要があります。

【基本的な方向】

子ども一人ひとりの成長段階に応じた食べる力を育み、食を通じた心身ともに健康な子どもの育成や家族との良好な関係づくりを推進します。

また、家庭や教育・保育施設、学校等において、食育に継続的に取り組めるよう教育体制の充実を図ります。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
食に関する学習機会や情報提供の推進	幼児健診や育児教室等において、食に関する学習機会や栄養に関する情報を、専門的な視点から個別に応じて提供します。
教育・保育施設における食育の啓発	教育・保育施設における、食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良好な食習慣を形成します。行事や体験に合わせた給食指導・食育計画を実施します。 また、給食での地場産品の使用を継続します。
小・中学校における食育学習の推進	各学校において栄養と食事に関する学習を推進するとともに、農作物の栽培・収穫・調理の体験を取り入れ、食物への関心や食べる意欲を高めます。
保育施設、学校給食における地産地消の推進	地域との連携により、食材の安全性を確認した上で、保育施設や学校給食での地場産品の使用を推進し、食により地域を学ぶ機会を創出します。

3 小児医療の充実

【現状と課題】

子どもの健全な成長には、小児医療の充実がとても重要といえます。現在、市内では6施設の小児科を掲げる診療所・病院のほか、下田メディカルセンターが毎月1回の小児救急を実施しています。

令和6年度には、休日及び夜間を含む365日いつでも医師に相談できる健康相談アプリ「LEBER」を導入し、小児救急医療の補完に役立てていただくよう広報しています。

今後、体調が変化しやすい子どもを持つ家庭に対し、かかりつけ医の普及を図るとともに、夜間・休日診療への要望に応えるために、救急医療体制を含めた緊急時の迅速な診療体制の充実に努める必要があります。

【基本的な方向】

子どもの病気について、保護者への情報提供やかかりつけ医の普及を図るとともに、小児医療体制の充実、小児救急体制の継続に努めます。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
小児医療体制の充実	子どもの病気について、保護者への情報提供やかかりつけ医の普及を図るとともに、県及び関係機関と連携し、夜間・休日を中心とした小児救急医療体制の継続・充実、小児科医の確保・育成に努めます。

施策目標Ⅲ 子どもの未来を育てる教育環境の充実

1 学校の教育環境等の整備

【現状と課題】

本市では、開国のまちの特色を生かして国際的なコミュニケーション能力を身に付け、グローバルな視点を持つ子どもの育成を進める事業として、中学校英語の授業でのALT（外国人指導助手）の配置、小学校の外国語活動への地域人材の派遣、大学連携事業、英語検定受検推進事業等の英語教育を通じて、国際理解教育、文化的交流を推進しています。また、教科指導員として、水泳、稲作、琴、書道等の講師を依頼し、体験を通じた総合的な学習を実施しているほか、令和6年度から全小・中学校でコミュニティ・スクールの仕組みを導入し、地域と協働した、社会に開かれた教育を進めています。

特別支援教育については、市単独で支援員を配置し、きめ細やかな支援に取り組み、子どもの学習活動の充実を図っています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談を行っています。さらに、平成30年度に賀茂地区1市5町で設置した幼児教育アドバイザーにより、専門的な立場から、各園への巡回指導を行っています。

今後、さらなる少子化の進行により、学校の規模が小さくなる中での人間関係の固定化、複式学級化等の影響に配慮しながら、子どもの学習意欲を高めるとともに、豊かな人間性と社会性を育むため、小規模地域の良さを生かし、地域との連携を深めながら、体験的な教育活動の充実を図る必要があります。

【基本的な方向】

「豊かな感性と確かな知性、健やかな心身」を目指し、基礎的な学力の向上を図り、下田グローバルCITYプロジェクトを推進し、豊かな個性と創造力を伸ばす教育を推進します。

また、心の教育を充実させるとともに、基本的な生活習慣、社会におけるモラルやマナー、忍耐力や善悪の判断等を身に付けるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
○確かな学力の向上	
主体的・対話的で深い学びの実現	個別最適な学びを進めるために、ICT環境の活用、少人数によるきめ細やかな指導体制の整備を進め、個に応じた指導の充実に努めます。また、孤立した学びに陥らないよう、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の作り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する協働的な学びの充実に努めます。

施策・事業名	主な内容
国際化、情報化時代への対応の推進	<p>本市特有の国際性を生かした教育を継続するとともに、大学との連携を最大限に活用し、児童・生徒の豊かな国際性を育む教育を推進します。</p> <p>また、情報通信技術の著しい変化に対応するため、教育現場で利用するICT機器、ネットワーク環境を充実させるとともに、機械等を計画に基づき適切に更新し、教育課程に沿ってICT機器を積極的に活用します。</p>
地域と協働した教育の充実 重点5	<p>コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、地域と協働で学校運営を行うことにより、社会に開かれた教育課程を編成し、確かな学力の育成を推進します。</p>
○豊かな心や体の育成	
心の教育の充実	<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応指導教室（教育支援センター）及び関係機関と連携し、子どもの諸問題に対するきめ細やかな対応を推進します。また、自他を尊重し、多様な人々と協働しながらよりよい方向を目指す資質・能力の育成に向けた道德教育の充実に努めます。特に、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うために「考え、議論する道德」の授業づくりを推進します。</p>
教育相談の充実	<p>適切な就学支援に向けて、巡回相談や就学支援委員会を効果的に進めるとともに、関係機関と連携しながら、より効果的な教育相談を進めます。また、虐待や生徒指導等の個別案件についても、適切に情報共有し、対応について協議します。</p>
交流活動の推進 重点5	<p>中学校統合により、「小・小連携」をさらに進めるとともに、「小1プロブレム」を解消するための幼小接続、「中1ギャップ」を解消するための小・中連携を推進します。また、各学校において、高齢者や外国人等、様々な立場・背景をもつ人との交流活動を推進します。</p>
生徒指導の充実	<p>月例報告を軸に、日常的に学校と教育委員会が連絡を取り合うとともに、関係機関と連携して生徒指導事案への対応を進めます。</p> <p>各校においてチームとしての生徒指導対応力を高めていけるよう、市生徒指導研修等を通して、教員の資質・能力の向上に努めます。</p>
グローカルCITYプロジェクト事業 重点5	<p>下田の豊かな自然を体験する活動を通じて、児童・生徒自身が地域を知り、地域を好きになる取組として、グローバルCITYプロジェクト事業を実施します。体験を通じて、地域と関わり、豊かな感性を育み、郷土を愛する心を育成するよう事業の充実に努めます。</p>

施策・事業名	主な内容
○信頼される学校づくり	
学校評議会の充実	評議員に学校参観や学校行事等の参加、評議委員会での意見交換等を通して学校の教育活動に参画していただくとともに、教育成果や実態を評価していただき、学校運営に活用します。
開かれた特色ある学校づくりの推進	市内各地域の特性を踏まえ、各小学校においてコミュニティ・スクールの仕組みを教育活動に活用し、地域と協働で学校運営を行うことにより地域に開かれた学校運営を推進します。
○幼児教育の充実	
地域性を生かした幼児教育の推進	地域において、人や自然との関わりを通して、豊かな感性が育まれていくように、地域と連携しながら幼児教育を推進します。
巡回指導の充実	賀茂地域1市5町で常設している、幼児教育アドバイザーの専門的な知見により、市内の保育所、認定こども園の巡回訪問・指導の充実を図ります。

(参考) コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことで、その設置は努力義務となっている。学校運営協議会の委員の中には地域学校協働活動推進員として任命された地域住民が含まれており、学校、保護者そして地域住民が連携して、学校運営に取り組むことができる仕組みとなっている。

下田市では、令和6年度に市内すべての小・中学校に設置した。

2 家庭や地域の教育力の向上

(1) 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

家族構成や家族のあり方の多様化が進む中、また、コロナ禍において家庭生活に影響を受けた状況において、家庭の役割や重要性を学習する場として、家庭教育学級や子育て支援講演会の開催等、家庭における教育力を高める学習機会の充実を図る必要があります。

【基本的な方向】

保護者を対象に、家庭教育の意義や必要性を周知し、認識を高める機会や子育てに関する情報を提供することで、幼少期からの家庭学習の定着・向上に努めます。

また、図書館は、地域の知性・文化・情報の拠点として、市民の生涯にわたる学びを支えとともに、本に興味を持つ市民や子どもが交流し、地域づくりや人材育成に大きな役割を果たすことができる、生涯学習の中心施設です。今後、移動図書館車の導入、まちじゅう図書館事業の拡充とともに、本市の地域性に適した図書館の整備に向けて、立地や施設の性格・規模等について、継続して検討していきます。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
家庭教育学級の充実	小・中学校において設置する家庭教育学級を通して子育てに関する知識や技術を身に付けるとともに、子育て中の保護者同士の交流や情報交換等、社会情勢の変化や保護者の学習ニーズに柔軟に対応した家庭教育学級の充実に努めます。
家庭教育に対する意識啓発	子どもの年齢に応じた家庭教育に関する資料や情報提供に努めるとともに、地域子育て支援センターや乳幼児健診等において、家庭における子育てや教育に関する講習会、勉強会等を開催し、乳幼児期から保護者への意識啓発を図ります。
ファーストブック事業	月齢が低い時期からの読み聞かせがいかに大切かを伝えるとともに、保護者に読み聞かせに対して興味・関心を持っていただく機会を提供するため、5か月児の子どもを持つ保護者を対象に、ファーストブック事業を推進します。
子ども読書活動推進事業	図書館、地域子育て支援センター等での読み聞かせボランティアによるお話会の開催、学校訪問お話会の開催等により、子どもと本を結びつける活動を実施し、子どもの読書活動の推進に努めます。
まちじゅう図書館、移動図書館車事業	身近な場所で本に触れる場所を創出し、子どもの読書活動の推進に努めます。

(2) 地域での育成活動の推進

【現状と課題】

各団体や地域において、スポーツ、芸術文化、地域行事、青少年活動等の分野での活動が行われています。また、小学校では、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象として、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）を設置しています。

少子化の進行、スマートフォンの普及による子どもの遊びの変化、地域での遊ぶ場所の減少等の影響により、子どもが地域で活動する機会が急激に減少しています。子ども一人ひとりの郷土を想う心や社会性の養成、そして体力向上につなげるよう、保育所や認定こども園及び小・中学校と地域社会が連携して、子どもたちの地域活動の活性化に取り組む必要があります。

【基本的な方向】

子どもを地域全体で育てるという観点から、孤立しがちな子育て世帯や地域とふれあう機会の少ない子どもたちに対して、社会の一員としての自覚や社会性を身に付けられるよう、子どもの地域活動への参加を促進します。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
地域育成活動の推進	子どもの地域育成活動を促進するため、地域育成会の活動の充実を促進します。 また、地域声掛け運動等に市全体の活動として取り組むとともに、実施機会や参加者の増加に向けて取り組みます。
多世代交流施設の活用促進	既存の公共施設や新庁舎において、子育て支援の場や多世代交流の場を創出するなど、地域のニーズを勘案した事業を検討します。

(3) 子どもの豊かな遊びや体験の充実

【現状と課題】

本市では、まどが浜海遊公園において、令和5年3月に複合遊具を設置しましたが、さらなる遊具設置を望む意見がみられます。また、家族で遊べる公園に自家用車で行く家庭が多いことから、既存の公園への駐車場整備の希望もみられます。

家族で体験できるイベントとして、地域の自然や文化を体験できる講座・教室を企画・実施しています。近年は、民間団体でも同様の事業を実施しているため、実施時期や内容への工夫が必要です。また、スポーツや芸術文化等、様々な活動や事業についても民間団体やボランティアを中心に、企画し実施しています。

今後も、多様な体験活動を通じて、子どもの社会性・創造性を育む環境づくりを目指し、市民・地域の協力による活動の充実とともに、子ども自身による遊びの創造を手伝う人材の育成が必要となります。また、子どもが遊べる公園が下田・稲生沢地域に集中的に整備されており、他の地域では身近な公園が不足していることから、市内各地域に適切に公園を配置するよう検討が必要です。

【基本的な方向】

子どもが、地域の人や自然と様々にふれあう体験を積むことによって豊かな感性や想像力、社会性等を養えるよう、地域の人材育成や資源の掘り起こしに努め、継続性のあるふれあいの参加型体験事業を推進します。

また、家族で安心できる遊び場の確保・充実に向けて関係機関と調整します。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
身近な遊び場の整備	公園が下田・稲生沢地域に集中的に整備されており、他の地域では身近な公園が不足していることから市内各地域（下田・本郷、稲生沢、朝日、浜崎、白浜、稲梓）において、一箇所の整備を基本とし、その地域の特性に応じた公園整備を検討します。 また、既存の公園についても駐車場の整備や、遊具の更新・増設を行い、家族で遊びやすい環境の向上を図ります。 公共施設の統廃合や庁舎移転といった市全体の計画の中で、家族の居場所や、多世代交流の場の創出など、地域のニーズに合った事業の推進に努めます。
参加型体験事業の推進 重点5	児童・生徒の郷土への理解促進、郷土愛の育成に向けて、各地域の特性を生かした体験事業を展開します。 また、民間団体の事業との差別化を図りながら、親子講座の充実を図ります。
多世代間交流の推進 重点5	子どもが、異なる世代の様々な人たちとふれあえるよう、各種講座や体験事業の参加対象者を拡大し、世代間交流や広域交流を促進します。

施策・事業名	主な内容
地域の行事・イベントへの参加促進 重点5	<p>児童・生徒が、地域において高齢者との関わりの中で文化や歴史と接し、地域への意識を高める、地域の祭りや行事に、地域の一員として参加できるよう、企画・運営、参加促進に向けての取組を推進します。</p> <p>また、多様な媒体を活用し、遊びの種類や場所等の情報を提供することで、子どもの遊びや活動を広げていけるよう努めます。</p>

3 子どもの人権や子育てに関する意識啓発の推進

(1) 子育て支援地域づくりの啓発活動の推進

【現状と課題】

子どもを産み育てたい人が安心して暮らせる環境を整備していくためには、多様な生き方や価値観を尊重するとともに、子どもや子育てを大切だと考える意識を啓発・普及していく必要があります。子育てが地域全体の喜びであり課題であると捉えることにより、地域ぐるみでの子育て支援の意識づくりが必要です。

【基本的な方向】

子どもを産み育てたい人が安心して暮らせる環境づくりを地域全体で進めるため、市民の関心を高める広報、啓発活動を推進し、人材の確保・育成につなげます。また、男性の育児参加について、巡回型居場所への参加を呼びかけるなど、啓発を行います。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
子育てを支援する意識づくりの推進	<p>関係団体と協力しながら様々な機会や媒体を活用し、子どもや子育てを地域全体で、支え合い、安心して子育てができるよう、講演会、広報、市ホームページ、SNS等を活用し、地域全体で子育てを支援する意識づくりに努めるとともに、地域での子育てに参加する人材の確保・育成に努めます。</p>

(2) 子どもの人権を守る意識の啓発

【現状と課題】

国が平成6年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准してから30年が経過しましたが、全国では子どもの人権を脅かすケース（児童虐待、いじめ、インターネット・SNS上のトラブル等）が続いています。

家族や社会のあり方として、国の基本的な考え方である「子どもの利益を最優先する＝チルドレン・ファースト」の一層の普及を図る必要があります。

【基本的な方向】

「児童の権利に関する条約」をはじめ、子どもの人権意識を高めるための各種啓発を図り、子どもの意見を尊重する社会づくり、子どもや子育て世帯を大切にする社会づくりを推進します。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
子どもの権利に関する広報・啓発活動の推進	「児童の権利に関する条約」や「児童憲章」、いじめ防止対策推進法の趣旨の広報を行うとともに、人権週間や児童福祉週間、福祉イベント等、様々な機会や場を利用して、子どもの人権に対する意識啓発を推進します。

(参考) チルドレン・ファースト

平成6年4月22日に批准した「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を踏まえ、子どもと子育てを応援する社会に向けて、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組むという、国の基本方針。

(参考) いじめ防止対策推進法

平成25年6月28日公布 同年9月28日施行。

いじめの定義を明確にし、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務のほか、国や地方自治体、学校、教育委員会等の対応や重大事態への対処等を規定している。

施策目標Ⅳ 子育てにやさしい都市基盤・生活環境の整備

1 安全で住みよいまちづくりの推進

【現状と課題】

本市では、市内道路や公共施設のバリアフリー化、歩道の整備・改修、交通安全施設の設置等を計画的に進めてきましたが、近年は「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な整備を進めています。その中で、既存の施設の改修時において、子育てバリアフリー化の実施を予定しています。今後も計画的に、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けた取組を推進していく必要があります。

【基本的な方向】

子育て中の生活において、安心とゆとりが感じられるよう、子育てにやさしい公共施設の整備や住環境の整備を促進します。

また、「こどもまんなか」のまちづくりに努め、常に、子どもや子ども連れの家族の視点に立ち、意見を取り入れ、関係機関と連携し、交通環境の整備を推進していきます。

また、市民が、外出中の子ども連れの家族を温かく見守り、必要な支援の手を差し伸べられる「心のバリアフリー」の推進に努めます。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
子育てに配慮した住宅の確保	住宅相談等において子育てに配慮した住宅の情報提供を行うとともに、子育て世帯が住宅を確保できるような施策の推進に努めます。
子育てにやさしい公共施設の整備	乳幼児期の子どもを持つ家族が安心して外出できるよう、計画的に道路の改良や授乳室やおむつ替えスペースの設置等、公共施設の整備を図ります。 また、民間の商業施設や観光施設等においても、家族で気軽に立ち寄れるよう、授乳室・おむつ替えスペースの設置に向けて協力要請に努めます。 さらに、公共施設の建替えや新規整備の際には、多くの世代が利用できるよう、子育て世代に配慮した施設整備に努めます。

2 良好な居住環境の確保

【現状と課題】

ニーズ調査では、市の子育て支援について、未就学児、小学生の保護者ともに「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」の回答の割合が2番目に高く、多くの保護者に期待されているとみられます。

こうした保護者の期待に応えられるよう、身近な公園や児童遊園の整備、遊具の安全点検・更新等、子どもが安全に安心して遊ぶことができるよう、施設の維持管理及び充実を図る必要があります。

【基本的な方向】

家族や子ども同士が身近なところで自然とふれあい、楽しむことができるよう、緑地や公園等のオープンスペースや散策道の確保・整備を推進するとともに、豊かな自然環境の保全を図ります。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
身近な憩いの場の整備	家族や子ども同士が日常の散策や憩いの場として利用できるオープンスペースや公園等の整備を推進します。 また、公園を市内各地にバランスよく配置し、地域で暮らす子育て世帯が身近で遊び、過ごせる場所として公園の整備を検討します。

施策目標Ⅴ 仕事と家庭生活との両立の推進

1 多様な働き方の実現及び働き方の見直しの促進

【現状と課題】

近年のライフスタイルの多様化やコロナ禍以降の働き方の多様化など、社会全体における働き方改革等の動きが進んでいます。その一方で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、景気動向や産業構造の変化の影響を受けるため、普及しづらい状況にあります。

今後は、市全体でワーク・ライフ・バランスの普及を積極的に図り、男女がともに仕事と家庭生活の責任を両立しながら、自分らしい生き方を選択できる社会の形成に向けた啓発・実践が必要になります。

【基本的な方向】

すべての人が仕事と生活のバランスが取れるような多様な働き方を選択できるようにするとともに、労働者・事業主に関わらず、近年の法制度や社会的動向の情報を発信し、働き方の見直しの意識啓発に努めます。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	市民の仕事と生活の調和を目指すために、関係機関と協力し、育児・介護休業法や働き方改革関連法の最新の情報を定期的に広報するとともに、長時間労働の改善やワーク・ライフ・バランスの普及・啓発、企業の子育てに対する理解と協力を啓発します。
職場環境の改善促進	労働時間の短縮やテレワーク、フレックスタイム制の普及に向けて、働き方のさらなる改善の促進について、事業主向けに啓発を図り、男女ともに子育てしやすい職場環境への改善を促進します。
職業相談の充実	ハローワーク等関係機関と協力して、就業に関する情報提供や相談の充実に努め、正規雇用を中心とした安定的な再就職を支援します。

2 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

結婚、出産後も仕事を続ける女性が増加する中で、仕事と家庭の両立や、男性の積極的な育児参加には、社会の理解が必要です。また、保護者だけでなく、社会全体で協力して進めていくという認識も必要です。当市では、父親向けの講座の参加者は増えており、子育てに参加する父親が増えているとみられます。

今後も、ワーク・ライフ・バランスのさらなる浸透・促進に向けて、情報提供をはじめとする普及・啓発活動を通じて、行政機関はもとより民間企業を含めたすべての事業主及び事業者に働きかけていく必要があります。

【基本的な方向】

育児休業制度や育児休業給付の普及・定着、子育てに配慮した労働条件の改善、再就職・再雇用への支援等に努め、仕事と子育てを両立できる就業環境づくりを促進します。

また、女性が希望する多様な再就職を促進する観点からも、保育施設入所の円滑な実施に努めます。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
育児休業制度等の普及促進	ハローワーク等関係機関と協力して、市民や事業主に対し、育児休業制度の啓発・普及に努めます。特に、「男性の育児休業」の促進に努めます。
父親の育児参加の促進	父親が積極的に子育てに関わり、母親のみに負担が集中しないよう、対等な立場でともに子育てに参加するよう啓発に努めます。
保育施設、放課後児童クラブへの入所・入室要件の見直し	出産に伴う産前産後の利用期間の延長、育児休業中の上の子どもの利用要件の見直しを検討し、出産から育児、仕事復帰までの間の切れ目のない保育の実施に努めます。

施策目標VI 子どもに対する安全の確保

1 交通安全活動の推進

【現状と課題】

子どもが犠牲になる交通事故が全国的に発生していることを踏まえ、本市では交通安全のための啓発活動を実施するとともに、地域や保育所、認定こども園、小・中学校等での交通安全教室を開催しています。

中学校の統合による、通学路の変更、登下校時の生徒の移動経路の確認、自転車通学生徒への安全運転指導等、安全対策の強化を図っています。

今後も、子どもの交通事故を「0」にするために、可能な限り市民や地域と連携しながら、市全体で交通安全対策に取り組む必要があります。

【基本的な方向】

子ども・子育て世帯を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行うとともに、地域の実情に即した交通安全教育を推進します。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
指導体制の確立	コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、学校における交通安全リーダーの育成やPTA交通安全会、交通指導員、民間ボランティア団体等の育成など、地域住民の見守り活動への参画を促進します。
交通安全教育の推進	校（園）内研修会等により、全職員の共通理解を深め、交通安全教育を積極的に推進します。中学校では、静岡県交通安全対策協議会とともに自転車マナー向上キャンペーンを行っており、自転車による交通事故の削減と交通安全教育の推進を図ります。
家庭・地域と連携した交通安全対策の推進	家庭に対して、基本的な生活習慣の確立や、ゆとりある登校等を積極的に呼びかけるとともに、地域や関係団体の協力を得て、通学時の混雑の緩和を図るなど、交通安全対策を推進します。 子供の移動経路安全推進会議を活用し、通学路の環境整備に努めます。また、令和6年度に発足した下田市健全・安全・安心まちづくり推進協議会により、地域や関係団体の協力、連携強化を図ります。
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの着用徹底については、各種講習会、交通安全運動、街頭での指導等あらゆる機会を通じて着用推進キャンペーンや着用方法の講習会を開催するとともに、新聞、広報等あらゆる広報媒体を活用し、効果的な活動を推進します。
自転車乗車時の安全で適正な利用の促進	自転車に乗車する際に、安全で適正に利用することができるよう、自転車マナー向上キャンペーンを行い、自転車の交通ルールやマナーの周知を図ります。 また、静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を周知するとともに、市内中学生への自転車損害賠償保険加入に係る補助金を実施します。 また、令和5年度から開始している自転車用ヘルメット購入費補助により自転車乗車時のヘルメットの着用を促進します。

2 犯罪被害対策の推進

【現状と課題】

子どもが犠牲になる事件が全国各地で発生しています。また、情報化の急速な進展等に伴い、インターネットやスマートフォンを利用した犯罪、有害情報の氾濫、SNS上でのいじめや誹謗中傷等も全国的な課題となっています。

本市では、地域や保育所、認定こども園、小・中学校等での防犯教室の開催、定期的なパトロール活動、インターネット・SNS等の危険から子どもを守るための啓発活動等を実施しています。

子どもを事件や事故から守ることは社会の責務であり、行政機関はもとより、地域防犯力の向上が欠かせません。そのため、防犯協会や令和6年に発足した下田市健全・安全・安心まちづくり推進協議会をはじめ、住民と連携しながら、自発的な地域活動を推進するための体制の充実が必要です。

【基本的な方向】

すべての保護者が、子育ての過程において、子どもが事故や事件に巻き込まれることを憂慮していることから、警察、PTA、ボランティア団体や家庭が一体となって子どもの安全対策に十分配慮していくように努めます。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
防犯活動の推進	子どもの不慮の事故や犯罪を防止するため、防犯協会が中心となり、警察、地域、市民団体等と連携しながら防犯意識の高揚を図るための広報・啓発活動を推進します。 また、令和6年に発足した下田市健全・安全・安心まちづくり推進協議会においても、地域や関係団体の協力・連携を進め、具体的内容を検討し、防犯活動を図ります。
「子どもを守る家」、 「子どもみまもり隊」、 「青色防犯パトロール」の普及・充実	子どもが緊急時に助けを求めて駆け込める「子どもを守る家」の普及・充実を図ります。 また、車両での防犯パトロールを行う「子どもみまもり隊」や「青色防犯パトロール」による地域ぐるみの防犯対策は、犯罪抑制に効果的です。各地区の状況変化に合わせて、「子どもを守る家」や「子どもみまもり隊」に協力できる家庭や事業所の更新、新規協力の要請等の見直しを図るとともに、子どもに対して、その場所や役割の周知・指導の徹底を図ります。
防犯情報の提供	子どもが被害者となる事案の発生場所等の情報を提供し、身を守ることができるよう促進します。 また、関係機関が連絡を取り合い、学校への周知を図っていくとともに、下田市健全・安全・安心まちづくり推進協議会で情報を共有し、地域や関係団体との連携体制の強化を図ります。
有害情報対策の啓発	スマートフォンやパソコン、タブレットの所有や使用の低年齢化により、インターネット・SNS上で容易に入手できる有害情報やいじめ等から子どもを守るために、児童・生徒と保護者を対象にした啓発に努めます。

3 自然災害対策の推進

【現状と課題】

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以降、全国的に大規模な地震や風水害等により多くの子どもの命が失われています。直近では、能登半島で令和 6 年 1 月に発生した地震、9 月に発生した豪雨など、伊豆半島と似た条件の地域で大規模災害が発生しています。

また、南海トラフ地震による地震・津波の被害が想定されているとともに、傾斜が多く、水害・土砂災害の危険性がある本市において、子どもの生命を守るため、子どもたちが安全な学校施設で安心して学ぶことのできる教育環境の整備をはじめ、あらゆる取組を進めていく必要があります。

【基本的な方向】

近年、被害規模が拡大している風水害や地震災害から子どもの身の安全を確保するため、津波や水害、土砂災害の危険区域に設置されている施設の移転・統廃合を検討するとともに、施設の安全性の向上、子どもや保護者への防災意識の向上を促します。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
教育・保育施設の 防災対策の推進	火災や地震に対応できるよう、防火施設の整備・点検・更新に努めるとともに、老朽化・劣化した施設・設備の更新を図ります。
災害の危険区域に設 置されている教育・ 保育施設の移転・統 廃合の検討 重点3	津波浸水想定域内に立地する下田保育所について、下田認定こども園への早期統合について検討します。また、津波や水害、土砂災害の危険性が高い危険区域に設置されている教育・保育施設について、施設の移転や統廃合を含めた施設のあり方について、検討します。
児童・生徒への防災 教育・訓練の実施 重点3	すべての児童・生徒に、立地に応じた最新の防災知識が身に付くよう、小・中学校において対象年齢・学年に適した防災教育訓練を定期的実施します。
保護者への防災研修 会の実施 重点3	子どもと一緒に災害にあったときの対応策や保育所、認定こども園、学校への引き取り等を家族で学べるよう、事前準備や災害発生時の行動、避難時の対応、応急措置等の防災知識に関する研修会等を定期的実施します。

4 思春期保健対策の充実

【現状と課題】

思春期の子どもたちの健全な育成のため、関係機関と連携し、児童・生徒の健康な生活習慣の形成、不安や悩みを軽減する取組を推進しています。

全国的に、思春期に関する問題は多様化の傾向にあり、スマートフォンが小・中学生に広く普及したことで、インターネット・SNS等に容易にアクセスできるようになったことから、インターネット上での犯罪や人権侵害が広がり、社会的に大きな問題となっています。

児童・生徒が正しい知識を身に付け、生命の大切さ、犯罪に巻き込まれないための自衛策を理解し、望ましい行動が取れるよう、また、インターネット・SNS等での加害者にならないための方策を検討し、家庭、教育機関、医療機関及び保健機関が連携し、正しい知識と行動の普及に向けて、より一層取り組む必要があります。

【基本的な方向】

生命の大切さ、思春期の性や健康に関する知識の普及・啓発、相談活動により思春期の心と身体の健全な成長を促します。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
知識の普及・啓発 重点7	学校を通して思春期特有の身体や性、食生活、心の問題に関する知識の普及・啓発に努めます。また、子育て支援ネットワークと中学校が連携し、命の大切さを知り、乳児とのふれあう機会を設けています。 さらに、インターネット・SNS等における情報の発信・受信、取扱い等に関する、知識の普及・意識の向上に努めます。
相談活動の充実 重点7	賀茂健康福祉センターや専門家と連携して、学校における児童・生徒への相談活動を充実します。 相談によって要保護児童の発見につながるため、関係者との情報共有を図り、支援につなげます。

施策目標Ⅶ 支援を要する子どもや家庭を支えるきめ細かな取組の推進

1 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

家庭内での虐待により生命の安全を脅かされている子どもは少なくなく、悲しいニュースを目にすることがあります。本市で生活する子どもが健やかに成長できるよう、子どもの人権侵害に対する予防や早期発見、早期対応が重要です。

そのため、「子どもの最大限の利益を目指す」基本的な視点のもと、関係機関の連携強化を図り、子どもの人権を侵害する事案の未然防止と早期対応に向けた支援体制の充実が必要です。

【基本的な方向】

児童虐待への迅速な対応を図る一方、要保護児童対策地域協議会活動を充実し、様々な問題に適切に応じられるよう、保健、医療、福祉、教育、警察等各分野の専門的な相談機関とのネットワークづくりを推進します。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、構成する保健、医療、福祉、教育等の関係機関・団体が連携し、子どもの生命安全を優先する支援の推進を図ります。
児童虐待防止に対する情報の周知徹底	虐待の把握や虐待への対応を適切に行うために、関係機関において確実な情報共有に努めます。 また、児童虐待防止に係る普及・意識向上のため、毎年11月の児童虐待防止月間に合わせて市民に対する広報手段や内容の工夫に努めます。

2 ひとり親家庭や貧困家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

本市では、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保、経済的支援という4つを柱として、ひとり親家庭への支援を行っています。

ひとり親家庭は、子育て、生計、家事等の役割を一人で担うため、精神的・身体的な負担が大きく、生計の維持や家庭生活面で苦勞するケースがみられます。このような厳しい家庭環境は、子どもの健全な成長・発達に多大な影響を及ぼす可能性があります。

また、様々な理由により経済的に困窮している家庭（貧困家庭）に対しても、その状況を把握し、関係機関・団体と連携しながら支援を行う必要があります。

そのため、それぞれに異なる状況に置かれたひとり親家庭・貧困家庭の自立支援・就業支援など、個々の家庭の状況に応じた必要な支援を通じて、ひとり親家庭・貧困家庭を社会全体で支えていく地域づくりをさらに進めていく必要があります。

【基本的な方向】

ひとり親家庭・貧困家庭が安心して生活できるよう生活面や子育てにおける自立に向けた支援に努めるとともに、経済的支援や相談活動を充実します。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
自立に向けた支援	関係機関と連携して一人ひとりの状況に応じた就労相談や職業能力開発への支援を行うとともに、安心して仕事ができるよう、生活面や子育てでの支援に努めます。
経済的支援の充実	児童扶養手当や福祉資金貸付制度等、利用可能な支援制度の周知に努め、経済的な自立を促進します。
相談活動の充実	母子福祉協力員、民生委員児童委員、主任児童委員やこども家庭総合支援拠点による相談活動を充実し、子どもの健やかな育成と家庭生活の自立援助に努めます。
ひとり親家庭支援の検討	ひとり親家庭の現状を把握し、国の支援策と合わせて市として実施可能な支援策を検討します。
貧困家庭の把握	子ども家庭総合支援拠点による学校訪問や、主任児童委員との連絡会を定期的実施するほか、困難を抱えた家庭を訪問するなど、本人、家族に配慮しながら広範囲で実態を把握します。
生活困窮世帯の子どもの生活、学習支援	生活困窮者自立支援制度を活用し、子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣の確立、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

3 障害児施策の充実

【現状と課題】

障害や病気等により特別な支援を必要とする子どもが、身近な地域で安心して生活できるよう、障害等に応じた専門的な医療・療育の提供、用具等の給付を行い、健全な発達を支援しています。

一方、各種発達障害についての社会全体の理解が不十分であることにより、子ども本人やその家族が不安や悩みを抱えてしまうことが懸念されます。

引き続き、発達障害を含め、障害の特性に応じて、子どもの可能性や社会に参加する力を最大限に伸ばしていくことが課題となります。そのためには、子どもに関わる教諭や保育士等の専門性のさらなる向上や専門機関との連携を図りながら、子ども一人ひとりの状況に応じた支援や援助とともに、成人期も見据えたサポートが必要になります。また、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害者に対する理解を深めるための研修・啓発を通じて共生社会の実現を図る必要があります。

【基本的な方向】

障害児施策の総合的な展開を図るため、「賀茂地区障害者計画」及び「賀茂地区障害児計画」を推進するとともに、障害の早期発見と適切な療育の提供ができるよう、健康相談担当部所や学校・障害福祉事業所と連携を図ることで、相談支援体制の充実を図ります。

【主要施策】

施策・事業名	主な内容
子育て相談会の充実	障害の早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健康診査や子育て相談会への専門職種の配置など相談体制を整備するとともに、対象者の参加を促進します。また、今後実施を予定している5歳児健診についても、効果的に実施できるよう検討します。
療育相談・支援の充実	療育相談・支援を必要とする子どもが、適切な支援を受けられるよう、賀茂健康福祉センターや障害福祉サービス事業所と連携協力し、さらなる相談・支援事業の周知に努めます。
児童発達支援センター機能の充実	現在実施している、療育支援事業や相談支援事業を児童発達支援センターの代替え機能とし、さらなる相談体制の充実を図り、個々の障害の状態及び発達過程等に応じたサービスを提供し、機能確保に努めます。
障害在宅福祉サービスの充実	障害児の日常生活の利便性を図るため、「障害児福祉計画」に基づく補装具支給事業、日常生活用具支給事業、障害児通所支援等事業等の充実に努めます。
理解の促進啓発事業の推進	社会福祉協議会や福祉団体が開催するイベント、キャンペーン事業を支援し、障害や障害者への理解促進・啓発に努めます。

第5章 子ども・子育て事業計画

第1節 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法（第61条第2項）では、教育・保育提供区域を定め、当該、教育・保育提供区域ごとに、「教育・保育施設」及び「地域子ども・子育て支援事業」における利用者等の見込み（量の見込み）及び受け入れ体制の想定（確保の方策）について定めることとされています。

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

1 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用者数等の見込み（量の見込み）、受け入れ体制の想定（確保の方策）を記載することとなっています。

2 本市における教育・保育提供区域の考え方

本市では、「教育・保育施設」及び「地域子ども・子育て支援事業」の教育・保育提供区域について、これまでと同様、市全体を「1区域」とします。

■ 設定する項目 ■

区 分	区域
教育・保育 ①1号認定区分（3-5歳、教育のみ利用） ②2号認定区分（3-5歳、保育の必要性あり） ③3号認定区分（0歳、1歳、2歳の年齢区分ごと、保育の必要性あり）	1区域
地域子ども・子育て支援事業 ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健診事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦子育て援助活動支援事業 ⑧一時預かり事業 ○在園児対象型（幼稚園型） ○幼稚園預かり以外 （下田市緊急・リフレッシュ保育事業） ⑨時間外保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	【新規】 ⑭子育て世帯訪問支援事業 ⑮児童育成支援拠点事業 ⑯親子関係形成支援事業 ⑰妊婦等包括相談支援事業 ⑱乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） ⑲産後ケア事業 1区域

第2節 教育・保育施設における利用者数等の見込み（量の見込み）及び受け入れ体制の想定（確保の方策）

市内の幼児教育・保育施設について、計画期間内における利用者数等の見込み（量の見込み）及び受け入れ体制の想定（確保の方策）を設定します。

なお、利用者数等の見込み（量の見込み）については、令和2年度から令和6年度までの年度当初の利用率（利用者数／人口）の推移が今後も続くものと想定し、計画期間各年度の推計人口を基に算出しました。

また、受け入れ体制の想定（確保の方策）については、概ね既存施設を活用するものとなりますが、各認定区分に応じて、方針を設定するものとします。

1 1号認定（認定こども園幼稚園部）

認定こども園幼稚園部における3～5歳児の利用者数の見込み及び定員の想定は、以下のとおりです。

【利用者数の見込み及び定員の想定】

現在の定員で対応可能であるため、現在の定員で運営を行うものとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者数の見込み（人）	26	25	22	22	21
②定員の想定（人）	105	105	105	105	105
特定教育・保育施設	105	105	105	105	105
差し引き（②－①）	79	80	83	83	84

2 2号認定（保育所及び認定こども園保育園部）

保育所及び認定こども園保育園部における3～5歳児の利用者数の見込み及び定員の想定は、以下のとおりです。

【利用者数の見込み及び定員の想定】

現在の定員で対応可能であるとともに、早急な対応を検討している下田保育所と下田認定こども園の統廃合後においても対応が可能と想定されるため、継続する各園では現在の定員で運営するものとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者数の見込み（人）	200	185	170	164	161
②定員の想定（人）	309	309	198	198	198
特定教育・保育施設	309	309	198	198	198
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差し引き（②－①）	109	124	28	34	37

※下田保育所の統廃合は現在調整中です。

3 3号認定（0歳）

保育所及び認定こども園保育園部、地域型保育、認可外保育施設における0歳児の利用者数の見込み及び定員の想定は、以下のとおりです。

【利用者数の見込み及び定員の想定】

現在の定員で対応可能であるとともに、早急な対応を検討している下田保育所と下田認定こども園の統廃合後、それに伴う下田認定こども園の定員変更により対応可能と想定されるため、継続する各保育所では現在の定員で運営するものとします。

なお、社会情勢の変化や市民の就労意識の変化、育児休業明けの利用の増加など、様々な要因により0歳児保育のニーズが高まる可能性があるため、各園の職員や施設を有効に活用し、可能な範囲で0歳児を受け入れることができるよう、随時調整していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者数の見込み (人)	8	8	8	7	7
②定員の想定 (人)	20	20	17	17	17
特定教育・保育施設	20	20	17	17	17
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差し引き (②-①)	12	12	9	10	10

※下田保育所の統廃合は現在調整中です。

4 3号認定（1歳）

保育所及び認定こども園保育園部、地域型保育、認可外保育施設における1歳児の利用者数の見込み及び定員の想定は、以下のとおりです。

【利用者数の見込み及び定員の想定】

現在の定員で対応可能であるとともに早急な対応を検討している下田保育所と下田認定こども園の統廃合後、それに伴う下田認定こども園の定員変更により対応可能と想定されるため、継続する各保育所では現在の定員で運営するものとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者数の見込み (人)	40	39	37	35	33
②定員の想定 (人)	44	44	39	39	39
特定教育・保育施設	44	44	39	39	39
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差し引き (②-①)	4	5	2	4	6

※下田保育所の統廃合は現在調整中です。

5 3号認定（2歳）

保育所及び認定こども園保育園部、地域型保育、認可外保育施設における2歳児の利用者数の見込み及び定員の想定は、以下のとおりです。

【利用者数の見込み及び定員の想定】

現在の定員で対応可能であるとともに早急な対応を検討している下田保育所と下田認定こども園の統廃合後、それに伴う下田認定こども園の定員変更により対応可能と想定されるため、継続する各保育所では現在の定員で運営するものとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者の見込み（人）	46	47	46	44	42
②受け入れ体制の想定（人）	63	63	47	47	47
特定教育・保育施設	63	63	47	47	47
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差し引き（②-①）	17	16	1	3	5

※下田保育所の統廃合は現在調整中です。

6 保育利用率

計画期間における満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定の保育利用率の目標値は以下のとおりです。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児（％）	12.5	13.1	14.0	13.0	13.5
1歳児（％）	58.0	58.2	57.8	58.3	57.9
2歳児（％）	73.0	73.4	74.2	74.6	76.4

第3節 地域子ども・子育て支援事業の利用見込み及び受け入れ体制の想定

子ども・子育て支援法第59条に基づく「地域子ども・子育て支援事業」は、令和6年の法改正を受けて、19事業となりました。

本節では、国が定める地域子ども・子育て支援事業について計画期間における「利用者数等の見込み」及び「受け入れ体制の想定」を設定します。

1 利用者支援事業

市民の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【受け入れ体制の想定】

市福祉事務所において利用者の受け付け、相談対応を実施しており、今後も継続して実施していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受け入れ体制の想定（か所）	1	1	1	1	1

2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【延べ利用日数の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度までにおける、0歳児から2歳児までの人数に占める延べ利用日数の割合（利用率）の推移が大きく上昇していることから、直近の令和5年度における利用率が今後も一定で推移するものとし、各年度の推計人口に利用率を乗じて算出しました。

【受け入れ体制の想定】

下田市地域子育て支援センターにおいて、事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用日数の見込み （年間延べ日数）	3,280	3,167	3,102	2,957	2,795
受け入れ体制の想定（か所）	1	1	1	1	1

3 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人当たり16回の受診が可能です。

【延べ利用回数の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度までの、0歳児の人数に占める延べ利用回数の割合（利用率）を基に、ゆるやかに上昇するものと想定し、各年度の推計人口に利用率を乗じて算出しました。

【受け入れ体制の想定】

すべての妊婦が安心して妊婦健診を受診できるよう、市内医療機関における受診体制の維持・確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用回数の見込み (年間延べ回数)	780	754	715	677	650
受け入れ体制の想定	実施体制：委託医療機関 実施体制：県内101か所、市内2か所（他県外） 検査項目： ・妊婦一般健康診査（16回） ・HTLV-1抗体検査 ・クラミジア検査 ・ヒト免疫不全ウイルス抗体検査 ・子宮頸がん検査 実施時期：妊娠届出後から出産まで				

4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行い、養育環境等の把握を行う事業です。

【利用者数の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度までの、0歳児の人数に占める利用者数の割合（利用率）の推移が今後も続くものと想定し、各年度の推計人口に利用率を乗じて算出しました。

【受け入れ体制の想定】

保健師と連携を図りながら、母子保健活動において利用者数等の見込みに対する訪問・支援体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数の見込み (人)	64	63	61	59	57
受け入れ体制の想定	実施体制：1人（専従）+4人（補助） 実施機関：福祉事務所（専従）、市民保健課（補助）				

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【利用者数等の見込み、受け入れ体制の想定の方】

これまで訪問実績がないことから、本計画において利用者数等の見込みは設定しないものとします。

今後、乳児家庭全戸訪問事業での情報収集等により養育支援の必要性が高い家庭を把握したときは、市保健師を派遣し、必要な対応を取るものとします。

6 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【利用者数等の見込み、受け入れ体制の想定の方】

これまで利用実績がないことから、本計画において利用者数等の見込みは設定しないものとします。

今後、利用希望者が出たときは、人口の推移や利用希望者の動向、受け入れ体制の確保等を総合的に勘案し、事業の実施について検討します。

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 小学生利用）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【延べ利用日数の見込みの方】

コロナ禍の令和2年度及び令和3年度において利用実績がなく、令和4年度以降も利用者数の変化が大きいことから、直近の令和5年度における小学生の人数に占める延べ利用日数の割合（利用率）が今後も一定で推移するものとし、各年度の推計人口に利用率を乗じて算出しました。

【受け入れ体制の想定】

主に、放課後児童クラブの送迎に利用する家庭が多いとみられるため、集中する時間帯に必要な人数を確保できるよう、広く市民に参加を呼びかけます。

また、必要とする家庭が公平に利用できるよう、事業の内容や利用方法等について、情報提供を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用日数の見込み (年間延べ日数)	23	22	20	19	18
受け入れ体制の想定 (年間延べ日数)	23	22	20	19	18

8 一時預かり事業

主に昼間において、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を行う事業です。

(1) 在園児対象型（幼稚園型）

【延べ利用日数の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度までの、1号認定の人数に占める延べ利用日数の割合（利用率）の平均値を各年度の推計人口に利用率を乗じて算出しました。

【受け入れ体制の想定】

現在事業を実施している各施設において、継続して実施するものとします。

また、幼児が安心して過ごせるよう、職員の確保や体制の維持・充実、施設の更新に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用日数の見込み (年間延べ日数)	20	27	26	23	23
受け入れ体制の想定 (年間延べ日数)	20	27	26	23	23

(2) 幼稚園預かり以外（下田市緊急・リフレッシュ保育事業）

【延べ利用日数の見込みの考え方】

令和4年度から令和5年度にかけて延べ利用日数が急増したため、直近の令和5年度における未就学児の人数に占める延べ利用日数の割合（利用率）が今後も一定で推移するものとし、各年度の推計人口に利用率を乗じて算出しました。

【受け入れ体制の想定】

現在事業を実施している各施設において、継続して実施するものとします。

また、乳幼児が安心して過ごせるよう、職員の確保や体制の維持・充実、施設の更新に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用日数の見込み (年間延べ日数)	148	139	134	125	119
受け入れ体制の想定 (年間延べ日数)	148	139	134	125	119

9 時間外保育事業

保育認定を受けた幼児について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。(延長保育は、18:30以降の利用を指します。)

【利用者数等の見込みの考え方】

民間園において、令和5年度に18:30以降にお迎えがあった事例を基に、毎月3人の利用を想定します。

【受け入れ体制の想定】

令和7年度より、民間園での事業を想定しています。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者数の見込み	(人)	3	3	3	3	3
受け入れ	②定員 (人)	6	6	6	6	6
体制の想定	事業所数 (か所)	1	1	1	1	1
差し引き (②-①)		3	3	3	3	3

10 病児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病児保育を行う事業です。

【延べ利用日数の見込みの考え方】

令和4年度から令和5年度かけて延べ利用日数が急増したため、直近の令和5年度における2号認定及び3号認定の人数に占める延べ利用日数の割合(利用率)が今後も一定で推移するものとし、各年度の推計人口に利用率を乗じて算出しました。

【受け入れ体制の想定】

下田メディカルセンターに設置されている、かるがも病児保育室(定員:1日3人以内)において、病児保育を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用日数の見込み (年間延べ日数)	246	201	192	179	171
受け入れ体制の想定 (年間延べ日数)	246	201	192	179	171
病児保育事業	246	201	192	179	171

11 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【利用者数の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度までの、小学生の人数に占める利用者の割合（利用率）を基に、緩和されながら上昇するものと想定し、各年度の推計人口に利用率を乗じて算出しました。

【受け入れ体制の想定】

令和4年度までに市内7小学校区すべての区域で放課後児童健全育成事業の実施体制を整備済みです。当面は現在の定員・体制で事業を続けるものとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者数の見込み（人）	145	140	139	136	132
1年生	43	42	41	41	40
2年生	33	32	32	31	30
3年生	27	26	26	25	24
4年生	24	23	23	23	22
5年生	12	12	12	11	11
6年生	6	5	5	5	5
②受け入れ体制の想定（人）	250	250	250	250	250
差し引き（②-①）	105	110	111	114	118

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は、特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部・一部を、所得に応じて助成する事業です。

【受け入れ体制の想定】

支援が必要な児童を適切に把握し、事業を適正に運用します。

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。

【受け入れ体制の想定】

当面、教育・保育事業への新規参入は想定していないため、本事業は行わないものとします。

今後、参入希望の意向を受けたときは、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

令和6年の法改正により、以下の6事業が追加されました。

14 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【利用者数等の見込み、受け入れ体制の想定の方】

新規の事業であるため、本計画において延べ利用日数の見込みを設定していません。

今後、支援の必要性のある家庭を把握したときは、必要な対応を行い、関係機関と調整しながら、受け入れ体制の整備に努めます。

15 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【利用者数等の見込み、受け入れ体制の想定の方】

新規の事業であるため、本計画において利用者数等の見込みを設定していません。

今後、支援の必要性のある児童を把握したときは、必要な対応を行い、関係機関と調整しながら、居場所となる場の確保に努めます。

16 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場の設置その他必要な支援を行う事業です。

【利用者数等の見込み、受け入れ体制の想定の方】

新規の事業であるため、本計画において利用者数等の見込みを設定していません。

今後、支援の必要性のある、保護者や児童を把握したときは、必要な対応を行い、関係機関と調整しながら、支援体制の整備に努めます。

17 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等を対象に、妊娠期から産後の育児期までにおいて、面談等による情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

【利用者数等の見込み、受け入れ体制の想定の方】

新規の事業であるため、本計画において利用者数等の見込みを設定していません。
今後、こども家庭センターの設置時期に合わせて事業実施の検討を行います。

18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労の有無に関わらず毎月一定時間の範囲内で、時間単位での保育サービスを利用できる事業です。

【利用日数の見込みの方】

今後の2歳以下の保育所、認定こども園を利用しない乳幼児の人数や、近年の一時預かり事業（下田市緊急・リフレッシュ保育事業）の利用状況を基に、0歳児が3人、1歳児と2歳児がそれぞれ1人と想定し、月1回の利用を見込みます。

【受け入れ体制の想定】

令和7年度中に市内の保育所又は認定こども園において実施体制を整備し、令和8年度からの事業開始を目指します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	延べ利用日数の見込み (年間延べ日数)	0	36	36	36	36
	受け入れ体制の想定 (年間延べ日数)	0	36	36	36	36
1歳児	延べ利用日数の見込み (年間延べ日数)	0	12	12	12	12
	受け入れ体制の想定 (年間延べ日数)	0	12	12	12	12
2歳児	延べ利用日数の見込み (年間延べ日数)	0	12	12	12	12
	受け入れ体制の想定 (年間延べ日数)	0	12	12	12	12

19 産後ケア事業

出産直後の母親や新生児・乳児のうち、母親の身体的、心理的、社会的な面から支援が必要であり、かつ、自宅で新生児・乳児の養育が可能な世帯を対象に、地域におけるニーズや社会資源の状況から「宿泊型」、「アウトリーチ型」「デイサービス型（個別・集団）」の支援を行う事業です。

【利用日数の見込みの考え方】

直近の出産直後に支援を必要とする母子の状況から、年間12日の利用を想定します。

【受け入れ体制の想定】

市内の医療機関においてデイサービス型（個別）の実施体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用日数の見込み (年間延べ日数)	12	12	12	12	12
受け入れ体制の想定 (年間延べ日数)	12	12	12	12	12

第4節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

1 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認可保育所、認定こども園のあり方について

現在、市内には認可保育所が2園、認定こども園が2園設置されています。今後も、保育の質の向上に向けて、各園が連携し情報や課題の共有に努めます。

また、働く母親の増加が想定されることから保育ニーズは高いものの、教育・保育の両方の機能を持つ認定こども園の利用意向が高く、下田保育所は定員の4割以下の利用者となっています。また、下田保育所は津波浸水想定区域に含まれていることから、設置場所の安全性についても課題があります。

下田保育所と下田認定こども園のあり方（統廃合や転換等）について、関係機関と調整しながら検討を行います。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る基本的な考え方について

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は、保護者の事業利用のニーズと必要性、家庭や子どもの実態を勘案して適切に提供し、妊娠・出産から学童期まで切れ目のない支援を行います。

また、各事業の実施・提供に当たっては、年齢に応じた子どもの育成を支援するとともに、保護者の心身の負担軽減等を図ることを目指します。なお、事業それぞれの状況について、市が定期的に状況を把握し、適正な利用を図るとともに、必要性があっても利用しない利用控えを解消し、必要性に応じた利用を促進するよう努めます。

(3) 幼・保・小連携の体制の充実

「小1プロブレム」や発達障害の可能性のあるグレーゾーンの児童、課題を抱える家族の状況等に切れ目なく対応するため、保育所、認定こども園と小学校における職員の連携・情報の共有化に努めます。

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

令和元年10月に開始した「子育てのための施設等利用給付」の給付申請について、保護者の経済的負担の軽減や利便性の確保とともに、過誤請求・支払の防止や事業者の運営等を勘案し、公平かつ適正な給付に努めます。なお、給付回数は年4回を目安とし、事業者の経営・運営に配慮しながら償還払により実施するものとします。

また、特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携しながら実施します。さらに、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には県に協力を要請し、適切な対応を行います。

3 教育・保育施設の質の向上

(1) 職員配置の充実

子どもの年齢に応じてきめ細かな教育・保育が可能となるよう、配置基準に基づく職員の確保・配置に努めます。なお、2歳児以下の保育については、今後も一定のニーズが続くことが想定されるため、必要な職員数の人材確保に努めます。

人材の確保に当たっては、一度職場を離れた有資格者の受け入れや、職員の人脈、広範囲な求人等の多様な取組を進めます。併せて、保育士をサポートする補助的な人材の確保・育成にも努めます。

また、人材確保や離職の防止に向けて、職場の環境改善や職員のサポート体制の充実に支援します。

(2) 職員の資質向上に向けた研修等の充実

児童虐待や貧困等の課題を抱える家庭や障害児などに対して、それぞれの状況に応じた支援を行い、課題解決につなげる人材の育成が必要です。

そのため、関連する各施設において、職員研修や自主研究の実施を促進するとともに、関係機関等が実施する外部研修の情報提供に努めます。

また、市が中心となり、認可保育所や認定こども園、小学校、放課後児童クラブ等の職員に対する合同研修において、同年齢の子どもに関する情報・課題の共有、対応策の検討を行うことにより、職員の専門性の向上を支援します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

計画の推進に当たり、子育て支援の関係者、事業者・団体だけではなく、市民全員が自ら及び地域の将来に関わることとして関心を持てるよう情報発信に努め、理解の促進を図ります。

また、本計画の周知に向けて、本計画で示した基本理念や考え方、取組について、市の広報紙やホームページ等を通じ情報提供を行うとともに、認可保育所や認定こども園、学校、市の行事・イベント等で概要版を配布するなど、様々な媒体・機会を活用して広報活動を積極的に展開します。

併せて、認可保育所や認定こども園、学校等と連携して子どもたちや保護者への周知を行い、少子化社会における地域との関わりによる子育ての効果・意識の啓発に努めます。

2 計画の推進体制の整備・充実

本計画に基づいて推進する各施策は、子どもやその保護者を主な対象とした、福祉、保健、医療、教育、労働、防犯・防災など幅広い分野にまたがるものであり、全庁的な取組とともに関係機関との連携が必要です。そのため、担当各課が中心となり、総合的な視点から計画を推進していきます。

なお、令和7年度には、貧困対策や子ども・若者の社会的自立、少子化対策など、さらに幅広い分野を網羅する「(仮称)下田市こども計画」を策定することから、部署間の連携、関係機関との連携の充実をさらに進めていきます。

3 計画進捗状況の点検・公表について

(1) 計画進捗状況の点検

計画の推進に当たっては、事業の実施状況を定期的に把握・点検し、その結果をその後の事業や計画の見直し等に反映させていく必要があることから、定期的に計画内容の進捗状況のチェックや評価を行います。また、必要に応じて計画期間の中間年度である令和9年度には、中間評価の実施を検討します。

(2) 計画進捗状況の公表

本計画で示した事業の実施状況、目標達成状況、及び会議における検討内容や提言等を、広報紙やホームページ等を活用して必要に応じて公表し、市民や関係者への分かりやすい周知を図ります。

(3) 市民意見の収集

市民や当事者の意見を施策に反映させるため、子育て支援サークル活動や各種教室及び児童相談の場等を利用して意見の収集に努めます。